

II 大学・学部における主要点検・評価項目

1 大学・学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的 ・教育目標

【到達目標】

「創学の精神」や「大学の理念」を実現するために、本学が掲げている教育目標に従って、適切な人材の養成ができるよう教育・研究活動を行うとともに、それらの理念・目的・教育目標を学内外に周知させ、社会や時代の要請にかなっているかどうかを検証し、見直す仕組みを導入する。また、大学としての健全性や誠実性や教職員及び学生のモラルを確保するための綱領等を策定する。

①理念・目的等

- a 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状の説明】

本学の母体は1930（昭和5）年4月、神戸以西で初の女子薬学教育機関として創立された神戸女子薬学校であるが、専門学校令に基づく専門学校への昇格が認められ、神戸女子薬学専門学校を開校した1932（昭和7）年を本学の創立の年としている。

創学の精神は、「科学的素養を身につけ、社会に貢献できる女子を育成し、薬剤師資格を得て社会で女子が自立できることを目的とする」である。1949（昭和24）年には、戦後の学制改革によって、新制の神戸女子薬科大学へと昇格した。大学昇格時には薬学科のみであったが、施設の拡充や教授陣容の強化に努め、1965（昭和40）年には衛生薬学科を増設し2学科となった。その後、1967（昭和42）年には大学院薬学研究科（修士課程 薬学専攻）、1979（昭和54）年には博士後期課程を設置し、薬科大学として教育・研究体制が整備され、多くの優れた女子薬剤師を社会に輩出してきた。しかしながら、社会情勢の大きな変化により、女子のみを対象として薬学教育をすることの社会的意義が大きく減少したことにより、1994（平成6）年4月に男女共学制を導入し、大学名も「神戸薬科大学」と変更した。

これを契機に、本学の理念は「社会に大きく開かれた大学であることを意識し、創立以来の伝統である教育と研究の両立を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師、並びに教育・研究者を養成すること、さらに地域の医療と環境問題に目を向けて健康の維持・増進にも貢献できる拠点となること」とされた。その実現に向けて、施設・設備面の環境整備が着々と進められ、教育・研究の一層の充実が図られた。教育面では近年重要性の増してきた医療薬学分野の強化に努めた。1996（平成8）年には、他の薬系大学に先駆けて、モデル薬局を備えた医療薬学総合研修センターを開設、1997（平成9）年には臨床薬学研究室を創設した。また大学院においては、薬学専攻内に6か月の病院研修を含む医療薬学コースを設置、また社会人を対象とした昼夜開講制医療薬学コースを開講し、更に2002（平成14）年には薬学専攻と医療薬科学専攻の2専攻制となった。また研究面では1999（平成11）

1 大学・学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標

年から神戸薬科大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業が開始され、全学的により活発な研究活動が展開されている。

2006（平成18）年、医療を取り巻く環境の変化、薬剤師に対する社会的要請を背景として、薬学教育の年限が延長されたことに伴い、本学は従来の4年制2学科から6年制薬学部薬学科に移行した。本学は、「創学の精神」と「大学の理念」を基盤にして、4つの教育目標を掲げている。

- (a) 高度な薬学の知識と技能を備えた薬剤師の養成
- (b) 生命の尊厳の尊重と医療人としての倫理観の修得
- (c) 科学的思考力及び問題の主体的解決能力の修得
- (d) 21世紀の医療と環境を正しく理解し、健康の増進に貢献できる人材の育成

この教育目標に従って、6年制カリキュラムを編成し、医療系教員の充足を順次行い、社会に貢献できる実践力を身につけた薬剤師、薬のスペシャリストの養成を目指し、教育・研究に一層の努力を重ねている。

【点検・評価】

従来の日本の薬学教育においては、医薬品（化学物質）を対象とした化学中心の教育がなされてきた傾向があり、患者を中心に据えたより臨床に近い教育が十分になされてこなかった。その反省を踏まえて、2006（平成18）年度から全国的に、薬剤師養成を主目的とする薬学教育の修業年限が6年に延長された。薬学教育6年制においては、薬学専門教育の充実はもとより、薬剤師としての幅広い教養、ヒューマニズム教育の充実、医療倫理や医療人としての使命感・態度、コミュニケーション能力、更には医療現場での実践的能力の養成が強く求められるようになった。これは本学の理念や教育目標と合致するものであり、これまで医療薬学総合研修センターの開設、臨床薬学研究室の創設など医療薬学分野の強化に努めてきたことは評価できる。しかし、本学においても従来の4年制課程においては、教育は基礎薬学に重点があり、医療薬学の分野での教育は充分とは言えなかった。そこで、6年制課程への移行を機に医療薬学研究室を新たに増設、また医療薬学総合研修センターを発展的に改組し薬学臨床教育センターとし、実務家教員を採用することにより臨床的な実践力を養成する教育体制を整えつつあることは適切である。また、神戸薬科大学と神戸大学の全学的な連携の協定締結による協力体制のもとに、医学部との医薬連携を中心とした広範な連携を図る予定で、このことは学部教育においてチーム医療を身近に学ぶ機会を与えることになり、高く評価できる。

【改善方策】

今後、医療系の教員の新規採用により医療薬学教育の強化を図る。また神戸大学との連携をもとに、神戸薬科大学の学生と神戸大学の医学部医学科・保健学科の学生が合同で早期体験学習を行うとともに、幅広く医療教育が受けられるよう、単位互換制度の導入を具体的に検討し、質の高いチーム医療教育、理想的な薬学教育の達成を目指す。

b 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

従来から、大学が掲げる理念・目標は、「学生の手引」には明示してきたが、大学案内、ホームページなどには必ずしも明記されていないという問題点があった。これは受験生に対する大学案内は、カリキュラムの特徴を紹介することに重点を置いており、大学ホームページも入試情報が中心となっていたためであった。そこで、2005（平成17）年10月に大学ホームページの全面的リニューアルを行い、大学の建学の精神、教育の理念、目標などを新たに掲載することにした。また、大学案内においても2006（平成18）年度に、創学の精神、大学の理念、教育方針を掲載した。更に、2007（平成19）年度からは、大学案内を一般向けの大学案内と受験者用の入試案内に分け、それぞれに大学の理念・教育目標を明確に記載し、周知させるようにしている。

また、学生には入学オリエンテーション、履修指導や講義の場を通して、常々教育理念及び教育目標を理解させるべく努力している。

【点検・評価】

大学の理念・目的・教育目標を正しくまた効果的に社会や学生に周知させるために、広報の手段を検討し、改善した。また、6年制課程への移行時に数年にわたり学内で行った議論を通して、大学の理念・目的・教育目標に対する職員の認識が深められた。

【改善方策】

職員や学生に大学の理念・目的・教育目標をさらに周知させ、定着させるために、自己点検・評価委員会の機能を強化し、大学の運営、教育全般を大学の理念・目的・教育目標の観点から定期的に検証する。

②理念・目的等の検証

a 大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

神戸女子薬学専門学校が1932（昭和7）年に創学の精神をもって開校されたが、社会状況の変化に合せて男女共学制へと移行したのを契機に、本学教授会は、新たに大学の理念を設定した。すなわちそれは、教授会の下に設置された第2次将来計画委員会において、本学の現状と将来のあるべき姿を検討していく過程で、本学の創学の精神を現在に活かした形で新たな理念がうち立てられ、教授会での議論を経て設定されたものである。また、薬学教育6年制の開始に際して、本学の進む方向性を学内理事会や教授会で議論する過程で、創学の精神と本学の理念を基盤にして、本学の学内理事会の作業グループにより教育目標が立てられた。このように、本学では、学長が指名した教授会の構成員から成る将来計画委員会及び学内理事会が、大学の理念・目的・教育目標をもとに将来計画を立て、その内容を教授会と理事会で議論し、また現状把握にたってフィードバックする仕組みが導入されている。

【点検・評価】

男女共学制導入や薬学教育6年制などの最近の本学の大きな変革時期に際しては、将来計画委員会や学内理事会の作業グループなどに諮問が行われ、その答申を受けて教授会や理事会が審議するというシステムが確立している。少人数の議論は集中的に審議が行われるため、問題点の整理や今後の方向性を出す上で有効であり、また講師以上の構成員による教授会で審議を尽し、その内容が全職員に公開されることは、大学の理念・目的・教育目標に対して全職員が共通認識を持つ上で効果があると評価できる。

【改善方策】

社会の変化の速度は速く、それに大学も迅速に対応することが求められているので、学長主導のもとに自己点検・評価委員会の機能をより強化し、定期的に検証する仕組みを作る。

b 大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

【現状の説明】

本学の理念に謳ってあるように、本学は社会に開かれたものであり、社会に貢献できる拠点となることに重きを置いている。これは第1に、社会に貢献できる有能な薬剤師並びに教育・研究者を養成することであり、これまでに15,000人に及ぶ本学の卒業生が社会で幅広く活躍をしている。また、卒後教育にも力を注ぎ、本学の卒業生のみならず、広く社会で活躍する薬剤師の資質向上と生涯研修に貢献している。2007（平成19）年6月20日、本学は「有限責任中間法人薬剤師認定制度認証機構」から生涯研修認定制度の実施団体として認証（G07）を受けた。これに伴って、生涯研修を推進する組織としてエクステンションセンターを設置し、薬剤師に広く学習する機会を提供するための種々の事業を展開している。今後、本学は独自に研修成果を公的に認定し、社会で活躍する薬剤師の資質向上と生涯研鑽に貢献していく予定である。

更に一般社会人に向けては、大学が公開市民講座を主催するほか、兵庫県が行う「ひょうご講座」に参加、また各種の一般向けの講演会にも積極的に講師を派遣することにより、健康や薬の知識に対する啓蒙活動に努めている。

【点検・評価】

学生に対する教育・研究活動を通して有能な薬剤師を多数社会に輩出し、医療現場で活躍する薬剤師の生涯研修支援事業を行い、更には一般社会人に対して各種講演会での健康や薬の知識の普及に努めていることは、本学の専門性を活かして、大学の理念を社会に具現化していることと評価できる。

【改善方策】

変化の激しい社会状況にあって、大学の理念・目的・教育目標を明確に意識しつつ、社会に貢献していくためには、常に社会のニーズを正確に把握し、迅速に対応していくことが望まれる。そのためには、教授会と理事会、法人事務局が連携して、情報収集と迅速な意思決定を行える仕

組みを作る。

③健全性、モラル等

【現状の説明】

本学職員の就業に関しては、労働基準法に基づき「神戸薬科大学就業規則」が定められている。そこには「本学は、いかなる場合にも基本的人権を尊重し、この規則に基づいて職員を就業させる義務を負い、また職員は、この規則を遵守する義務を負う。さらに、双方は協力して業務に当たり、本学における教育と学術研究の発展及び業務の円滑な運営に寄与しなければならない」と就業規則の遵守義務が謳われている。また服務心得として、職員が守るべき事項が明示されている。

学生に関しては「神戸薬科大学学則」の中に、学生心得として、学生が守るべき事項が明示されている。

本学は、学生と教職員によって教育・研究を目的として構成されている共同社会であり、本学の理念を基礎とした教育により、すべての構成員の尊厳と人権を尊重し合う姿勢を大切にしている。本学は、すべての構成員の生活上の安全を脅かすいかなる人権侵害をも容認するものではない。この基本方針に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のために2000（平成12）年度から「神戸薬科大学セクシュアル・ハラスメントに関する規程」を施行し、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、セクシュアル・ハラスメント調査委員会、セクシュアル・ハラスメント相談員を置いている。

また、本学が業務上必要に応じて収集、保管する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、業務運営上の適正化を図るとともに、個人情報に関する個人の権利・利益を保護することを目的として、2005（平成17）年度から「学校法人神戸薬科大学個人情報保護のための規程」を施行し、個人情報保護委員会を置いている。

【点検・評価】

本学は医療人を養成する機関である性格上、人権を尊重し合う姿勢、倫理観についてはことのほか重要視している。これを確保するために規程や委員会を整備しており、現在まで特筆すべき問題が生じていないことは評価できる。アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関してもこれまで問題は生じていないが、これに対応する体制がまだ整備されていない点は課題として挙げられる。

【改善方策】

アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、学生や教職員の相談に対応するための組織や規程を整備する。

2 教育研究組織

【到達目標】

学部・学科が、本学の教育及び研究における目的を達成するための組織としての適切性と妥当性を確保し、また検証できる仕組みを導入し機能させる。

①教育研究組織

【現状の説明】

本学は、1949（昭和24）年の学制改革により、神戸女子薬学専門学校から神戸女子薬科大学となつた。大学昇格当初は薬学科のみの1学科であったが、1965（昭和40）年には衛生薬学教育の重要性から衛生薬学科を増設し、2学科となつた。更にその後、薬学研究者や薬学教育者を養成する目的で、1967（昭和42）年に大学院薬学研究科薬学専攻修士課程、1979（昭和54）年に同博士後期課程を設置した。1994（平成6）年には社会の多様な変化に対応して、男女共学制を導入し、大学名も神戸薬科大学に変更した。2002（平成14）年には高度の専門薬剤師を養成する目的で、大学院薬学研究科に医療薬科学専攻を増設し、大学院薬学研究科は2専攻体制となつた。2006（平成18）年の入学生からは、薬学教育の修業年限の延長に伴い6年制課程の薬学科のみの1学科となつた。

a 学部教員組織

薬学部（4年制課程）は薬学科と衛生薬学科の2学科からなるが、2006（平成18）年度より6年制課程の設置に伴い、4年制課程の募集は停止し、薬学科のみの1学科となつた。6年制課程薬学部薬学科は、機能性分子化学、薬化学、薬品化学、生薬化学、生命分析化学、薬品物理化学、薬剤学、製剤学、生命有機化学、微生物化学、衛生化学、生化学、病態生化学、臨床薬学、薬理学、医療薬学の全16研究室から構成されている。上記研究室以外の教育研究施設は、中央分析室、図書館、薬用植物園、放射線管理室、実験室排水処理施設、医療薬学総合研修センター（卒後教育や実務実習教育を充実する必要から、2007（平成19）年6月に発展的に改組し、エクステンションセンターと薬学臨床教育センターを設置した）及び薬学基礎教育センターである。また一般教育科目の数学、英語、ドイツ語、人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、保健体育に担当専任教員を配置している。

1 研究室の定員は原則として3名体制（教授、准教授、講師、助教及び助手のいずれかから構成されている）であるが、現在2研究室で教授又は助教が欠員のため採用予定である。

1971（昭和46）年に特別教授及び1987（昭和62）年に特任教授の制度を設けた。特別教授は、定年退職時に本学の学長または教授であり、教育特別職員として再採用された者で、また特任教授は、薬学専門教育内容の多様化に対応するため緊急かつ新規な分野で、本学の教育を遂行するために採用された者である。これらの教授は研究室には所属していないが、専任教員として常勤しており、専門教育科目並びに一般教育科目の講義及び演習を担当するほか、薬学基礎教育センターで学生の個別指導を行うなど、主として学部学生の教育指導に重要な役割を果している。

専任教員がほとんどの必修科目及び選択科目、実習、演習科目を担当しているが、一部の必修科目及び選択科目については非常勤講師が担当している。

b 大学院教員組織

大学院については、Ⅲ 4 教員組織①に記載している。

c エクステンションセンター

日々医療が高度化し、新たな医薬品情報が増加していく中で、薬剤師が社会的に信頼を得るために、常に自己研鑽を行い、その成果を客観的に認定されることが求められている。本学では早くから薬剤師の生涯研修の重要性を認識し、長年にわたり「卒後教育講座」、「リカレントセミナー」、「薬剤師実践塾」に取り組んできた。これら本学の生涯研修支援事業と神戸薬科大学同窓会支部研修会の実績が高く評価され、2007（平成19）年6月20日、本学は第三者評価機関である「有限責任中間法人薬剤師認定制度認証機構」から生涯研修認定制度の実施団体として認証（G07）を受けた。本制度は薬剤師職能の向上を目的とする各種の研修（講義、実習など）を企画、実施及び評価し、成果に対して単位を給付するものであるが、今回の認証によって、今後は一定水準の生涯研修を履修した薬剤師に対して、本学が独自に成果の公的な認定を行うことができるようになった。ちなみに、認証以来、既に29名の申請者に対して認定薬剤師証を交付している（2007（平成19）年12月現在）。本事業は学部、大学院と並び立つ第3の教育事業と位置づけているが、活動基盤をより強固にする必要があるとの認識に基づいて、全国に15支部を展開し以前から活発な生涯研修活動を行っている本学同窓会（会員数：約15,000名）との緊密な連携のもとに、学内に学長直属のエクステンションセンター（センター長：学長）が創設された。これによつて本事業は、大学と同窓会の守備範囲の相互補完体制が確立できた。また、運営面ではこれまで教授会の下部組織として位置づけられていた生涯教育委員会を解散し、同委員会の業務をエクステンションセンターに一元化することによって、対外的教育活動の整備を図った。更に、本認定制度の円滑な運営及び評価・助言を図るために、同センターの下に新たにエクステンション事業委員会（7名）及びその下部組織である生涯教育企画委員会（12名）、並びに外部の有識者と学内教員から構成される生涯研修認定制度評価委員会（4名）を設置し、より広範囲な研修分野をカバーすると共に、公正な事業評価もできる体制を構築した。なお、生涯教育企画委員会には、同窓生で現職の薬剤部長4名が含まれている。本センターには円滑な事務処理を進めるために専任教員と事務職員を配属しており、エクステンション（公開教育）事業は順調に進展している。

【点検・評価】

薬剤師養成を主たる目的とする修業年限6年の薬学部を設置した本学は、入学定員270名、収容定員1,620名に対して、設置基準では、専任教員58名、その内教授29名、実務家教員7名以上を置く必要がある。これに対して、2007（平成19）年5月1日現在、教授28名（みなし教員3名含む）、准教授11名（みなし教員1名含む）、講師20名、助教4名の計63名であったが、5月以降

の人事により、教授1名、講師2名を採用したことにより、実務家教員7名の条件も含めすべての基準を満たすことができると判断できる。

しかしながら、専任教員に助手を加えた教員1人当たりの学生数は、大学基準協会加盟申請時では16.0名であったのに対して、2007（平成19）年度には17.4名に増加している。これは、6年制薬学教育において、新しい学問領域の研究室の設置及び長期の病院・薬局実習に対応した実務家教員の充実を図るため、従来の研究室の定員を4人から3人に減員したことと、転出による中途退職が相次いだことに起因している。6年制薬学教育の目的に適った教育研究組織を作るため、教員組織の見直しの努力を行っている点は評価できるが、現時点では新規採用による増員が充分ではないことを意味しており、教育効果を高めるために早急に改善すべき問題点と考えている。

組織として、学部は6年制課程の薬学科の1学科制をとったことで、高度な専門知識と能力を有する薬剤師を養成するという目標が明確となった。これまでに医療（臨床）薬学の教育・研究を充実させるために、1995（平成7）年に臨床薬学研究室を新たに設置し、また2007（平成19）年に医療薬学研究室及び薬学臨床教育センターを設置した。更に最近の定年退職教授の後任人事については、公募により医療薬学関係の専門家を教授として採用するなど、組織の見直し、人材の補充に努めていることは評価できる。しかし、6年制薬学教育において、医療薬学系の研究室の充実及び長期の病院・薬局実習に対応した教員が必要であり、実務家教員はまだ数的に十分とは言えず、更なる強化が必要である。また1研究室3人体制になったことから、学生実習を補助する教育支援職員を置くことも検討しなければならない。

また生涯研修の重要性が強調される昨今、本学が学部、大学院と並び立つ組織としてエクステンションセンターを設置し、先駆的に薬剤師の生涯研修の事業を展開していることは、高く評価できる。

【改善方策】

医療薬学系の研究室の充実及び長期の病院・薬局実習及び共用試験OSCEの実施に向けて実務家教員の補充を早急に行う。また、6年制課程移行に伴う学生数の大幅な増加や少人数教育の増加などによって、教員個々の業務量は激増していることから、大学全体としてより効果的な教育を行うために、教員組織のあり方、教員の配置、教員の定員枠の設定、役割分担について充分に検討し、教育研究組織の見直しを行う。

②教育研究組織の検証

【現状の説明】

「将来計画委員会」が、必要時に、教授会構成員の中から学長の指名する若干名の委員をもって構成される。本委員会は、学内外の状況変化を分析し、中長期的な展望に立って本学の進むべき方向性を検討し、広範な課題について提言を行っている。教育研究組織のあり方に関しても妥当性を検証し、問題点を整理して改革の方向性が示される。一方、1993（平成5）年度に「自己点検・評価委員会」が発足し、以後定期的に全学的な自己点検・評価が行われている。また教授の定年退職時には、人事選考委員会において当該研究室に関わる教育分野の薬学教育における重

要性・必要度を検討し、その研究室の存続又は研究室の統合や新設を協議している。これら委員会の教育研究組織に関する提言や議論に基づき、学長は必要度、緊急度に応じて具体的な改革案を提出し、実行に移している。本学の教育研究組織を改編するには、学部に関わる案件では教授会で協議し、また大学院に関わる案件ではまず大学院教授会で諮られた後、学部教授会で協議し、方向性が決定される。また、大きな組織の改編の際には、同時に学内理事会においても審議されている。人的な構成を変更するには定員制委員会で諮られた後、学部教授会で方向性が決定されることになっている。

【点検・評価】

将来計画委員会が中長期的な計画を全般的に提言し、また自己点検・評価委員会により全学的な自己点検・評価が行われ、それに基づく改革案が教授会や大学院教授会で検討されていることは、それらが教育研究組織としての妥当性を検証する仕組みとして機能していると評価できる。しかしながら、将来計画委員会は常設の委員会ではなく、中長期的に展望して本学の進むべき方向性を提言するものの、実施についての権限は持たない。また自己点検・評価委員会も自己点検・評価作業に終わりがちであり、改善を指示する機関としては十分に機能しているとは言えない。

【改善方策】

昨今の薬科大学を取り巻く状況の変化は急速であるので、教育研究組織の妥当性を検証するとともに、迅速に改善・改革を行っていく必要がある。そのために、学長、副学長のリーダーシップのもとに、的確にまた迅速に対応していくための機関やシステム作りを行う。

3 学士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

広く社会で活躍できる優れた薬剤師養成のために、薬学の専門科目を広く深く教授するだけではなく、豊かな人間性を培うとともに、医療に携わるものに相応しい使命感や倫理観及びコミュニケーション能力の育成を図ることが必要である。そのために基礎教育科目、教養教育科目、専門科目を生涯研修支援体制も含めて有機的に関連づけ、一貫性をもった薬学教育とともに、その目的とする教育効果を上げる教育方法の適切性と学習成果を常時検証するシステムを構築する。また国際化する社会に対応できる人材を育成するために教育、研究における国際交流を推進する。

(1) 教育課程等

①学部・学科等の教育課程

【現状の説明】

神戸薬科大学学則第1条において「本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の薬学を教授研究し、人格を陶冶することを目的とする。また、これによって高い教養と健全な良識を兼ね備え、社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を育成することを使命とする」とし、学校教育法第52条並びに大学設置基準第19条の趣旨に則って、幅広い教養と豊かな人間性を兼ね備えた薬の専門家を育成するための教育課程を編成している。

2005（平成17）年度入学生までの本学薬学部は、4年制課程の薬学科及び衛生薬学科の2学科からなっていたが、2006（平成18）年度以降、臨床に関わる実践的能力を培うことを中心とした目的とする薬学教育6年制の実施に伴い、本学は4年制課程を設置せず、6年制課程のみを設置することとした。それによって医療現場で要求される高度の専門的知識を有する薬剤師の養成が本学の担う社会的使命であることをより鮮明に打ち出した。現在は過渡期であるため旧来の4年制課程と新規の6年制課程が併存する状況である。以下、新しい6年制課程カリキュラムと、従来の4年制課程カリキュラムの現状についてそれぞれ説明する。

6年制課程カリキュラムについて

薬学教育6年制の開始に当っては、日本薬学会、文部科学省などの組織での議論をもとに、2005年（平成17年）10月に「薬学教育モデル・コアカリキュラム」、「実務実習モデル・コアカリキュラム」、「卒業実習カリキュラム」が確定され、また「薬学準備教育」、「アドバンスト教育」についてもガイドラインが示された。6年制課程教育で特に必修とされる科目、実務実習（学内での準備教育に1か月、病院実習2.5か月、薬局実習2.5か月）、卒業実習（研究、演習）はこのモデルに準拠することが求められている。本学でもこれらに基づいて、カリキュラム検討委員会、教務委員会、教授会での議論を経て、6年制課程カリキュラムを策定した。（資料：学部学則第

8条の別表第1の授業科目及び単位年次配当表、別表6年制課程カリキュラム参照)

6年制課程の教育カリキュラムは次のように構成されている。

- ・1年次は「薬学導入教育」として薬学入門や早期体験学習など、薬学の使命や役割、薬剤師の仕事や倫理について学ぶ科目、及び専門教育の基盤となる情報リテラシーなどの基礎教育科目を置いている。
- ・豊かな人間性を培うための教養教育科目は大部分を1、2年次共通開講科目としているが、別に教養教育の集大成として2年次と3年次に総合文化演習を配当している。
- ・2年次は「薬学基礎」の時期として物理化学や有機化学、生化学などの薬学の基盤となる科目を配当している。
- ・3年次は「薬学専門」の時期と位置づけ、薬理学や衛生薬学などの薬学の一層進展した領域を学ぶとともに、免疫学や生物統計学などの関連領域についても科目を配当している。
- ・4年次は「医療薬学」を主に学ぶ時期として薬物治療学や臨床薬物動態学などの医療薬学系科目を中心に配当するとともに、実務実習事前教育では新設の模擬薬局などを使用して長期実務実習に対する事前実習を行う。
- ・5年次は病院実習と薬局実習からなる「実務実習」を行い、実務実習を受講しない期間は研究室に配属して学生個々の課題について卒業研究を進める。
- ・6年次は卒業研究のまとめを行うとともに、総合薬学講座においてはこれまでに学んできた薬学の統合的な理解と問題解決能力の向上を図る。

卒業に要する単位は、186.5単位以上であり、その内訳は以下のとおりである。

専門教育科目 : 154.5単位

基礎教育科目 : 12単位

教養教育科目・外国語科目 : 20単位以上

カリキュラムの作成及び修正に関しては、教養課程教員を含むすべての分野の代表から成るカリキュラム検討委員会において討議し、原案を作成して、その結果を教務委員会において審議した上で、教授会に諮り、最終決定する。

4年制課程カリキュラムについて

1年次から4年次までのカリキュラムにおいて、教養科目、基礎専門科目、専門科目を有機的に関連づけ、一貫性を持った薬学教育を行っている。教養科目では豊かな教養を身につけるための科目とともに、薬剤師に不可欠な強い倫理観を涵養する科目も設けている。また情報化社会に対応できるよう情報教育としてコンピュータ演習を1年次に置いている。基礎専門科目及び専門科目においては、薬学の3本柱である「薬をつくる」、「薬を与える」、「薬を必要としない健康な体をつくる」を実現するために、無機化学、有機薬化学、薬品分析学、生薬学、生理学、薬理学、薬剤学、衛生化学、臨床化学、医療薬学などの科目が設けられている。これらの科目は薬剤師となるために必要不可欠なものであり、1科目を除き、薬学科、衛生薬学科ともに共通して履修することを義務づけている。また各科目は、原則として講義で理論を学んでから実習で実践経験を積む、というように有機的関連づけのもとに配当されている。

【点検・評価】

6年制薬学教育においては「薬学教育モデル・コアカリキュラム」という指針が呈示されている。これに基づいて学内での綿密な議論に基づき新カリキュラムを作成したので、独善に陥ることなく学生に必要な内容を備えたカリキュラムを提供できたと考えている。反面、大学の特色の発揮という点がこれから検討課題である。

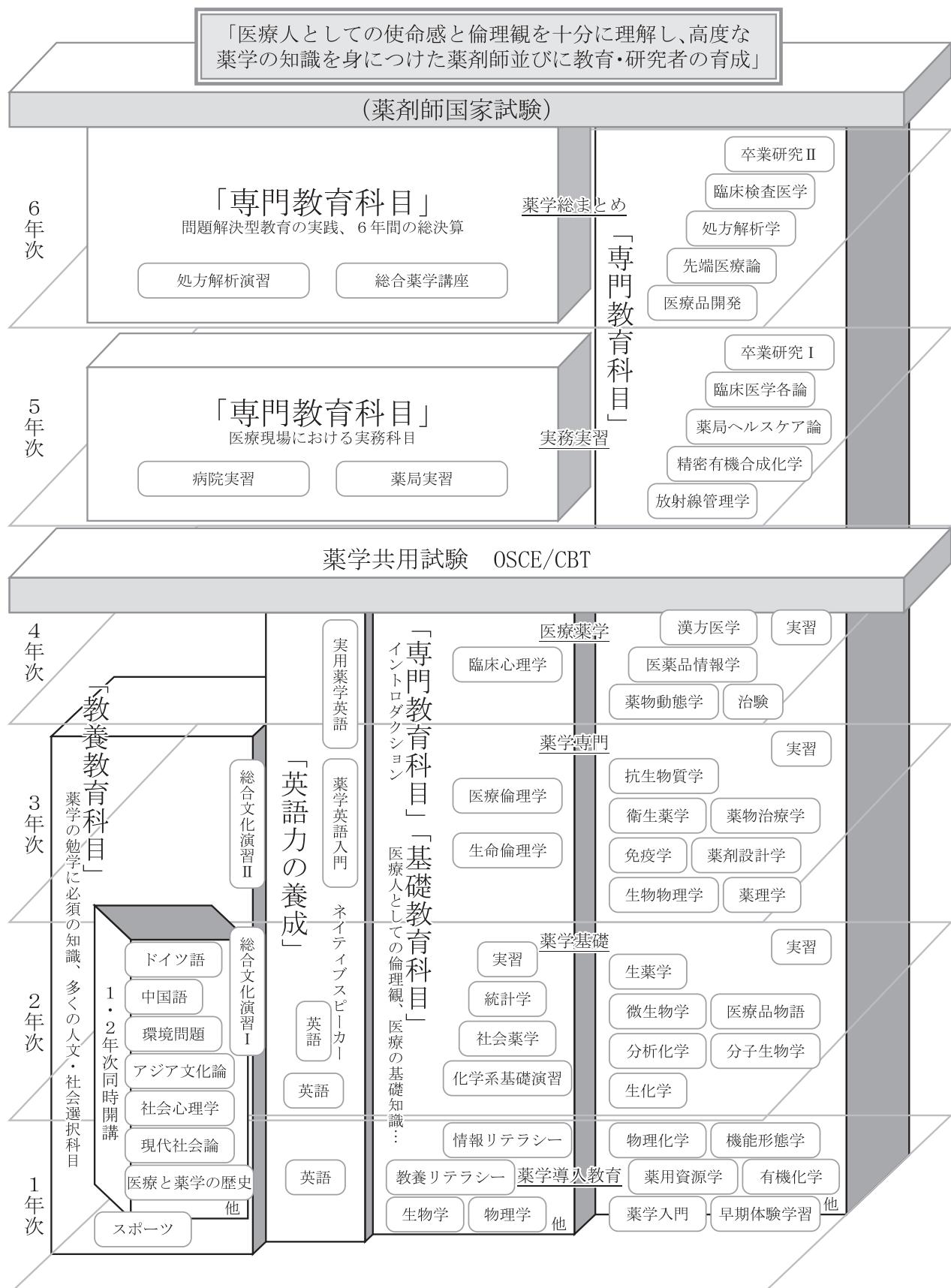
倫理性を培うための科目や、数多くの教養教育選択科目が用意されており、幅広い教養の育成とこれからの医療人に対して社会から求められる倫理性や人間性の養成に役立つものと期待される。

6年制課程はまだ卒業生を送り出すに至っていないが、4年制課程学生においても薬学の基礎から高度な専門知識までを修得できるようなカリキュラムとなっている。4年次においては国家試験対策委員会が中心になって、国家試験に向けてきめ細かな対策を行っており、その結果薬剤師国家試験合格率が全国平均よりも高く推移している。また、新卒者の就職率の高い大学としても外部から評価されており、それらの点から見て本学の理念や学校教育法第52条、大学設置基準第19条に沿った教育が推進されているものと考えることができる。

【改善方策】

6年制カリキュラムについては、カリキュラム検討委員会において逐次、科目体系の見直しを図る必要があり、6年制の学年進行に伴って生じる問題点を整理しながら、検討を進める。

別表 6年制課程カリキュラム



②基礎教育科目、教養教育科目

【現状の説明】

a 基礎教育科目

数学、物理学、生物学は、「薬学準備教育ガイドライン」で薬学の勉学に必須の科目と位置づけられており、高校教育から大学教育への連続性を円滑にするための導入教育として（いわゆる高・大接続）の観点からも重要であるので、必修の基礎教育科目とした。他に専門教育の基礎として基礎化学、基礎有機化学を、また大学における勉学全般の基礎力養成のために情報リテラシーと教養リテラシーを置いている。

(a) 数学

本学の入学生の高校での数学の履修状況は、数学を深く履修した学生もいる反面、一部しか履修していない学生も多く、履修内容、学力に大きな差が予想された。一方で薬学では薬物動態学、生物統計学など数学の知識が要求される科目がある。それぞれのレベルに合せた教育を行い、学習効果を高めるために、1年次の授業開始前にテストによって3段階の習熟度別クラス（A、B、C）に分けている。なお成績評価においては、各担当者がよく相談し、試験問題は共通のものを作成して、単位認定において公正さを保つように工夫している。

(b) 物理学、生物学

高等学校指導要領の改訂に伴い、一部の進学校を除いて生物学と物理学のどちらか一方の選択受講が大半となり、本学においても入学生の約30%が生物学を、約60%が物理学を高校時に履修していないのが現状である。そのため入学後の専門教育の導入に支障をきたす場合もあった。そこで従来の4年制課程では、高校でこれらの科目を履修していない学生のために、単位取得を前提としない補講という形で学力の向上を図っていたが、2006（平成18）年入学の6年制課程の新入生からは、リメディアル教育の一環として物理学、生物学を必修の基礎教育科目とした。その実施に際してはそれぞれの科目の高校での履修歴の有無に従ってクラス編成を行っている。

(c) I T 教育とプレゼンテーション能力の育成

コンピュータを使って情報処理を行う能力を養うために情報リテラシーを、日本語能力、コミュニケーション力養成のための演習科目として教養リテラシーを開講している。前者は1クラス35名、後者は25名程度の少人数教育を行うことで教育効果の向上を図っている。

b 英語

国際化の流れの中で、英語は薬学研究における文献講読のための英語読解力及び薬剤師としての仕事の現場におけるコミュニケーションのための英語運用能力という両面で、薬学生にとって必須である、という考え方の上で、本学では従来の4年制課程よりも英語教育に多くの時間を配当し、以下のように在学6年間を通して不斷に英語を学べる環境を構築している。

1年：英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

2年：英語Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ（ネイティブ・スピーカーによる授業を含む）

3年：薬学英語入門Ⅰ、Ⅱ

4年：実用薬学英語Ⅰ、Ⅱ

5・6年：ゼミにおける卒業研究の英語文献講読

ただし、語学（英語）という科目設定は行わず、1、2年次の英語科目は基礎教育科目とし、3、4年次の科目は専門教育科目（薬学英語）に含めている。

c 教養教育科目

教養教育科目として、教養選択科目と総合文化演習Ⅰ、Ⅱ（2・3年次必修）を置いている。

人文科学、社会科学はガイドライン中で「人と文化」として複数のものをバランス良く修得すべきものとされていることから、できるだけ多くの科目を、学生が希望により自由に選ぶことのできる教養選択科目として開講している。4年制課程では教養科目を1年次、2年次科目に分けていたが、6年制課程では1、2年次共通開講科目とし、どちらかの年度で選択できることとした。従来は、教養科目を人文科学、社会科学、スポーツなどに区分してそれぞれ必要単位数を決めていたが、これを廃止し、第2外国語に相当するドイツ語、韓国語、中国語も含めすべて教養選択科目に統一した。また、科目名についてもこれまで法学、社会学などの科目名で講義を行ってきたものをより具体的な講義名（たとえば女性と法、現代社会論など）とし、学生が講義内容を把握しやすいよう配慮した。それら16の講義科目とスポーツⅠ、Ⅱ、ドイツ語Ⅰ、Ⅱ、韓国語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱの中から卒業要件として8単位以上を選択することとしている。ただし、6年制課程においては、できるだけ多くの年度にわたり学習し教養を身につけることが望ましく、1年次にすべて教養教育科目を修得し2年次以降に全く修得しないのは好ましくない。この視点から履修すべき教養選択科目（単位8単位以上）のうち1年次に修得できる単位は6単位までとし、2年次にも必ず教養教育科目を修得するものとしている。

総合文化演習Ⅰ、Ⅱには自然、人文、社会の各分野の4ゼミ、計12ゼミがそれぞれ用意されている。教養選択科目の多くは、総合文化演習で取り上げられるテーマと関連したテーマを扱っており（その場合、担当教員も共通）、学生は予め講義を受けた上で、演習に参加することが可能な体制が整っている。総合文化演習はスモール・グループによる演習形式の授業の中核となるものであり、統合的視点や批判的視点で課題について思考する能力を涵養することを目的としている。1年次には、そのプレ・トレーニングとして教養リテラシー（基礎教育科目・必修）が置かれている。

基礎教育科目と教養教育の実施・運営の方針は、専門科目と同様に教務委員会が原案を作成し、教授会においてそれを審議し、最終決定する。その実施・運営は教務部長のもと、教務課がこれを行う。

【点検・評価】

「考える力」の養成という明確なコンセプトのもとで、教養教育科目相互間ばかりではなく、基礎教育科目や専門教育科目とも有機的に関連づけながらカリキュラムが構成されている点は長所と見なすことができる。

ただし、目下のところ、一時的な入学生超過のために、教養選択科目の講義、総合文化演習とともに計画時に予定していた定員を大幅に超えている。講義は当初90名定員で考えていたところ、

3 学士課程の教育内容・方法等

現在最大250名であり、演習は20名強のところが 30名となっており、この点は問題である。

物理学、生物学に関しては、担当者が放課後に質問の時間を設けるなどの対応により、きめ細かな指導を行うことによって、徐々に教育効果は上がってきてている。しかし一方で、履修歴によって分けられたクラスごとに、教科書や試験の難易度が異なるなどの事情があり、不公平感を持つ者もあり、学習成果もまだ不十分であるという意見もある。

英語教育については1年次の英語Ⅰ～Ⅳでは英語の基礎力の確立を目指しており、Ⅰ・Ⅲは英文法の知識の整理、Ⅱ・Ⅳはパラグラフ・リーディングを中心とした読解力養成を主眼とするものである。特に英語Ⅰ・Ⅲは習熟度別クラスを編成して、教育の効率化を図っている。2年次の英語は、3、4年次の薬学英語への橋渡しと位置づけ、その内容を科学英語の基礎（V・VII）、ヘルス・サイエンス（VI・VIII）に特化している。また、英語VI・VIIIではネイティブ・スピーカーの教員も加わって、「話す」、「聞く」能力も併せた実用的なスキルの習熟を目的としている。3年次以降の教育はまだ実際には実施されていないが、将来薬剤師として医療現場で、薬学研究者として研究、学会発表の場で、活用できる英語を習得するために、専門領域と強く結びついた薬学英語の教育カリキュラムが組まれている。

以上のように、1年次の基礎英語から6年次の文献講読に至るまで全学年にわたって、専門と結びついた英語を効率よく学ぶために、各科目が段階を踏まえて、有機的に関連づけながら配置されている点、また「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」というすべての要素を取り入れようと努めている点は、本学の英語教育の長所として評価できる。

英語以外の3外国語に関しては、当初その定員を合計160名に設定していたが、予想をはるかに上回る受講希望者があり、現在定員の総計を400名に増やしている。中国語と韓国語をえたのは、神戸という土地柄から、学生が将来職業人として接する可能性の高い外国語という理由からであるが、講義科目と並列の選択科目であるにもかかわらず、外国語学習に多くの学生が意欲を示しているのは歓迎すべきことであり、できるだけ希望を叶えるよう配慮している。

現在6年制課程の2年目が進行している段階であり、中間段階での評価となるが、教養教育科目などの充実を図り、医療人としての豊かな人間性と倫理観を保持する人材を育成できるような科目配当を行っており、薬学についての導入教育から実践的な教育へと薬学教育の体系性を配慮したカリキュラム編成を行っている。なお、これまでの4年制課程における卒業生については、薬局や病院、製薬企業などで数多く活躍しており、この一貫した薬学教育体系が学生に良い効果を生み出しているものと評価することができる。

卒業要件のうちに占める割合は、専門教育科目が83%、教養教育科目と基礎教育科目を合わせたものが17%である。6年制の新しい教育制度が走り始めたばかりであり、即断は避けるべきであるが、目下のところ、この比率は妥当なものではないかと思われる。

基礎教育と教養教育のカリキュラムの作成、実施、運営のシステムは、目下円滑に機能しており、問題は生じていない。基礎教育や教養教育に携わる教員もカリキュラム検討委員会、教務委員会、教授会に参加しており、その意見は教育内容の決定に関しても充分に反映されており、その点でも問題はない。

【改善方策】

入学者数を定員に近づけることにより、教養選択科目や総合文化演習の定員超過を是正すべきである。また、それによっても十分改善されない場合には、選択科目や開講ゼミ数を増やすなどの策を講じる必要もある。

物理学、生物学に関しては、履修歴だけではなく、テストによる習熟度別クラス編成や教科書や成績評価方法の統一などにより、不公平感を解消し、一層教育効果を上げることも検討する。

教養教育科目、基礎教育科目に関しては、現在、6年制の制度が進行中であり、その完成年度を待って、その教育効果を検証し、問題点があれば逐次改善する体制を整える。

あくまで仮のものであろうが、先に出された「薬学評価基準案」では、「教養教育・語学教育を合わせて、卒業要件の5分の1以上に設定されていることが望ましい」とされているので、今後、教育効果を慎重に検証し、その結果によっては、教養教育科目と基礎教育科目の比率を更に上げていくことを検討する必要が生じる可能性もある。

③専門教育的授業科目

【現状の説明】

6年制課程の授業科目

「薬学教育モデル・コアカリキュラム」では専門科目が67のユニット（講義単位）に分けられ、それに相当数の到達目標が挙げられている。これらは高度な知識を有する薬剤師の養成には必修項目であると位置づけられているので、カリキュラムを策定するに当たっては6年間の教育でこれらが不足なく履修できるよう、内容の詳細な吟味を行った。また、6年制の薬学教育においては、5年次の実務実習に先立ち4年次終了時に共用試験の1つとしてCBT（Computer-based Testing）が実施される。到達目標の中にはCBTの出題範囲に含まれるものと、比較的発展的な内容であるためCBT出題範囲に含まれないもの（ただし薬剤師国家試験の出題範囲には含まれる）があるので、CBTの出題範囲に含まれる到達目標は4年次までにすべて履修できるカリキュラム編成としている。

1年次の「薬学導入教育」では、1年次前期から薬の専門家としての基本姿勢を身につけるために、薬学入門、早期体験学習などの科目を必修の専門教育科目として開講している。薬学入門では、薬学及び薬剤師の使命、医療人としての倫理観、日々進歩する医療に伴う様々な基礎知識について、学長自ら講義を行っている。早期体験学習は、入学時から医療人としての倫理観を涵養するために、病院、薬局、製薬会社などの見学実習として開講している。現在2年目を終えたところであるが、少人数ごとに分けてそれぞれ2箇所の施設で実習を行っている。それぞれの実習体験をまとめて報告する場として、協力していただいた施設指導者にも参加していただいて公開発表会を開催している。これらの科目とともに、物理化学、機能形態学、有機化学、薬用資源学などの薬学基礎科目も一部開講している。

2年次では、「薬学基礎」の科目として生化学、分子生物学、分析化学、微生物学、生薬学等の科目を配当するとともに、生物系I実習、有機化学系I実習、分析化学系実習、生薬化学実習、物理化学系実習を通じて、薬学の基盤づくりを目指している。また、有機化学、物理化学系の科

3 学士課程の教育内容・方法等

目では知識の積み重ねが重要で、学生がこれら科目の基礎学力を身に付けることにより薬学専門科目を学ぶ上での教育効果向上を図る演習科目（化学系基礎演習Ⅰ及びⅡ）を開講している。また、医薬品の開発の歴史を知ることにより薬学への学習モチベーションを一層高めることを目的とした科目（医薬品物語）を専門選択科目として設定している。

3年次では、「薬学専門」の科目として薬理学、衛生薬学、免疫学、薬物治療学、薬剤設計学等の科目を配当するとともに、衛生薬学系Ⅰ、Ⅱ実習等の実習を通じて、薬学の一層発展した領域を学ぶとともに、生命倫理学や医療倫理学の学習を通して医療人としての倫理観を深める。

4年次では、「医療薬学」の科目として薬物動態学、医薬品情報学、漢方医学、治験などの科目を配当している。4年次までの「専門教育的授業科目」の総合的理解についてはCBTで評価する。また実務実習事前教育では新設の模擬調剤室やスマートループディスカッション(SGD)用の教室を利用して長期実習に対する事前実習を行う。実務実習事前教育で修得する技能・態度は4年次終了時に共用試験の1つとして実施される予定の客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)で評価する。

5年次には、上記2つの共用試験に合格し、実習前に求められる薬学の知識・技能・態度を身に付けた学生が、それぞれ2.5か月の病院実習と薬局実習からなる実務実習で臨床の実践能力を養う。それ以外の期間は卒業研究を通じて問題解決能力の育成を図る。卒業研究については、5年次実務実習以外の期間（6か月）と6年次前期の期間に行なうことが決定しており、従来に比べ卒業研究のために多くの時間を確保することができるようになり、すべての学生が余裕をもって1年間卒業研究に取り組むことができる。また「アドバンスト教育」についても、現時点で開講可能と思われる科目について主に5、6年次（一部4年次生も受講可能）に対し選択科目として開講を予定している。具体的な内容については、実務実習の内容とそれが学生に対してどの程度負担があるのかを検証し、それとのバランスを図りながら実施していく必要がある。

6年次は、卒業研究の総仕上げを行う。それとともに処方解析学、医薬品開発、先端医療論等の講義や処方解析演習を実務実習で勉強した成果も活かしSGDを取り入れながら行なうことで、医療薬学の十分な素養のある学生の育成を図る。さらに総合薬学講座で6年間の薬学教育の総まとめを行う。

また、本学は従来からアイソトープ実験施設が充実しており、放射線取扱主任者免許を取得する学生が多いという特徴があるので、今後もその資格を得るのに必要な科目などを配置することにした。資格取得に関する選択科目などは4年次生以上の高学年に配置し、4、5年次生あるいは4、5、6年次生の学生が同時に受講できるように工夫している。

4年制課程の授業科目

4年制課程では、薬学教育の6年制への移行を考慮して薬物治療学、医薬品情報学、臨床薬剤学などの医療薬学系教科の講義が3、4年次に必修科目として開講され、医療薬学の知識の充実を図っている。また、実習は教科系毎の実習として効率的に実施されている。4年次には特別実習、特論が設けられており、研究あるいは調査学習を通じて問題解決能力の育成を図っている。

また、病院・薬局実習によって臨床現場での実務を学ぶとともに、薬剤師としての倫理観と職

能意識を植えつけることを目指している。さらに4年次後期の薬学総合講座で4年間の薬学教育の総まとめを行っている。

4年制課程は、その課程に在籍する学生がすべて卒業あるいは退学した時点で廃止となる。4年制課程の学生が留年した場合に、学生に大きな不利益を生じることがないよう必要な措置を講じている。具体的には学生の未修得科目を6年制課程の科目で読み替えができない場合には、留年学生のみを対象に科目を開講するなどの方策を講じている。

【点検・評価】

早期体験学習は、入学学生の医療人としての動機づけ、円滑な対人関係の形成に有用で、自分の考えを論理的にまとめて発表するプロセスを学ぶことができるという点で、有意義に機能している科目と評価できる。

高学年次配当のアドバンスト教育、学生全員の1年間の卒業研究は大学としてこれまで全く未経験の事柄であり、具体的な実施方法を作成する必要がある。また、6年制カリキュラムは「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基本として構成されていることから、大学の独自性をもつ科目が少く、それを充実していく必要がある。また、多様な学識をもった卒業生を輩出するためには、医療系専門科目をはじめとする選択科目の充実が必要である。

4年制課程と6年制課程が並行して進行しており、その関係で一部教員は4年制科目と6年制科目を同一時期に担当しなければならないこともあります、担当教員の負担が増大している面がある。これについては一時的なものであるため、負担が過重な場合は、その科目の担当教員を増やすなどの措置を行っている。

【改善方策】

高学年次のアドバンスト教育、卒業研究の実施方法を検討する。カリキュラムに大学の独自性をもつ科目を取り入れることを検討する。その中で、学生の卒業後の進路も勘案して、代替医療、予防医学、香粧品学などの多様性のある授業科目を設置する。さらに近隣総合大学との連携協定に基づく単位互換などを通じて、より幅広い授業科目の充実を図っていく。

④カリキュラムにおける臨床実習

【現状の説明】

実践的な臨床実習を通して薬剤師としての倫理観と職能意識を養い、将来、医療に携わるスタッフになるための自覚を涵養するため、4年制の学生に対しては現在4年次に病院・薬局実習5単位が必修科目として設けられている。それは、病院及び薬局の薬剤師などによる導入講義と学外実習指導委員会が指定した病院の薬剤部及び保険薬局における実習から構成されている。実習施設として病院・薬局実務実習近畿地区調整機構依頼施設に委託しているほか、他地区の調整機構を介して近畿地区外の学生を地元の施設に委託している。病院実習に加えて、2007（平成19）年度から薬局実習2週間を全員必修化し、全員4週間以上の実習を行っている（平成19年度では、4週間の病院実習及び2週間の薬局実習の計6週間の実習を行う学生が全体の約94%）。実習時

3 学士課程の教育内容・方法等

期は3年次2、3月、4年次7、8、9、10月である。

現在、各施設に実習担当教員を指定し、学生に対して実習先に行く前に心構えなどの指導を行っている。実習中、近隣の病院には実習担当教員が巡回し、指導を行う薬剤師と意見交換している。

6年制の学生については、5年次の病院実習、薬局実習各10単位が、4年次の実務実習事前教育4単位とともに必修科目として設けられている。現在、2010（平成22）年度より開始される臨床実習について近畿地区調整機構と連携しながら計画を進めている。

【点検・評価】

概ね順調に実習が行われ、実習の前後で多くの学生において意識の変化を感じられる。しかしながら、実習期間が学生によって異なることは問題の1つであり、また、中には臨床実習に臨む意識が低く、実習の成果が上がっていない学生もいる。特に導入講義を6月にしか実施していないことから、2、3月に実習を行う学生の意識づけが十分でない。また、薬局に実習担当教員が巡回していないことから、薬局と実習カリキュラムについての意見交換ができていない。特に6年制の実習については、「実務実習モデル・コアカリキュラム」の実習内容を具体的にどのように実施していくかについて病院・薬局と大学側との話し合いができていない。実務実習教育においては、4年次後期の「実務実習事前教育」を含めて、その実施を可能にする実務家教員の陣容を揃えなければならない。しかしながら、現在その中核となる教員は一部が着任しているにすぎない。

【改善方策】

4年制の学生については、4週間の病院実習及び2週間の薬局実習の計6週間の実習を原則とする。実習の導入講義については、実施時期を含めて、学生の意識づけにより有効な実施方法を検討する。また、実習を委託している薬局に実習担当教員が巡回すること、あるいは薬局薬剤師と大学教員との意見交換の場を設けることによって、指導を行う薬剤師とカリキュラムについて意見交換を行い、実習内容の充実を図る。特に、6年制の実習に関しては、病院・薬局との連携を深め、効果的な実習内容を計画する。また、実務家教員については、6年制の1期生が4年次生となる2009（平成21）年度初頭までに陣容が揃うよう準備を急ぐ。

⑤カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

2005（平成17）年5月に学長の発案により、本学で初めて国試対策を専門とする委員会が組織された。現在の委員会は、学長から委嘱された神戸薬科大学教員5人（有機系、生物系、衛生薬学系（委員長）、医療薬学系の教授と医療薬学系の講師）で構成されている。国試対策の対象となるのは、4年次生を中心とする学部学生と既卒国試不合格者である。まず、学部学生に対する国試対策として、3年次後期に本委員会による国試ガイダンスを実施し、国試の概要と全国・本学の過去の国試成績を紹介し、国試に対する意識づけを行う。4年次へ進級後、4月に前年度の国試問題から抽出した問題で作成したミニ模試を実施し、この時点での学力を認識させる。6月

に4年次生全員に国試対策基本方針を伝える。その内容は、①4年次後期に開講される薬学総合講座（必修5単位）の概要と試験、②本学教員による国試過去問解説講義（ミニ講義）、③実力試験及び全国一斉模擬試験、④予備校講師による国試直前セミナーについてである。また、1～3年次までの学業成績を基に基礎学力が低いと判定された学生（約70名程度）を対象に、予備校講師による基礎学力向上セミナー（参加任意、有料）を開講している。この他に、過去12年間の国試問題と、本学で行われた実力試験や模擬試験の問題を学内のインターネットからダウンロードできるシステム（教員のみ可能）を構築し、ゼミでの国試対策に活用できるようにしている。一方、既卒国試不合格者に対しては、6月と10月の年2回、学外で国試ガイダンスと保護者懇談会を開催し、予備校での就学の斡旋や、国試の勉強に対するサポートを行っている。

【点検・評価】

2002（平成14）～2004（平成16）年度の本学の国家試験合格率は、新卒者で84～90%、既卒者で59～74%であり、全国の薬学部・薬科大学の新卒者の合格率の中では下位であった。国試対策委員会の活動が始まった2005（平成17）年度及び翌年の2006（平成18）年度の国試合格率は、新卒者で87%及び90%、既卒者で37%及び61%であった。本学では、国試合格率を90%に上げるか、同じ薬学教育機関の中では上位の成績をとることを当面の目標としてきたが、2006（平成18）年度でその目標が達成された。今後もこの水準を維持する必要がある。一方、既卒者の国試合格率37%及び61%は全国的に見るとほぼ中位に位置するが、数値的にはまだまだ改善が必要である。本学において、既卒者の合格率が低い理由として、製薬企業のMRのように既に定職に就き、十分な勉強をせずに国試を受けて、不合格となる場合が多いことが指摘される。

6年制の国試については、厚生労働省の薬剤師国家試験出題制度検討会で現在、討議されているが、その対応策について学内ではまだ検討が行われていない。

【改善方策】

既卒国試不合格者に対して、十分に国試勉強に取り組んだ上で受験するよう指導する。

6年制の国試について、その対応策について検討を始める。

⑥インターンシップ

【現状の説明】

本学では2002（平成14）年度から3年次生を対象にインターンシップを導入している。受入先及び学生側の双方から好評を博しており、2007（平成19）年度までの参加者数は次のとおりである。

	参加者数	製薬企業	ドラッグストア	卸	公務員	臨床開発	保険薬局
2002年度	11名	4社	1社	0社	0か所	0社	0社
2003年度	33名	8社	5社	0社	0か所	0社	0社
2004年度	52名	16社	8社	0社	0か所	0社	0社
2005年度	56名	17社	9社	0社	1か所	0社	1社
2006年度	69名	18社	12社	1社	1か所	0社	1社
2007年度	96名	16社	8社	2社	2か所	4社	9社

インターンシップ終了後には、参加学生による報告会及びランチョンセミナーを実施しているが、これらは他大学ではあまり見られない企画であり、受入企業担当者からも高い評価を得ている。

インターンシップへの参加は、学生の職業意識やキャリア意識を喚起し、自己の適性を把握させるとともに視野を広げる効果を生み出している。更に、就職後の職種とのミスマッチを防ぐことにも役立っている。

【点検・評価】

年々参加者数と受入れ企業が増えていることは評価できるが、希望学生全員が参加できないというのが一番の問題点である。原因としては、受入れ企業（特に製薬企業）が参加希望学生に比べて少いことが挙げられる。

報告会は、学生の自主性に基づいて開催され、その内容も充実したものとなっており、この点も高く評価できる。

6年制課程においては、4、5年次でインターンシップを単位化する予定であるが、その実施方法、単位認定方法などは、これから検討課題である。

【改善方策】

希望者が多く参加できるように、受入企業などの拡大を図る。

6年制課程での単位化について、早急に検討を加える。

⑦履修科目的区分

【現状の説明】

従来の4年制課程における科目は教養科目、専門教育科目に分類され、卒業所要単位は124.5単位である。内訳は次のとおりである。

教養科目	必修	22.5 単位
	選択	20 単位以上 (33単位履修可能)
専門教育科目	必修	70 単位
	選択	12 単位以上 (17単位履修可能)
合 計	124.5 単位以上 (142.5単位履修可能)	

一方6年制課程における科目は教養教育科目、基礎教育科目、専門教育科目に分類され、卒業所要単位は186.5単位とした。その内訳は次のとおりである。

教養教育科目	必修	12 単位
	選択	8 単位以上 (12単位履修可能)
基礎教育科目	必修	12 単位
専門教育科目	必修	148.5 単位
	選択	6 単位以上 (15単位履修可能の予定)
合 計	186.5 単位以上 (199.5単位履修可能の予定)	

医療従事者を養成する医療系大学の特性として、学ばなければならない専門的知識は膨大で、カリキュラム編成上、上記のように必修科目が多くなるのはある程度避けられない。特に6年制課程では、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」、「薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム」などに提示されている内容は、薬学共用試験、薬剤師国家試験との関係から、必修科目に入れざるを得ないという事情がある。そのため必修科目が必然的に多くなる。ただ6年制課程は、未だ始ったばかりで、今後開講してみて重複する部分や、講義時間の見直しの必要が出てくる可能性がある。予想より講義時間が少くてよい科目がある場合は、科目の統廃合により多少の科目編成の変更は可能であろう。

学生に、より幅広く薬学を学ぶ機会を与えるためには、専門科目における特色ある選択科目を増やすことが必要である。現在のところは、学生に過重の負担を強いる可能性もあるとして、選択科目の必要単位数を少く抑えているが、今後上記のような必修科目の編成の変更などを視野に入れながら選択科目について検討を加えていくことになる。押さえ

【点検・評価】

医療系大学の特殊性であるが、特に6年制課程においては、必修科目の割合が大きい。今後、カリキュラムの進行に伴って、点検、見直しの必要がある。

【改善方策】

新しいカリキュラムの進行とともに、継続的に実状を分析し、必要に応じ現実に即した変更を行っていく。広い学識のある薬剤師を養成するために、多様性のある選択科目を設置し、選択の幅を増やす。

⑧授業形態と単位の関係

【現状の説明】

2006（平成18）年度の薬学教育6年制の実施により、カリキュラムが大幅に変更になり、講義時間、単位の計算方法も一部変更した。現在は新旧両課程が併存しているが、そのいずれにおいても当該学年全員を対象とする講義科目は、その学年を2等分し1クラス約140名で、担当者が同じ講義を2回行っている。実習科目は、基本的に1クラス約75名で実施されている。また、一部の科目では1クラス約35名で編成される少人数教育を行っている。

6年制課程では講義1コマ当たりの時間を70分にしている。講義回数は試験1回を含めて15回である。従来は教養科目と専門科目で単位計算法が異り、不統一であったが、これを改め基礎教育、教養教育、専門教育のいずれの科目においても講義、演習科目についてはすべて70分15回（試験1回含む）で1単位とした。

実習、実技科目については講義科目の2倍の時間数で1単位と計算するのを基本としている。学生が実習において十分な知識・技能・態度を修得できるよう、専門実習科目においては3.5時間12回の実習（計42時間）で1単位とし、必要とされる時間数（2時間で15回、合計30時間）の1.4倍を当てている。

6年制課程では、学内での実務実習事前教育（1か月）に4単位、病院実習、薬局実習（各2.5か月）にそれぞれ10単位を当てることにしている。5年次実務実習以外の期間と6年次前期に行う卒業研究には22単位、6年次前期の処方解析演習は5単位、6年次後期の総合薬学講座は10単位の予定である。

なお、6年制課程に合わせて、4年制課程でも講義時間を90分から70分に変更しているが、この措置により講義時間が減少するのを避けるため、補講の時間を設定し補っている。

【点検・評価】

講義・演習科目、実務・実習科目それぞれにおいて時間数と単位の関係は統一されており、合理的になっている。未だ実施されていない6年制上級学年における科目の配当単位が妥当なものか、今後検証の必要がある。

【改善方策】

今後6年制の上級学年で開講される実務実習やその関連科目、卒業研究の単位数の配当が妥当なものであるか検証していく。

⑨単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学では、国内外他大学との単位互換制度をこれまで持っていたいなかった。しかし2007（平成19）年7月の本学と神戸大学との教育・研究面における連携協定締結を機会に、その一環として単位互換制度の導入を現在具体的に計画している。

他大学を卒業若しくは退学後に本学に入学した学生の既修得単位については、基礎教育科目及び教養教育科目の単位について合計15単位を超えない範囲で認定している。その際、本学カリキュラム科目に相当する既修得科目的内容、範囲について科目担当教員が確認を行い、教務委員会にて慎重に審議の上、単位認定を行っている。

しかし、既修得単位の設定は上述のように基礎教育科目及び教養教育科目に限られ、上限も設定されているため、卒業所要総単位中、本学による認定単位数の割合はかなり高い（4年制課程88%、6年制課程92%）。

【点検・評価】

既修得単位認定制度など、多様な学生の受入れに対応した制度を整備している点は評価できる。また、神戸大学との教育・研究連携による単位互換制度の導入によって、特に臨床医薬専門分野における教育に大きく寄与するものと期待されるが、将来的には基礎教育科目や教養教育科目も含めたより包括的な単位互換制度が望まれる。

【改善方策】

神戸大学に限らず、近隣総合大学に広く門戸を開放した、様々な分野での単位互換制度の導入を検討中である。

⑩開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

4年制課程では教養科目は全体で39科目あったが、そのうちの25.5科目を専任教員が担当し、残りの13.5科目は兼任教員が担当している。専門教育科目74科目中で専任教員が担当する科目が62.5であり、残りの11.5科目については兼任教員が担当している。

6年制課程では基礎教育科目は全体で12科目あったが、そのうちの8科目を専任教員が担当し、残りの4科目は兼任教員が担当している。教養教育科目34科目中で専任教員が担当する科目が14科目であり、残りの20科目については兼任教員が担当している。3年次以上の科目担当は現在担当者を検討中のため算定できない状況にある。

一部の科目では、兼任教員も担当科目授業終了後の時間を利用し、専任教員と連携しながら学生に対するきめ細かな対応をしている。また兼任教員と教養科目担当専任教員や教務部長などが適宜話し合い、当該年度の反省と次年度に向けての方策などについて検討を行っている。

【点検・評価】

教養教育科目では選択科目を幅広い領域で設定しているため、兼任教員による担当科目が多くなっていることはやむを得ない。専門教育科目は比較的多くの科目を専任教員が担当していることは評価できる。

補習や質問に対する対応など、学生に対するきめ細かい配慮が兼任教員によってもなされることは評価できる。

【改善方策】

現在も必要に応じ行われている兼任教員と関連科目担当専任教員や教務委員などと意見交換の場を、定期的に持つようにして、恒常的に教育面での改善方策を検討する機会を設ける。

兼任教員に頼らざるを得ない幅広い選択科目を、今後他大学との単位互換制の導入などにより補うことを検討する。

⑪生涯学習への対応

【現状説明】

医学や薬学の学問・技術水準が日進月歩で変貌している医療現場では、薬学教育6年制への移行に伴って4年制下で卒業した現職薬剤師の資質をどのようにして向上させるかが重要な課題として挙げられている。本学では永年の実績を基盤として薬剤師の専門性と学識レベルをより一層高めるための生涯研修支援体制の充実と再構築を図っている。

具体的には以下に示す3種類のプログラムを持っている。これらのプログラムは従来は「生涯教育委員会」において企画立案、運営を行ってきたが、2007（平成19）年6月に、新たに立ち上げられたエクステンションセンター（Ⅱ 2 ①教育研究組織 c 参照）に受け継がれ、以後このセンターにおいて、同窓会が従来行ってきた生涯教育活動と併せて、より効果的なプログラムが展開されつつある。

a 卒後教育講座

本講座は、1975（昭和50）年に全国の薬系大学中3番目に開講して以来 逐次改善を重ね、今日では全国屈指の伝統と規模を誇る教育事業に成長している。本講座では毎回医学・医療分野における最近の重要事項をメインテーマとして設定し、このテーマに則した総論及び各論的な講義（6コマ）を体系的かつ相互連携的に網羅するとともに、薬剤師を取り巻く時宜を得たトピックス（3コマ）をこれらに加えることによって、極めて有機的に関連した講義システムを構成している。

受講者は、年々増加しており、現在では1日当りの参加者数は700名を超え、繰り返し受講する参加者も多い。また他大学出身の受講者にも好評で、全受講者の中で占める割合は20数%に達している。

b リカレントセミナー

1998（平成10）年からリカレントセミナーを開講しているが、本セミナーは前記卒後教育講座のアドバンストコースと位置づけられている。すなわち、専門領域別・職域別に比較的少人数の受講者で構成するユニークなセミナー形式の研修会である。前記講座の＜トピックス＞に関連するテーマで、更に深く掘り下げるこことによってより高度で重要な学識の修得を必要とするものや、今日的かつ実践的で応用性の高いテーマなどをシリーズとして取り上げている。当初は開講時の趣旨に沿って研修効果を高めるために少人数制でスタートしたが、最近ではテーマによっては100名を超える受講者があり、繰り返して参加する受講者も多い。

c 薬剤師実践塾

2004（平成16）年に、新任薬剤師や離職後一定期間を経て再就職を希望している薬剤師を対象としたプログラムを企画し、薬系大学では初めて「薬剤師実践塾」を開講した。これは学内に設置されている医療薬学総合研修センター内で行っており、実務研修とワークショップ形式を取り入れた少人数制のユニークな参加型研修である。すなわち、学内の関係教員と大手保険調剤薬局会社の研修部長及び病院薬剤部長で構成される実行委員会のもとに、多数の現職薬剤師もインストラクター（実務指導薬剤師）として参加し、更にSP（模擬患者）の協力も得た実践的研修指導が展開されている。最近では中堅薬剤師を対象としたプログラム（指導者研修）も企画している。

テーマ及び講師の選定

以上3つのプログラムについては、毎回受講者から回収したアンケート回答における希望テーマや、最近の医学・薬学分野の情勢を見極めながら、各事業についてメインテーマ及び各論講義項目並びに講師を選定している。特に卒後教育講座については、メインテーマに則した著名な講師に講演してもらうという従来からの基本方針に基づいて、地理的条件に捕われず全国的視野に立って第一線の研究者や実務家を招聘している。さらに講師陣には各方面の第一線で活躍している本学の卒業生も加えている。

【点検・評価】

実施している全ての事業において、受講者全員を対象としてアンケートをとり、講義・実務研修の内容やレベル並びに範囲等に関する評価を求めるとともに、今後取り上げてほしいテーマなど、更に企画・運営面における要望を集計し、これらの結果を次回以降の企画に反映させている。それによって、いずれのプログラムも受講生から高い評価を受けており、繰り返し受講する参加者も多い。以上のことから本学の生涯学習への対応は、概ね順調であると評価できる。

【改善方策】

特になし。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

【現状の説明】

教育上の効果を測定するための方法としては、本学の場合、まず個々の科目の試験、レポートによる成績評価、実習、実務実習での評価、さらに薬剤師国家試験の成績・合格率、また6年制課程で課せられる予定の薬学共用試験の成績、卒業生の進路状況などが挙げられる。さらに学生による授業評価アンケートも含まれる。

a 成績評価等

次の項「II 3(2)②厳格な成績評価の仕組み」で詳細に述べるが、4年制課程では全ての科目について100点満点の60点以上を合格と評価し、6年制課程では秀、優、良、可、不可の内、秀、優、良、可を合格と評価している。この点については、当然のことであるが、全教員の合意の上でなされている。また6年制課程では、GPA制度が導入されているが、これも学生自らが学修効果を測定する方法となっている。

b 薬剤師国家試験の成績・合格率、薬学共用試験の成績

薬剤師国家試験の成績・合格率は、事実上4年間あるいは6年間の教育の効果が試されるものである。そのため「II 3(1)⑤カリキュラムと国家試験」の項にあるように、その結果は常にカリキュラム及び個々の科目の講義内容にフィードバックされている。薬学共用試験は未だ実施されていないが、国家試験に準じるものとなっていくことが予想される。

c 卒業生の進路状況

卒業生の進路も、薬学の教育が効果的に行われたかを判断する材料になりうる。本学学生の進路としては、医療関係と企業に大別され、次のように区分される。

- ・医療機関：病院、診療所、保険薬局
- ・医薬品販売業：ドラッグストア
- ・企業：製薬会社、工業薬品会社、化学工業会社、化粧品会社、食品会社、試薬関連会社、医療器・機器製造販売会社、試験・検査・分析受託会社など
- ・医薬品卸業
- ・CRO（医薬品開発業務受託機関）及びSMO（治験施設機能代行機関）
- ・教育機関：医歯薬系大学及びその他の大学
- ・薬務行政機関：国家公務員（厚生労働省）及び地方公務員（都道府県薬務課、保健所、衛生研究所、公害研究所など）

本学の求人状況、就職状況、就職率は次のとおりである。

(a) 求人状況

	総 数	製薬会社	化学会社	卸・商社	その他	薬 局	病院・医療関係	教 育
2002年度	963	78	59	26	72	337	384	7
2003年度	937	76	67	22	42	294	425	11
2004年度	1035	80	67	19	25	339	496	9
2005年度	936	84	60	15	26	286	458	7
2006年度	1027	56	67	45	27	314	510	8

求人倍率は、2002年度：7.1倍、2003年度：6.9倍、2004年度：7.7倍、2005年度：7.2倍、2006年度：8.6倍となっている。

(b) 進路状況

	製薬会社	化学会社	CRO	卸・商社	その他	薬局	病院・医療関係	公務員	研修生	進学
2002年度	30	2	6	2	1	130	35	5	18	37
2003年度	37	3	5	10	1	116	34	1	11	50
2004年度	43	1	5	5	2	115	42	3	15	47
2005年度	38	3	4	2	0	88	54	6	13	42
2006年度	28	1	2	2	0	105	31	5	12	61

(c) 就職者数及び進学者数

	卒業者数*	就職決定者数 (就職率)	進学者数 (進学率)
2002年度	279	229 (82.1%)	37 (13.3%)
2003年度	284	218 (76.8%)	50 (17.6%)
2004年度	296	231 (78.0%)	47 (15.9%)
2005年度	260	208 (80.0%)	42 (16.2%)
2006年度	253	186 (73.5%)	61 (24.1%)

* 3月卒業者

就職、進学者を併せると、ほぼ95%以上になっている。

d 学生による授業評価アンケート

「II 3(2)④ d 学生による授業評価の活用状況」の項に記されているように、大学全体にとっても、個々の教員にとっても、また学生にとっても、教育効果を判断できる1つの材料となっている。

【点検・評価】

成績評価はしっかりととした基準で行われ、また薬剤師国家試験の成績・合格率等もきちんとフィードバックされる。

ドバックされ、それぞれ教育効果を判断する方法として適切に機能しており、また教員間でもこのことは共通の認識になっている。ただ、今後実施予定の6年制課程での薬学共用試験については、カリキュラムや個々の講義内容にフィードバックされる態勢が未だ整っていない。

卒業生の進路については、常に高い就職・進学率を保持しており、薬学教育の効果が着実に浸透しているものとして評価できる。また過去5年間に就職した者のうち、薬剤師の資格を必要とする職についていた者は約6割であるが、この数字は薬剤師養成の教育を目指している大学としては、評価できる数字である。

それぞれの測定方法を挙げることができ、それらはそれぞれ有効に働いているが、それら全体の機能的有効性を検証する仕組みは導入されていない。

【改善方策】

6年制課程での薬学共用試験について、カリキュラムや個々の講義内容にフィードバックされるシステムを早急に構築する。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入を模索する。

②厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

6年制課程では、低学年の教養科目における選択科目に履修登録の上限を設け2年間にわたり、計画的に単位を修得するようにしている。高学年ではほとんどが必修科目となるため、履修登録の上限が必然的に設定される状況になっている。1年間での修得可能単位数は1年次で33単位、2年次で40.5単位、3年次で34単位、4年次で27単位、5年次で42単位、6年次で36単位である。

各授業科目の到達目標や成績評価方法などはシラバスに記載されている。講義科目については筆記試験や出席状況で評価されることが多い。実習科目については特に出席状況や受講姿勢を重視し、到達目標を毎回担当教員が点検しながら実習指導を行っている。更に実習レポートも評価の対象としている。4年制課程の病院・薬局実習では病院や薬局の実習指導者の成績評価表や実習レポート、実習報告書により総合的な評価が行われている。

試験については6年制課程では定期試験と定期試験で合格とならなかった学生に対する追再試験の2つの試験からなる。この2つの試験に合格できなかつた場合は、再履修となる。4年制課程の試験制度は、定期試験、定期試験で合格とならなかつた学生に対する追再試験と特別再試験の3種類の試験からなる。特別再試験は、上級学年に進級したときに単位の修得に至っていない科目について、特別に再試験を実施するというものである。6年制課程ではGPA(Grade Point Average)制度を導入し、単位数の修得だけではなく、学修の成果の質を学生自身が明確に意識できるようにした。これは、学生自らが履修管理に責任をもち、今後履修する科目についても意欲的に学修できることを目的とするものである。

学年毎に進級基準が設けられており、それは履修規程に明記されている。進級判定は毎年度末に教授会構成員で構成される進級判定会議でなされる。進級判定基準については6年制課程の基準は4年制課程よりも厳しくなっている。卒業要件については学則に明記されており、卒業判定

についても教授会構成員で構成される卒業判定会議で審議される。

成績優秀学生については、奨学生制度を設けており、神戸薬科大学奨学生規程に従って各学年10名以内に奨学金の給付を行っている。

【点検・評価】

しっかりととした試験制度と明確な進級、卒業基準により、厳格な成績評価の仕組みができる。ただ、進級基準へのGPAの利用や卒業要件としてのGPAの下限の設定などが今後の課題として残っている。

【改善方策】

進級基準へのGPAの利用や卒業要件としてのGPAの下限の設定についての検討を進める。

③履修指導

【現状の説明】

学生への履修指導は、まず入学時に全体オリエンテーションの中でガイダンスが行われる。履修指導のツールとしては「シラバス」が毎年作成され、全学生に配布されている。その内容は授業科目の概要、教育目的、教科書、指定参考書、成績評価方法などである。

本学は担任制を実施しており、2年次以上に対しては年度初めに担任によるオリエンテーションが行われている。なお、各試験結果は担任を通じて学生に通知される。

また、特に周知徹底が必要な事項については個別にガイダンスを行っており、それらの例としては以下のようなものがある。

4年制課程：特別実習・特論説明会（3年次）、病院・薬局実習ガイダンス（4年次）、薬学総合講座ガイダンス（4年次）

6年制課程：早期体験学習ガイダンス（1年次）、教養選択科目受講に関するガイダンス（1、2年次）、総合文化演習Ⅰガイダンス（2年次）、総合文化演習Ⅱガイダンス（3年次）、引き続き学年が上がるに従って必要なガイダンスを行っていく予定である。

更に年度末に行われる進級判定・卒業判定の結果、留年が確定した学生に対しては、学年毎に留年生ガイダンスを行い、指導の徹底を図っている。

オフィスアワーについては、以前はシラバスには記載されていなかったが、2008（平成20）年度より記載されるようになった。従来から本学では、オフィスアワーを設定、公示していくなくても、学生が質問等に来た時その場ですぐに対応することが一般的になっていた。

留年生に対する教育上の配慮措置として、4年制課程では2002（平成14）年度からチューター制を導入し、各留年生の学力強化のための個人指導、補習講義の実施、更に担任との連携（成績、出席状況、勉学態度、相談など）を取り合いながら、再留年という結果にならないよう学生指導を実施してきた。

2006（平成18）年10月より、特に6年制課程における留年生、低学力学生の学修支援を目的として「薬学基礎教育センター」が設置された。このセンターには現在専任教員（准教授）1人

3 学士課程の教育内容・方法等

が配置されており、通常の授業だけでは理解が不十分な学生を対象に、1、2年次の基礎教育科目を中心としてオフィスアワーを取り入れた相談日を設け、理解の促進を図っている。更に、勉学上の不安や悩みについて相談できる体制をとり、学生の学力向上に取り組んでいる。

学修支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行う役目は、各学年に8人ずつ配置されている担任が担っている。また、2年次に在籍する4年制の留年生は教務部長がクラス担任となるとともに副担任もおかれ、別途指導がなされている。

科目等履修生、聴講生などに対しては、履修許可の前に科目担当教員との面談が実施され、履修前に科目内容の周知を行っている。

【点検・評価】

オリエンテーション、ガイダンスによるきめ細かな履修指導は適切である。以前に比べ履修登録ミスが少くなっている、きめ細かい指導の成果である。さらにインターネットを利用するなど、学生自身が自ら主体的にしかも簡便に履修計画を立てられるような工夫も必要である。

オフィスアワーについては、以前から学生が隨時質問相談に行ける態勢が確保されていたが、今後はシラバスにも明示されるようになった。

チューター制、薬学基礎教育センターによる教育指導は、学生との連携が取りやすく、特に留年生に対する日常の教育を円滑に進める上で一定の役割を果している。ただ、薬学基礎教育センターは現在専任の教員1人の状態であり、増員が望まれる。

担任は、教務課、チューター、薬学基礎教育センターとも連携しながら、学生の指導に一定の役割を果している。

【改善方策】

コンピュータを利用してインターネット上で学生自身が履修手続きを行えるよう、情報インフラの整備を早急に行う。

薬学基礎教育センターの教員を、2008（平成20）年度より1名（講師）増員の予定である。

④教育改善への組織的な取組み

【現状の説明】

a シラバスの作成と活用状況

本学では、年度毎にシラバスを作成し、全学年に配布している。各科目毎に、教育目標、授業内容、成績評価方法、教科書、指定参考書を記載しており、学生の自主的な学修や意欲向上に役立つよう工夫されている。シラバスの活用方法については、入学時に新入生オリエンテーションにおいて説明し、履修指導を行っている。

b 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置

特に6年制課程では、以下のようなカリキュラムの工夫を行っている。すなわち、初年次教育において習熟度別授業を数学と英語で実施し、また履修歴別授業を物理学と生物学で行い、薬学

専門教育への円滑な導入となるよう配慮している。更に低学年時から学生自身の発表と討論により科目内容を理解することを重視しており、発表や討論を重視した演習科目を配当している。このような学習方法を取り入れることで、学生の問題解決能力の向上を図っている。

また本学では個々の学生の学修支援について以前からきめ細かい取組みを行っている。その1つはクラス担任制で、クラス別オリエンテーションによる履修指導や、学生本人だけでなく保護者への対応など、きめ細かい教育指導を行っている。

留年生及び比較的学力の低い学生に対する教育上の取組みも積極的に行っている。前項「II 3 ③履修指導」でも述べたが、まず4年制課程では2002（平成14）年度からチューター制を導入し、学力強化のための個人指導、補習講義などを行ってきた。6年制課程では、薬学基礎教育センターにおいて、通常の授業だけでは理解が不十分な学生を対象に、1、2年次の基礎教育科目を中心としてマンツーマン形式で指導を行っている。更に、学修支援だけでなく勉学上の不安や悩みについても相談も受けける体制をとっている。

また後述の学生による授業評価アンケートは、個々の教員の教育指導方法の促進を促すために有効に働いている。

c FD活動に対する組織的取組み

本学では2000（平成12）年度からファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する全学的な取組みを実施しており、外部講師を招いて講演会を開催する一方、「全国薬学教育者ワークショップ」に教員が順次参加して自己研鑽を積んでいる。また、新たに取り入れられる共用試験（CBTやOSCE）やPBL（Problem-based Learning）に関する説明会や講習会、トライアルなどへの教員の参加、事務職員を対象とした研修、スタッフ・ディベロップメント（SD）としてワークショップ等の学内開催など、薬学教育6年制に適切な対応を図るための種々の新たな取組みを実施している。更には、カウンセリングの専門家を講師に招き、クラス担任を対象とした講演・質問会を開催することで、精神的な問題から学業に支障の出ている学生に対して教員が適切な教育指導が行えるように努めている。

d 学生による授業評価の活用状況

1999、2000（平成11、12）年から自己点検・評価委員会主導のもとで行われるようになった「学生による授業評価アンケート」は、下記のように引き続きほぼ隔年に実施されている。

当初講義だけを対象として実施していたが、2004、2005（平成16、17）年実施分からは、当該年度の前期及び後期の講義、実習、演習のすべての授業科目を対象とし、講義用、実習用、演習用の3種類のアンケートを用いて行っている。

その個々の結果は各科目担当者にフィードバックされ、以後の講義、実習、演習の具体的改善に活用されている。また全体のまとめは本学の広報誌「ききょう通信」に掲載され、学生や保護者をはじめ他大学、関係諸機関に広く公開されている。なお、2006、2007（平成18、19）年実施分については、広報誌「ききょう通信」の編集方針変更に伴い、現在新たな公開方法を検討中である。

3 学士課程の教育内容・方法等

2005（平成17）年には、「ベストティーチャー賞」が創設され、このアンケートにおいて各学年（前・後期別）で最も評価の高かった教員を表彰対象としている。更に、個々の科目に対する評価は、昇任及び昇格の際の参考資料として活用されている。

2001（平成13）年12月／2002（平成14）年6月実施

2004（平成16）年7月／2005（平成17）年1月実施

2006（平成18）年7月／2007（平成19）年1月実施

【点検・評価】

シラバスに教育目標、成績評価方法を記載することにより、学生に授業目的を周知させることができ、学修意欲の向上につながっている。

担任制、チューター制、薬学基礎教育センターでの指導など、きめ細かい学習支援に関する組織的取組みは、それぞれに効果が上がっているが、これらを更に有機的に関連づけることによりいっそう効果が上がるような工夫が求められている。

FDに関しても、教員ばかりでなく、教育をサポートする側の事務職員を対象とした学内ワークショップを独自に開催しているなど、全学的な取組みが評価できる。

「学生による授業評価アンケート」は、教員が講義に対する学生の理解度を把握でき、講義内容や教育指導方法の改善促進に役立っているが、その改善は個々の教員の努力に委ねられている。その結果を全学的に教育改善に結びつけていく仕組みができていない。

【改善方策】

担任制、チューター制、薬学基礎教育センターでの指導など、それぞれの取組みをより効果的にできるよう、これらを有機的に関連づける方法を考える。

FD活動を更に活発に実施できるよう、「FD実施委員会（仮称）」を設置する。

授業評価アンケートの個々の結果について、その改善を個々の教員の努力だけに委ねるのではなく、結果を共有し、お互いが実践例の紹介など情報交換できるシステム作りを考える。

⑤授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業は講義、演習、実習、実技に分けて行われている。多くの専門教育科目的講義では1学年を約140人ずつに分け、教員は2回講義を行っている。ただし、非常勤講師担当科目など一部の科目では1学年全体を対象にしている講義科目もある。履修歴別（生物、物理）講義科目では概ね50人程度の講義とし、語学（英語）では35名程度で講義を行っている科目もある。演習科目は少人数で行い総合文化演習、教養リテラシーは25名程度、情報リテラシー、基礎化学演習などは35名程度で授業を行っている。（但し情報リテラシーについては2008（平成20）年度から新教育棟の完成により70名程度となる。）実習は学年全体を4分割し、約70名ずつで実施している。

講義、演習、実習を行う教員の判断により適宜マルチメディアを用いた教育を行っている。また早期体験学習、病院実習導入講義などの科目ではビデオをはじめマルチメディア機材を取り入

れた講義、演習が行われている。

6年制の医療薬学関連科目については、その具体的形態の詳細が未だ決まっていないものもあり、現在検討中である。

使用する資料については図書館が整備、管理し、教員が必要に応じてこれを活用している。現在200名以上の学生を収容できる教室3室には大型スクリーン、液晶プロジェクター、ビデオ機器などが設置されている。中小講義室においては液晶プロジェクターを設置していないが、スクリーンは設置している。教務課に液晶プロジェクター、ノートパソコンを置き、教員の要望により貸出しを行っている。2008（平成20）年2月完成の新教育棟では、大中講義室、演習室、自習室などでマルチメディアを十分活用できる設備が整っている。

なお本学では、遠隔授業は行っていない。

【点検・評価】

それぞれの科目的特性を考え講義、演習ごとに異なる人数で教育を行うことで、よりきめ細かい教育が可能になっている。低学年から少人数での演習形式の科目を多く配当し、きめ細かい学修指導体制をとっていることは評価できる。未だ詳細が決っていない6年制の医療薬学関連科目については、早急に形態等を決定する必要がある。

利便性が極めて良いとは言えないにしても、現時点で教員がマルチメディアを活用した教育を行うのに必要な設備、機器は一応整っている。新教育棟の完成で、利便性が大いに増すことが期待できる。新教育棟では学生の演習、CBT試験に備え、約150台のコンピュータが設置される予定であり、また貸出用に約30台のノートパソコンも用意する予定である。これらはマルチメディア教育にも資するところが大きいと判断される。

以上のように、新教育棟の完成で、マルチメディアの活用には極めてよい環境が整備されるが、一方で既存の施設との間で格差ができるという問題が発生する。

【改善方策】

6年制医療薬学関連科目の授業方法の詳細を早急に決定する。

今後機能的に劣る講義室の設備の改良、更新を行っていく。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本学では、国際化への対応として、以下のようなプログラムを持っているが、国際交流の推進に関する基本方針については明確になっていない。

①大学洋上セミナー：兵庫県国際交流協会が運営主体となって県内の大学生が洋上で共同生活を送りながら単位を修得できる講義を受け、船内と訪問諸国で様々な交流を行うプログラム。本学も 1990年の2回目から参加し、毎回何人かの学生が参加してきたが、6年制への移行に伴ってカリキュラム化が難しくなり一昨年の14回目を最後に参加を取りやめた。

②HUMAP：兵庫地域の大学とアジア・太平洋地域大学間の交流枠組みに関する協定。本学もこれに加盟しているが、現在のところ学部レベルでは実績がない。

③タイ国チェンマイ大学との間の学術協定：これも学部レベルでは現在のところ実績がない。国内外の教育研究交流としては、特別研究セミナーの制度がある。これは研究設備等充実委員会が担当し、本学における研究活動の活発化を目的として、国内外から医学・薬学関係者を招聘しセミナーを開催するものである。本セミナーは、教員や大学院学生の教育研究活動の向上に貢献しているばかりでなく、学部学生にも最先端研究の雰囲気を伝え、その勉学・研究意欲の増進に役立っている。

2002（平成14）年度から2007（平成19）年度までの開催状況は以下のとおりである。

2007年度	国内研究機関	9件	国外研究機関	5件	合計	14件
2006年度	国内研究機関	4件	国外研究機関	4件	合計	8件
2005年度	国内研究機関	14件	国外研究機関	9件	合計	23件
2004年度	国内研究機関	10件	国外研究機関	11件	合計	21件
2003年度	国内研究機関	12件	国外研究機関	11件	合計	23件
2002年度	国内研究機関	17件	国外研究機関	6件	合計	23件

【点検・評価】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針が明確にされていない。

特別研究セミナーは、特に学部学生にとって、外国人研究者の講演に触れることによって研究に対するモチベーションを上げ、英語の必要性を強く感じる貴重な機会となっている。

【改善方策】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針を明確にする。

4 学生の受入れ

【到達目標】

本学の教育理念が達成できるよう、それに相応しい入学者をできる限り適切に選抜するために、様々な選抜方法を充実させ、入学試験の内容及び方法を検証し、改善する。

①学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

a 学生の募集方法

(a) 入試ガイド

平成20年度募集用キャンパスガイド（平成19年度配布）に「キラリ KOBE STYLE」というキャッチフレーズを入れて広報活動を行っている。このキャンパスガイドを入試要項と1組にして、受験生はもちろん主要な高等学校にもできる限り配付するようにしている。その他にキャンパスガイドは単体としても資料請求者に送付されている。

(b) 高校訪問・説明会・出張講義

教職員に、高校や予備校への訪問、出張講義などの協力を要請し、本学の良さを多面的に広報する努力をしている。入試課職員は、各会場の個別説明会、高校や予備校進学説明会に積極的に参加している。

(c) オープンキャンパス

オープンキャンパスは年数回（2007（平成19）年度は4回）実施し、参加者の受験率は例年約70%と高率である。教学、学生生活、進路、入試、在学生相談などの各種コーナーを設けるとともに、毎年工夫を凝らした模擬授業や体験実習を企画し、実施している。

(d) 新聞雑誌による広報について

広報手段としての新聞雑誌媒体については、薬学部を目指す高校生などに、本学の良さが十分効果的にアピールできるような広報媒体を選んで利用している。

b 入学者選抜方法

(a) 推薦入学試験

・指定校制推薦入学試験

受験勉強だけに捕われず、充実した高校生活を送り、積極的に薬学を学ぶ意欲のある新入生を受入れる制度である。公募制推薦入学試験の出願者数及び合格者数の多い高等学校や、在学生の学内成績を評価し、優秀な学生が多く入学している高等学校から、当該の高等学校長の推薦により多様な個性を有する生徒を迎え入れ、学内の活性化を図ることを目的とした試験制度で、調査書の評定平均値の基準を設け、出願書類と面接で総合評価を行っている。

・公募制推薦入学試験

現役生を対象とし、調査書と学力試験により判定を行う試験である。学力試験は、理科（化学）と外国語（英語）の2科目について行い、配点は 理科100点、外国語100点、調査書の全体の評

4 学生の受入れ

定平均値を10倍して点数化した50点とを合わせ、総点250点とする。出願に関して調査書の評定平均値の基準を設け、学力検査、高等学校調査書、推薦書を総合して判定する。本学の他に4会場で学外試験を行っている。

(b) 一般入学試験

一般入学試験としては、一般入学試験・前期と一般入学試験・後期を実施している。

・一般入学試験・前期

本試験は本学の入学試験の中心となるもので、入学定員の43%を募集枠とする。試験内容は、数学、理科（化学）、外国語（英語）3科目で行い、配点は 数学150点、理科200点、外国語150点、総点500点である。本学の他に6会場で学外試験を行っている。

・一般入学試験・後期

2006（平成18）年度より実施しており、試験科目は理科（化学）の1科目のみである。募集定員は、10名であり、これは全入学定員の約4%である。配点は 理科150点、調査書の全体の評定平均値を5倍して点数化した25点と、調査書の数学の評定平均値を5倍して点数化した25点、さらに調査書の英語の評定平均値を10倍して点数化した50点とを合わせ、総点250点としている。

(c) 大学入試センター試験を利用する入学試験

本試験は、大学入試センター試験の得点のみで選考する入学試験である。募集定員は10名で入学定員の約4%である。1999（平成11）年度より実施しており、利用する教科は、必須科目として数学I・数学A、数学II・数学B、化学I、英語（リスニングテスト含む）の4科目に、選択科目として物理Iか生物Iのいずれか1科目を加えた5科目としている。配点は 数学I・数学A100点、数学II・数学B100点、化学I 100点、英語（リスニングテスト含む）200点に、選択科目の1科目100点を加えた総点600点である。

【点検・評価】

a 学生の募集方法

(a) 入試ガイド

キャンパスガイドは、受験の際に受験生にぜひとも知っておいてもらいたい情報を、卒業生や在学生の協力を得て、写真やイラストを多用するなどのレイアウトに工夫を凝らして、受験生に親しみやすく、かつ簡潔に要領よくまとめたもので、受験生ばかりでなく、高校の進路指導の先生方からも高い評価を得ている。

(b) 高校訪問・説明会・出張講義について

出張講義や高校訪問は好評であり、高校から要請があれば、高校生の学内見学もできる限り受け入れるよう努力しており、どちらも要請校からは感謝されている。

高校説明会も積極的に行っており、より多くの高校生に対する本学の良さや特徴を理解してもらうという目的に役立っている。

(c) オープンキャンパス

オープンキャンパスは毎年参加者に好評で、このことが結果的に高い受験率につながっていると思われる。

(d) 新聞雑誌媒体による広報

新聞雑誌媒体を利用した広報は、従来より必要最小限の範囲で効率を考えて行っており、受験生や高校の進路指導の先生方の好意的な反応からも、一定の効果が得られていると判断される。

b 入学者選抜方法

(a) 推薦入学試験

・指定校制推薦入学試験

受験生の基礎学力や適性を如何に正確に判定するかという問題は残っているが、指定校への受験生の従来の依頼基準を見直し、改善することにより、より適切な受験生の受入れが可能になったことは評価できる。

・公募制推薦入学試験

指定校推薦入学試験と同じ問題は残っているが、他の点に関しては今のところ概ね順調である。

(b) 一般入学試験

・一般入学試験・前期

受験者数の関係によりやむを得ないところもあるが、受験科目の内容に関しては検討の余地があると思われる。

・一般入学試験・後期

定員が少いこともあり、現在のところ特に問題はない。

(c) 大学入試センター試験を利用する入学試験

これも現在のところ概ね順調に推移している。

以上のように、入学試験制度に関しては、制度改革を進めてきた結果、入学者として多様な人材を確保することができるようになっているが、反面、1年次における進路変更による退学者の増加という問題（いわゆるミスマッチの問題）も生じている。

【改善方策】

学生の募集方法に関しては、現在の基本方針をより洗練する以外に、特に改善しなければならない点はないと思われる。

入学試験制度におけるミスマッチ改善策に関しては、手始めとして指定校推薦入学試験での方策を具体的に検討中である。

②入学者受入れ方針等**【現状の説明】**

入学者の受入れ方針は、本学の理念と教育目標に基づいて設定されている。高度な薬学の知識と技能を備え、医療人としての倫理観をもった薬剤師の養成が本学の基本的な教育目標である。カリキュラム（6年制課程）もそのような教育目標が達成できるように編成されている。入学者の選抜方法は上述のように、そのような本学の理念と教育目標を実現してくれる人材をできる限り確実に、かつできる限り多く集めることができるよう多様な選抜方法となっている。

【点検・評価】

6年制課程では、医療現場での薬剤師としての幅広い実践能力の養成が強く求められている。したがって入学者受入れ段階で、受験生の薬剤師としての適性を何らかの形で判定することは重要である。そのため本学では、入学試験制度の改革を長年にわたり行ってきた。現在の指定校推薦や公募制推薦による受験生の選抜方法は、その創意工夫の結果である。4年制課程の学生について言えば、入学後の追跡調査や卒業生の評価等を判断すると、このような創意工夫は一定の成果を上げてきたと評価できる。しかし、6年制課程においても今までのやり方が妥当かどうかはまだ分からぬ。薬剤師養成期間が長期化し、修得すべき科目が増えるばかりでなく、CBTやOSCE、さらには実務実習の長期化や国家試験の高度化など越えなければならないハードルは非常に高いものである。一方で受験生の気質の変化や基礎学力の不足などの問題も存在する。したがって今後も入学者の追跡調査や適性試験の結果などから、入試制度は常に改善し続けなければならないと思われる。問題は如何に効率よく改善する仕組みを構築するかである。

【改善方策】

入学者選抜、特に指定校推薦による入学試験に関して、高・大の連携のあり方を検証し、どうすればミスマッチが防げるか、またどうすれば本学の教育目標に沿った人材が確保できるかを検討する。

③入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

a 入試実施体制

入試実施体制は、学長が入試実施の長となり、入試実施本部の総括責任者を入試部長が努め、あらかじめ委嘱された教員が各試験室の責任者となり、実際の業務を監督する体制になっている。実施の監督者には教員及び事務職員が当たるが、監督者に割り当てられる受験生の数は、常に1人当たり20数名で、余裕を持って業務が行えるように配慮されている。入試業務にはマニュアルが整備されており、各入学試験に先立って必ず説明会を設け、重要事項の確認を行い、万全を期している。センター試験に関しては、センター試験の実施要領に従って厳正に行われている。学外試験場に関しても、学内試験の場合と同様に、各試験場の総括責任者を立て、実際の監督業務は、試験場の責任者と監督者で行われている。業務は常に学内の入試実施総括本部と確認の連絡を取りながら行われている。

b 入試選抜の基準

(a) 指定校制推薦入学試験

本学の基準に基づいて指定された高校から推薦された受験者から選抜する。

(b) 公募制推薦入学試験

出願資格について以下の4項目を設け、合否は学力検査の結果と高校調査書を点数化し、その合計点の高い者から選抜している。

- ・高等学校（中等教育学校を含む、以下同じ）を当該年度の3月卒業見込みの者、あるいは本学において個別の入学資格審査により、高等学校を当該年度の3月卒業見込みの者と同等以上の学力があると認めた者で、当該年度の3月31日までに18歳に達する者
 - ・在籍高等学校の校長が推薦する者
 - ・高等学校3年1学期（2学期制の高等学校にあっては3年前期）までの「全体の評定平均値」が3.0以上の者
 - ・高等学校3年1学期（2学期制の高等学校にあっては3年前期）までの「数学の評定平均値」が3.0以上の者
- (c) 一般入学試験・前期及び大学入試センター試験利用入学試験
本学の指定した科目の合計点の高い者から順に合格者を決定している。
- (d) 一般入学試験・後期
高校の調査書を点数化し学力検査の得点と合計して、得点の高い者から順に合格者を決定している。

c 入試選抜の公正性・妥当性

(a) 採点業務

解答用紙は入試部において厳正に処理・管理され、実際の採点業務も個人を特定することは不可能な状態で行われ、採点も複数の採点者がチェックする体制になっている。採点の転記においても入試部長をはじめ複数の者が立会い、厳正にチェックしている。

(b) 合否判定

合否判定は、それぞれの入試ごとに入試委員会において合否判定基準が審議され、そこにおいて決定されたものが合否判定案として入試教授会に提案され、審議され、決定される仕組みとなっている。

【点検・評価】

入試選抜の基準及び入試実施体制は、大学の最重要事項の1つとされ、受験生に対する公平性、透明性、平等性を常に考え、いつでも説明責任が果せるよう、厳正に管理運営されていると評価される。ただ少子化の時代を迎え、また薬系大学あるいは薬学部が各地に増設され、質の良い受験生の確保が困難となり、学外試験場などの増設や入学試験の種類が多くなり、入試関係業務が過重となることが予想される中、如何に効率よくしかも厳正に間違いなく入試実施業務を遂行していくかといった問題は十分に検討する必要がある。

【改善方策】

入試実施体制や入試基準や判定の今後のあり方を入試実施業務の効率的運営とともに検討する。

④入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入試問題が高等学校の履修範囲内であるか内容が適切なものであるか、あるいは試験時間内に解答できる問題数であるかが十分に考慮されているかを検証するために、入試問題検証担当者（チェッカー）が任命されている。チェッカーは問題を検証し、問題作成の責任者に結果を伝える。問題作成の責任者はその検証結果を参考に、必要と判断される場合には問題を修正し完成させる。試験終了後には、関係者から問題範囲の妥当性や内容等に関する意見を聴き、必要と判断される場合には、採点に反映させ、次年度以降の試験作成の際の参考としている。また、高校教員が各大学の入試問題を検証する会議があり、本学の教員がその会議に出席し、次年度以降の入試問題作成に活かしている。

【点検・評価】

関係者の意見も十分取り入れられるように工夫をしていることで、幅広い視点からの検証ができるおり、現在までのところは、問題作成上のミス及び不備を未然に防ぐことができる仕組みになっていると評価できる。しかし、入試問題の内容（あるいは科目数等）について、ミスマッチを防ぐ、あるいはより優れた学生を選抜することを求めて、大学として恒常に議論・検討する仕組みにはなっていない。

【改善方策】

ミスマッチや中等教育のカリキュラムの変更の受験生の問題があるので、そういった問題を改善する目的で、入試問題の内容や科目などについて大局的に議論・検討する仕組みを検討する。

⑤定員管理

【現状の説明】

2007（平成19）年5月1日現在で、4年制課程の学生収容定員は3年次270名、4年次240名定員の計510名（3、4年次生）の定員数に対して実際の在籍者は603名（118.2%）である。一方、6年制課程の学生収容定員は1学年同じく270名定員で計540名（1、2年次生）の定員数に対して実際の在籍者は653名（120.9%）となっている。

【点検・評価】

在籍学生数が学生収容定員を上回ることのないようにする必要があることは十分理解しているが、実際上入学者を定員どおりに確保することは至難の業であることも事実で、特に6年制を採用した後は定員の超過が続いている。2006（平成18）年度入学者数が27%も定員をオーバーしたため、2007（平成19）年度一般前期入試においては、補欠通知制度を設置し合格者数を88名減少（対前年比84.6%）させ、入学手続者には入学予定であるかを調査して、できるだけ学生入学定員と一致させようと努力したが、近年にない入学率の良さのため再度入学定員を上回る入学者になってしまった。入学者数を定員に可能な限り近づけるためにも、選りすぐれた入学者を確保す

るためにも、受験生に関する正確な情報のより一層の体系的な集積とそのより的確な分析が必要である。

【改善方策】

入学者の入学率を過去最高レベルと想定し、合格者数をなるべく絞り込み、補欠通知制度を十分に機能させて、できる限り入学者数を定員と一致させる。そのためにも、上述した受験生情報のより綿密な収集・分析を可能にする体制を整える。

⑥編入学者、退学者

【現状の説明】

編入学制度はあるが、編入学者はいない。最終的に薬剤師国家試験を受験するために履修を必要とする専門科目が多岐にわたるため、他学部からの編入は容易ではないと推察できる。

退学者については、その数値をゼロに近づけることが目標である。「大学基礎データ表17」に記載したように、2004（平成16）年～2006（平成18）年の3年間における退学者総数の平均は約13名であり、退学者の割合は全学生数の1%程度である。退学理由としては、進路変更が一番多く、続いて健康上の理由が挙げられる。

【点検・評価】

本学は、薬学分野の専門職能人養成という目的が明確であるため、創立以来、伝統的に退学率は非常に低い。しかしながら、ここ3年間の退学者の内訳を見てみると、1年生の退学者が過半数を占めており、その退学理由は大半が進路変更である。以上のことから、本学での退学者の問題は主にミスマッチの問題であると判断される。

【改善方策】

入学希望者に対して、薬学教育及び本学の特徴を十分に理解して入学してもらえるように、入試広報活動及び入学者の選抜方法を検討する必要がある。また、高・大連携や高・大接続の有効活用を検討する。

5 教員組織

【到達目標】

「大学の理念」を達成するために、学校教育法58条の改正に従って、適切な教員組織とする。教育効果の向上を目指して、明確な選考基準と必要な手続きによって各分野に必要な教員数を確保するとともに、各教員が充分な能力を発揮できるよう、組織の適切性を常に検証する。

①教員組織

- a 学部・学科等の理念・目的並びに教員組織の適切性

【現状の説明】

本学薬学部（4年制課程）は、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師、及び教育・研究者を養成することを目的として、薬学科と衛生薬学科の2学科から構成されているが、6年制課程の設置に伴い、2006（平成18）年度から4年制課程の募集は停止し、薬学部は薬学科のみの1学科となつた。4年制課程（3、4年次）及び6年制課程（1、2年次）はいずれも学生収容定員は1学年270名である。

研究室は機能性分子化学、薬化学、薬品化学、生薬化学、生命分析化学、薬品物理化学、薬剤学、製剤学、生命有機化学、微生物化学、衛生化学、生化学、病態生化学、臨床薬学、薬理学、医療薬学の16研究室である。その教員数は教授16名、准教授3名、講師17名、助教3名及び助手10名である。上記研究室以外の教育研究施設及びその担当教員は次のとおりである。中央分析室3名（准教授1名、講師1名、助手1名）、図書館1名（准教授）、薬用植物園1名（准教授）、放射線管理室1名（助教）、実験室排水処理施設1名（教授）、医療薬学総合研修センター4名（卒後教育や実務実習教育を充実する必要から、2007（平成19）年6月に発展的に改組し、エクステンションセンター1名〔講師〕と薬学臨床教育センター3名〔教授1名、助手2名〕を設置した）及び薬学基礎教育センター1名（准教授）である。一般教育科目担当教員は、数学1名（教授）英語2名（教授1名、講師1名）、人文科学2名（教授1名、准教授1名）、社会科学2名（准教授2名）、自然科学3名（教授3名）、保健体育1名（教授）で、合計16名である。専任教員は、教授25名（特別教授4名、特任教授1名を含む）、准教授10名、講師20名、助教4名の総数59名で、更に助手13名である。このうち特別教授や特任教授は、研究室には所属していないが、専任教員として常勤しており、専門教育科目並びに一般教育科目の講義及び演習を担当するほか、薬学基礎教育センターにおける学生の個別指導など、学部学生の教育指導を行っている。その他に、6年制課程の学生の4年次以降の教育カリキュラムには、実務実習事前教育や実務実習などが組み込まれているため、2009（平成21）年度以降には実務家教員（教授3名、准教授1名）がみなし教員として教育を担当することが決っている。（神戸薬科大学教員組織図及び大学基礎データ表19-2参照）

※2007年（平成19）年5月以降の人事により、教授1名、講師2名が新たに採用された。

【点検・評価】

大学設置基準の規定に基づく薬学関係（臨床に関わる実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に関わる専任教員については、本学の6年制課程の学生収容定員1,620名に対して、専任教員数58名、そのうち教授29名、薬剤師として実務経験を有する専任教員（実務家教員）7名（みなし教員4名まで含むことができる）を必要とするが、その条件を満たしうる点は評価できる。

従来の4年制課程においても、新たに設置された6年制課程薬学科においても、ともに薬剤師国家試験を目指していることから、低学年より高学年にわたり、基礎薬学、衛生薬学及び医療薬学の分野の科目を配当し、各研究室の専任教員が担当するのを基本としている。6年制課程教育においては、医療薬学系科目を以前にもまして重点化したことと、長期実務実習への対応が必要なことから、新しく医療薬学研究室や薬学臨床教育センターを設置し、教員の充足を図っていることは評価できる。しかし、まだ実務家教員は不足しているので、実務実習事前教育が本格実施される2009（平成21）年度までにはさらに増員しておかなければならない。教養科目、薬学専門科目のうち、一部本学専任教員ではカバーできない分野の科目を兼任教員に依頼しているが、これは教養科目の選択肢を拡大したこと、演習科目や臨床現場の実務者による講義が増加したことなどによるもので、教育目的に照らして妥当であろう。また大部分の主要科目は、専任教員が担当しているので、教育課程における教員組織は適切であると判断できる。

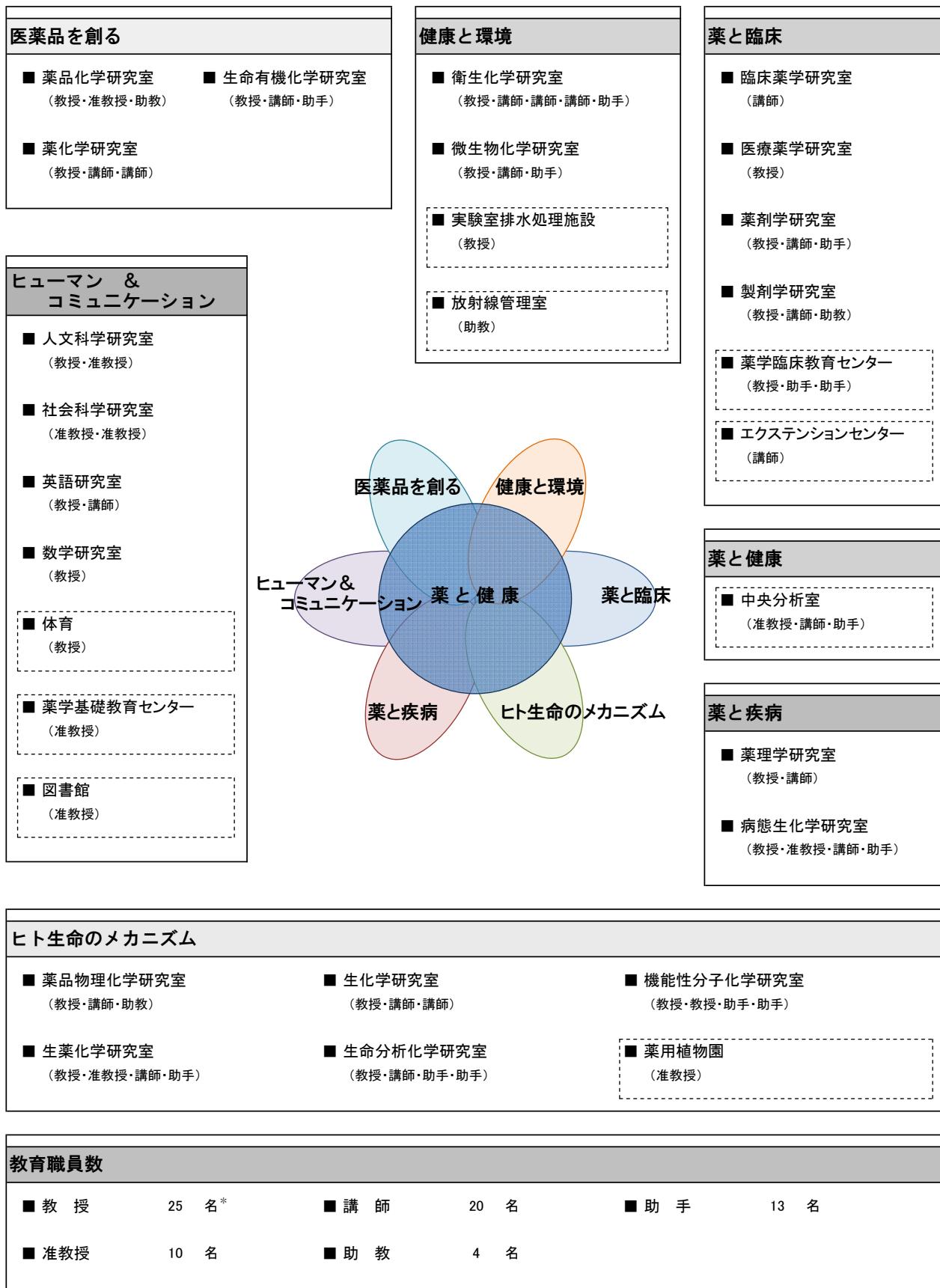
専任教員数に対する学生数（収容定員）の比率は18であり、全国の私立薬科大学の平均とほぼ同じであるが、さらに教員を増やす努力をしている点は評価できる。また学習効率を上げるために、講義は1学年を2つに分け、実習は4つに分けて反復して行っているため、学生に対する指導はきめ細かく行われていると評価できる。実習にあっては、専任教員に加えて、助手が補助的に指導に当り、大学院生をティーチング・アシスタント（TA）として活用していることや、特別教授や特任教授が専任教員として、一部の専門教育科目並びに一般教育科目の講義及び演習を担当していることは、教育を進める上で有効と評価できる。

6年制カリキュラムにおいては、総合的な問題解決能力の養成のために、5年次生の全員が各研究室に配属され、卒業研究と、より専門的な演習を行う予定であるが、各研究室の助教以上の教員が全て博士の学位取得者である点は、教育・研究を展開する上で有効であると評価できる。

【改善方策】

実務実習事前教育や長期の病院・薬局実習を担当する実務家教員の補充を行う。今後の薬学教育のあり方を見極めながら適切に対応していくために、財政基盤に配慮しながら、適切な総教員数を確保し、教員組織の再構築を行う。

神戸薬科大学教員組織図



* 内特別教授 4 名と特任教授 1 名を含む

2007年5月1日現在

b 主要な授業科目の専任教員の配置状況

【現状の説明】

4年制課程では教養教育科目は全体で39科目あったが、そのうち25.5科目を専任教員が担当し、残りの13.5科目は兼任教員が担当している。専門教育科目74科目中、62.5科目を専任教員が担当し、残りの11.5科目は兼任教員が担当している。また実習も、基礎生物学実習を1名の非常勤講師が分担している以外はすべて専任教員が担当していることから、主要な授業科目に専任教員を配置していると言える。

6年制課程では基礎教育科目は全体で12科目あるが、そのうち8科目を専任教員が担当し、残りの4科目は兼任教員が担当している。教養教育科目は全体で34科目あるが、14科目を専任教員が担当し、残りの20科目は兼任教員が担当している。3年次以上の科目担当は現在検討中のために算定できないが、基本的に専任教員が担当する予定である。

【点検・評価】

教養科目、専門科目を問わず、主要な授業科目に専任教員を配置していることは評価できる。

薬剤師は医療人として、社会的な使命感と倫理観を備えていなければならないことから、法学及び倫理学を専任教員が担当し、ヒューマニズム教育を重視していることは、教育上好ましいことである。また6年制課程では、教養教育を重視して語学科目及び幅広い領域で教養選択科目を多く設定しているため、それを専任教員で全て担当することは困難である。そのため、語学や教養科目では専任教員以外に多くの兼任教員が担当しているが、本学のような規模の単科大学では教養科目を担当する専任教員の増員には限界があり、語学科目で少人数教育による教育効果の向上を図り、幅広い領域で教養選択科目を設定するために、兼任教員を採用していることは適切な処置であると判断できる。

学生全員が卒業後、薬剤師国家試験を受験することから、基礎、衛生、医療薬学の各分野の専門必修科目を専任教員が責任を持って担当していることは評価できる。これまで、基礎薬学分野に比較して医療薬学分野の専門教育科目における兼任教員の比率が高かったので、医療薬学分野の専任教員を増員していくことが課題であった。そこで、採用人事を積極的に行い、医療薬学分野の専任教員を強化しようと努力していることは評価できる。現在、医療薬学分野の専任教員には、病院の薬剤部及び臨床検査部門の実務経験者（2007（平成19）年9月1日人事により病院薬剤師1名を新規採用）、及び医師免許を有する教員2名（2007（平成19）年10月1日人事により現在3名）が配置されている。このような専任教員の配置状況は医療薬学分野の教育を充実していく上で有効と評価できる。

6年制カリキュラムでは、4年次に実務実習事前教育が行われ、5年次に長期の病院・薬局実習を行うことになっているが、それらの科目は病院や薬局における実務経験を持つ薬剤師が担当することが必要である。現在の専任教員に加えて見なし教員4名を予定しているが、本格実施される2009（平成21）年度に向けてなお専任教員の増員が必要である。

【改善方策】

6年制薬学教育において、医療薬学分野の教育・研究と長期実務実習の充実が社会的要請であるため、それに向けた授業科目の整備や実務経験者の採用による実務家教員の増員をする。また、6年制教育に適切に対応し、主要な授業科目や教員組織における専任の比率を高めるためには、教員組織の見直しや人員配置について検討する。

c 教員組織の年齢構成

【現状の説明】

本学における専任教員の年齢構成については、平均年齢で比較すると教授が55.8歳、准教授が59.1歳、講師が43.3歳、助教が34.3歳であり、また助手が36.8歳となっている。また全教員の平均年齢は48.8歳である。教授は50歳以上が大部分であり、50歳代が45%を占めている。准教授は全員が50歳以上で、60歳代が半数を占めている。講師は30歳代から60歳代まで広く分布している。助教、助手は40歳以下がほとんどである。(大学基礎データ表21参照)

【点検・評価】

教授に関しては、公募により外部から積極的に新規採用してきたことから、教授の平均年齢が下ってきたため、教育・研究に新鮮な活力を与えることは評価できる。また教授、准教授、講師の多くが、経験豊かな50歳代、40歳代で占められていることは、教育・研究を行う上で、現時点では有効であると考えられる。しかし、教授の平均年齢が下ってきたのに対して、准教授の平均年齢が高く、教授の平均年齢と逆転現象にある点や准教授が人数的にも少い点は教員組織の構成上のアンバランスと言える。将来に向けた継続的な教育・研究活動の維持を図るために、専任教員の年齢構成のバランスを計り、人的基盤の確立を目指さなければならない。准教授、講師の昇任、新教員の採用によりアンバランスを是正する必要がある。

【改善方策】

医療薬学分野の充実を図るために、実務家教員を補充しなければならないが、その際には大学全体の教員の年齢構成を充分に考慮し、学内教員の昇任と外部からの新規採用を適切に行う。

d 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整

【現状の説明】

現在、教務委員会の下部組織として、教務部長を委員長とするカリキュラム検討委員会が設置されている。これは、教養系、物理・分析化学系、有機化学系、生物系、医療系の5つ分科会からなる。教授、准教授、講師、助教及び助手の全教員がいずれかの分科会に参加し、分科会の代表が委員となりカリキュラム検討委員会を構成している。カリキュラム検討委員会でカリキュラム編成の大きな方針が決定され、それに基づき各分科会で詳細な検討がなされる。また、各分科会での検討結果がカリキュラム検討委員会にフィードバックされカリキュラムが決定される。主要講義科目は教授と准教授、又は部分的に講師が担当し、演習科目は講師を中心として、一部は

教授と准教授が担当し、更に実習科目は教授、准教授、講師、助教及び助手の全てが関わっているため、分科会では教科間の講義内容、実習内容の調整や科目の担当者の割振りが、定期的に検討され、緊密な連絡体制がとられている。

【点検・評価】

カリキュラム検討委員会が設置され、分科会での連絡体制がとられているため、教員間の連絡調整スムーズに行われているものと評価できる。

【改善方策】

カリキュラム検討委員会を今後さらに活発化させて、分野ごとに科目間の調整を図ることにより、より良いカリキュラム編成を行う。

e 教員組織における社会人及び外国人研究者の受入れ

【現状の説明】

薬学教育6年制への移行に伴い、医療現場における実務経験を有する教員が必要となってきた。そこで、2007（平成19）年度に病院薬剤部の現役薬剤師を1人と臨床医を2人新たに採用した。教員組織に常勤の外国人研究者はいないが、語学（中国語、韓国語、英語）に非常勤講師計4名を採用している。また、中国から招聘教授1名が短期滞在している。

【点検・評価】

本学が薬剤師養成機関である性格上、薬剤師として経験の豊かな社会人を教員として受入れることは必須であり、その努力をしてはいるが、薬学教育6年制への移行と薬科大学や薬学部の新設が相まって、実務家教員として採用し得る人材が乏しいという現状があり、なお充分とは言えない。実務実習事前教育の始まる2009（平成21）年までに補充をしなければならない。

【改善方策】

経験の豊かな現職の薬剤師を採用する努力をする。

f 教員組織における女性教員の占める割合

【現状の説明】

2007（平成19）年5月1日現在、教授25名、准教授10名、講師20名、助教4名、助手13名の計72名中、女性教員は35人（教授2人、准教授5人、講師16人、助教1人、助手11人）である。女性教員の占める割合は49%であるが、講師と助手に占める割合が極端に多い。5月以降の人事により、教授1名、講師2名を採用したが、いずれも男性であったので47%を僅かに下回っている。

【点検・評価】

薬学部という事情により、女性教員の占める割合は50%近くあり、他大学と比較して充分高い

と言える。しかし、講師と助手に女性教員が数多く集中し、構成上に偏りがあるのは問題である。

【改善方策】

昇任人事を積極的に進めることが必要であるが、採用人事の際にも長期的な展望に立って、年齢構成とともに女性教員の占める割合にも配慮する。

②教育研究支援職員

- a 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置

【現状の説明】

本学では現在、教育研究支援職員は配置していない。実験を伴う実習科目は研究室単位で担当しており、助手のいる研究室では実習科目を助手が補助をする体制となっている。しかし、研究室が従来の4人体制から3人体制となっているため、助教以上の教員のみで構成され、助手のいない研究室も存在している。実習を行うには大学院生をTAとして積極的に活用し、実習教育の質を確保する努力をしている。しかし、4年制課程学部が廃止され、新たに4年制課程学部から修士課程に進学する大学院生がいなくなった時点では、人的に厳しい状況が予想される。

外国語教育に関しては、本学専任教員に加えて、非常勤講師を多数採用し、少人数によるきめ細かい語学教育に努めている。情報処理関連教育としては、情報リテラシーを行っているが、現在は薬学を専門とする教員が分担して行い、助手がそれを補助している。現時点では情報処理関連教育を目的とした専任教員を配置していないが、2008（平成20）年度より情報支援室を設置し、専任の教員及び職員を置く予定である。

【点検・評価】

研究室が3人体制になったことで、実験・実習を伴う教育を実施するための人的体制は厳しいものとなった。6年制課程が完成した時点における人的補助体制を整備しておく必要がある。

【改善方策】

新たに実習を補助する教育研究支援職員の配置を検討する。

- b ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況

【現状の説明】

大学院生が、学部の実習科目にTAとして、協力する制度が確立しており、学部学生の実習指導に効果を上げている。

【点検・評価】

学部の学生実習に、大学院生がTAとして参加することにより、よりきめ細かな指導に効果を上げている。また同時に大学院生にとっても、学生実習を通して学部学生を教育する機会を得る

ことによって、意識の向上や指導力の陶冶につながり、大学院生の教育の場となっていることは高く評価できる。しかし、4年制課程学部が廃止され、新たに4年制課程学部から進学する大学院生がいなくなることは問題である。

【改善方策】

6年制課程が完成した時点においては、5、6年次の学生をTAとして活用する。

③教員の募集・任免・昇任（昇格）に対する基準・手続

【現状の説明】

教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用及び昇任（昇格）人事は神戸薬科大学教育職員選考基準及び教授選考内規に基づいて行われている。

教授の選考においては、当該研究室の教授又は関連専門分野の教授の推薦により、学長が教授のみで構成する教授選考委員会に提案する。准教授から教授への昇任については、教授選考委員会において投票により、3分の2以上の得票で可決され、更にその結果については、教授会（教授、准教授、講師で構成）で投票により承認を得る。准教授、講師、助教、助手の採用及び昇任人事については、当該研究室の主任教授の推薦により、教授人事の場合と同様の手続きに従って行われる。すなわち、職階別の選考委員会で審議、投票の結果、可決された場合には、更に教授会の承認を得て決定される。

教授選考において、学内に適当な候補者がいない場合は、一般公募により教授の採用人事を行う。その際には、学長及び教授選考委員会委員の中から選出された教授5名からなる教授候補人選考委員会を設置し、同委員会で複数（2～3名）の教授候補者を選出し、これを教授選考委員会に推薦する。その後の手順は教授の昇任人事と全く同様の方法で行われる。

研究業績については、神戸薬科大学教育職員選考基準の第2条の第1項において、学部及び大学院担当教授、准教授、講師、助教は博士の学位を有し、職階に応じて教育・研究歴、原著論文数の基準が規定されている。

教育業績については、同選考基準第2条の第2項において、学生による授業評価及び講義・実習効果の向上を目指した工夫、ゼミ生及び大学院生の指導、教授による模擬授業評価（教授への昇任及び採用の場合）、FD活動への参加などにより評価を行う。

また、同選考基準第2条の第3項において、学内外での活動状況（学内の各種委員会活動、学会活動、公的機関の委員）、第2条の第4項において、科学研究費や研究助成金、受託研究費の取得状況に基づき、更に能力、人物、熱意などを総合評価して選考すると規定されている。

一方、医療薬学担当実務家教員の採用、昇任人事については、臨床教員選考基準に基づいて行われている。実務家教員では実務経験が重視され、研究業績については上記の者に比べて緩やかなものとなっている。薬学基礎教育センター所属教員については、教育歴、教育指導力、教育活動、熱意、学内での委員会活動状況、人物等を総合評価して選考すると規定されている。

教員の任免に関しては、教授、准教授の任免は、教授会の意見を聴き、学長の申請に基づいて理事長が行い、講師、助教、助手の任免は、教授会の意見を聴き、学長の申請に基づいて、学長

が行い理事長に報告することが、神戸薬科大学職制に規定されている。

【点検・評価】

本学における教員人事は神戸薬科大学教育職員選考基準及び教授選考内規に基づいた客観的な評価基準により厳正に行われており、高く評価できる。また、明確な選考基準を設けることにより、教員が努力目標を持てるこには意義がある。

個々の教員の人事及び選考基準、内規などの制定及び改正は教授会と選考委員会が責任をもって行い、法人からの干渉は一切ない。したがって、教員の人事については現在の制度や規程によつて適切に運用されていると評価できる。

教授人事については、1998（平成10）年から学内に適任者がいない場合は公募により、広く優秀な人材を公募し、採用を行っている。2007（平成19）年までに公募により6名の教授を採用した。公募により、広く優秀な人材を募集し、採用が可能になった点は評価できるが、その一方で、最近、講師から准教授への昇任が行われていないため、准教授が人数的にも少く、教員組織の年齢構成も不適切になっている点は問題である。

また従来と異り、実務家教員が多く採用されるようになったことに伴い、実務家教員の昇任人事のあり方についても今後検討していかなければならない。

【改善方策】

教員組織の不適切な年齢構成を是正するために、昇任人事を積極的に行う。実務家教員の昇任に関する基準を規定する。

④教育研究活動の評価

【現状の説明】

本学の教員の研究活動については、1970（昭和45）年から神戸薬科大学広報誌「ききょう通信」において、また2007（平成19）年からは本学ホームページにおいて、教員の原著論文、学会プロシーディングス、特許、著書、総説、学会発表、講演などを公表している。教員の採用及び昇任人事においては、研究実績評価の客観的基準として原著論文数を用いている。

最近3年間の原著論文数に応じて、研究業績による研究費（最高300万円）が所属研究室へ配分されている。また、学会賞、奨励賞、優秀学会発表賞などを受賞及び学位を取得した者については、教授会及び大学広報誌「ききょう通信」で氏名、研究題目、学会名や学位取得大学名を公表すると同時に、大学から祝金を授与して、その功績を讃えている。

教育業績の評価は研究業績のように数値化して評価することは困難である。しかし、最近の学生の学力低下、目的意識の喪失、勉学意欲の欠如、6年制カリキュラムにおける専門教育科目の増加及び少人数によるPBL教育など教育法の変化への対応など、これまで以上に教育の強化が求められている。1991（平成3）年から学生による授業評価を導入し、それに基づく講義及び実習効果の向上を目指した改善を図るとともに、2005（平成17）年よりベストティーチャー賞を設け、学生による授業評価アンケートに基づき教員の顕彰を行い、教員の教育活動への取組みを促

進している。それと同時に、FD活動の一環として、「大学教育のあり方」に関する講演会の開催及び「薬学教育者ワークショップ」への参加により、教員の教育に対する意識の向上が認められる。また、2002（平成14）年度から、昇任人事においては、学生による授業評価、講義や実習の改善・工夫、ゼミ生及び大学院生の指導、授業参観、FD活動への参加、担任やチューターとしての学生指導などの教育活動を評価している。

【点検・評価】

教員の採用及び昇任人事において、研究実績評価の客観的基準として原著論文数を用いていることは、公平かつ公正な評価が行えると同時に、研究活動の活性化に役立っている。しかし、専門領域の異なる教員を単純に原著論文数のみで比較し、評価するのは問題があり、論文の質の評価方法については、今後検討しなければならない。

研究業績による研究費の配分、受賞や学位を取得した場合の祝金の贈呈は、教員の研究活動の活性化に有効である。

教育業績の評価は研究業績の評価と比べて難しいが、昇任人事において、上記の教育業績評価を行うことを全教員に周知させることにより、教員の努力目標が明確になったことには、大いに意義がある。

【改善方策】

教育業績の評価は研究業績の評価と比べて数値化は困難ではあるが、教育活動を強化するため評価法をさらに検討する。

⑤学校教育法58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

【現状の説明】

本学の教員組織にはこれまで学長、副学長、教授、助教授、講師、助手、副手が置かれていたが、学校教育法第58条の改正に伴い、新たに教員組織を整備し、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手を置いた。

職制から見ると1. 学長は、本学を統督する。2. 副学長は学長の命を受け、学長と一体となってその職務を助ける。3. 教授は、学生を指導教育し、かつ専門学術の研究に従事する。4. 准教授は教授の職務を助ける。4. 講師は、准教授に準ずる職務に従事する。5. 助教、助手は、教授及び准教授の職務を助けると定められている。

このように本学の職制では教授に大きな責任と権限を与えているが、その理由は本学では研究室を置き、教育研究活動や研究費の配分が研究室単位で行われているためである。教育では講義科目の担当は研究室枠を超えて行われているが、実習科目に関しては研究室単位で行われている。したがって、教授が研究室を主宰し、研究室の他の教員はそれを助けるという形態をとっているが、教授、准教授、講師はいずれも独自に講義科目や演習科目を担当しており、研究活動においては准教授、講師は教授から独立して行うことも可能である。教授が欠員の場合は、暫定的に准教授が研究室を主宰することができる。講師は研究室を主宰することはできないが、准教授に準

する職階として講義、演習、実習を担当し、本学の教育研究に重要な位置を占めていることと人数も多いことから、改正に際しては存続させた。今回の改正に際して、助教、助手の採用、昇任人事の基準を明確に制定し、助手のうち博士号を有し、所定の条件を満たすものを助教として任用した。助教、助手はいずれも研究に従事し、教育面では共に実習を担当する点では同等であるが、助教は専任教員として今後は演習科目など講義科目を担当することもできる。

教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用及び昇任（昇格）人事は神戸薬科大学教育職員選考基準及び教授選考内規に基づいて、経験年数などの資格、研究業績、教育業績など評価基準により厳正に行われている。

教学運営には全教員が関与している。現在、教務委員会の下部組織として、教務部長を委員長とするカリキュラム検討委員会が設置され、これは教養系、物理・分析化学系、有機化学系、生物系、医療系の5つの分科会からなり、教授、准教授、講師、助教及び助手の全教員が各自の専門分野のいずれかの分科会に参加している。各分科会では、講義科目、演習科目、実習科目など内容の調整や科目の担当者の割振りが、定期的に検討され、その結果はカリキュラム検討委員会にフィードバックされる。したがって、全教員が緊密な連絡体制をとるようにしており、教学運営にも関与できる仕組みが機能している。

【点検・評価】

本学では、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手を置き、学校教育法58条の改正に伴う教員組織を整備した。本学では研究室単位で教育研究活動が行われているが、各職階に応じて教育担当、教育カリキュラム改正など教学運営への関与は適切に行われており、任免手続きも明確である。したがって、新しい教員組織も順調に機能していると言える。しかし、6年制教育課程の進展の中で、本学にとって最も適切な教員組織の構成について検討していく必要がある。

【改善方策】

中長期的な視点に立って、本学の教員組織の構成における課題を指摘し、将来構想を提言する将来計画委員会を設置し、その提言に基づく改革を実行に移す体制作りに努める。

6 研究活動と研究環境

【到達目標】

大学において研究活動と教育活動は車の両輪に相当し、研究の活性化は重要な課題である。このような観点から、十分な研究費を支給する体制と最新の研究環境の整備に努め、先端的研究活動の推進と教員の研究意欲の向上を図る。

(1) 研究活動

①研究活動

a 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学の研究成果は、質・量ともに十分に高いレベルに到達しているものと考えている。2002(平成14)年度以降の研究論文、著書、総説、学会発表の推移を下表に示した。5年間を平均すると、年間95.8報の学術論文を公表していることになる。また、学会発表件数も年平均250回を上回り、学外での研究活動も活発に行われていることを示している。最近2、3年は教授など研究指導的な立場にある教員の異動が続き、発表論文数、学会発表回数とともに減少傾向にあるが、数年後には以前のレベルに戻るものと思われる。

研究業績

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
研究論文	104	102	103	86	84
著書	17	14	15	26	14
総説	16	16	21	12	20
学会発表	260	288	252	244	238

【点検・評価】

本学は比較的多数の研究論文を国内外の学術雑誌に公表してきた。その大部分は各分野で高い評価を受けている欧文学術雑誌に掲載されている。1年間の報告数を教員数で割ると、1人が1.4報を公表していることになり、これは全国的に見ても高い数字である。また、多くの教員が各自の所属学会で学会賞や奨励賞なども受賞していることは評価される。

一方、国内外の学会での発表についても、教員1人当りの年間平均回数は3.6と、非常に活発であると言える。国際学会発表数も最近は増加傾向にある。

なお、これら論文や学会発表など1年間分の研究業績は、2005(平成17)年度まで、大学広報誌「ききょう通信」の4月号にまとめて公表されており、学生の保護者からも好評であった。2006(平成18)年度から、研究成果は本学ホームページ上に毎年掲載する形式とした。学外者も閲覧が可能な公開形式に変更したことは評価されてよい。

【改善方策】

各研究室の研究成果は、ハイテク・リサーチ・センター主催の研究報告会（Ⅲ 5(1)①研究活動 b 参照）などを活用して公開しているが、研究室間の相互交流や情報交換をより活発化し、研究レベルの向上に努める。6年制への移行に伴って研究意欲が低下することが懸念されるが、ハイテク・リサーチ・センターの活動とは独立した学内研究発表会も定期的に開催し、研究発表・聴講の機会を増やす。「学内研究推進委員会（仮称）」などの設置も検討する。

2007（平成19）年度から神戸大学との連携がスタートした。これを契機に、医療系をはじめとした多方面での共同研究を一層推し進める。

②教育研究組織単位間の研究上の連携

a 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【現状の説明】

本学は、現在、附置研究所を保有しておらず、研究活動は主に各研究室に割り当てられた研究スペースで行われている。全ての研究室が共同で利用できる学内機関・施設としては、中央分析室、動物実験施設、実験室排水処理施設、アイソトープ実験施設、ライフサイエンスセンター、バイオサイエンスセンターが挙げられる（神戸薬科大学組織図 p.140参照）。これらの機関・施設は、学部及び大学院の研究活動を円滑かつ活発に展開する上で重要な役割を果している。

【点検・評価】

本学の研究活動は上記の機関・施設の活用により満足のいくレベルで展開されており、現時点では新たな附置研究所や共同利用施設を設置する必要性は感じられない。

【改善方策】

特になし。

(2) 研究環境

①経常的な研究条件の整備

a 個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状の説明】

研究に必要な配分研究費（1億3,000万円）を毎年予算化し、①基本研究費（教授研究室は300万円、准教授研究室は250万円）、②研究業績による追加研究費（過去3年間の研究論文数に応じて、研究室当たり最大300万円）、③大学院担当研究室への研究費追加（研究室当たり50万円）の基準に従って各研究室に配分する方法をとっている。なお、一般教育科目担当教員（英語2名、人文科学2名、社会科学2名、数学1名）へ配分する研究費は総額770万円で、教員1人当たり約110万円が配分されている。また、研究用機器を充実させる目的で、2002（平成14）年度より1研究室当たり3年間に850万円（年間総額4,500万円）、2005（平成17）年度からは1研究室当たり3年間に

450万円（年間総額2,500万円）が別途配分されている。

研究旅費については、1年当りの国内学会への参加旅費（総額2,000万円）を、教授・准教授34.3万円、講師22.5万円、助手17.2万円と定め、各教員に配分している。なお、旅費が不足した場合には、上記の配分研究費から支出することを認めている。また、外国での学会発表や招待講演のための出張も推奨しており、そのための旅費を教員1人当り3年間に1度支給する制度を設けている。また、若手教員の海外留学を推進するために、旅費の一部又は全額を大学負担としている。競争的外部研究資金の獲得も積極的に支援している。なかでも文部科学省の科学研究費補助金は重視し、教員に積極的に応募するよう促している。

【点検・評価】

本学は、研究費において他の薬系大学と比べて恵まれていると言えよう。教養科目担当教員の研究費も他大学に比べて好条件と評価できる。また、2002年度より各研究室に3年間につき850万円の機器整備充実費を配分してきた結果、機器の充実が達成された。これを受け2005年度から、機器整備充実費は3年間につき450万円に減額された。このような充実した研究環境のもと、教員の研究業績の指標である原著論文数、著書、総説、学会発表件数は、年間95～100件と高い水準にある。1年当り・教員1人当りの研究成果は、平均1報以上と算出され、研究支援額は適切と考えている。なお、研究を更に活性化するための1つの方策として、発表論文数や学会発表回数など、具体的な研究実績を増やすように各教員に勧告している。

本学では、1965（昭和40）年代から、3年間の原著論文公表数に応じて研究費を追加配分する制度を導入している。本制度が研究活動の活性化を促していることは高く評価できる。

学会出張費も他大学と比べて高額が配分されている。出張旅費が不足した場合には研究費からの支出が認められているため、学会発表や研究会への参加、共同研究打合せのための出張の自由度は大きく、研究活動が一層活発化している。

【改善方策】

特になし。

b 教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状の説明】

各研究室には、「将来計画委員会」が提示した構想に基づいて、250m²の研究スペースが平等に割り当てられている。そのスペースの中で教授には個室が確保されている。また、准教授以下の教員にも、学部卒業研究生や大学院生と共に研究スペースが確保され、円滑な研究活動が展開されている。准教授以下が共用の部屋を使用している理由として、個室を用意するには学内のスペースが足りないこともあるが、学部及び大学院学生の日常の指導と監督が行いやすいメリットが挙げられる。ただし、学生への個別指導が必要な場合には個室を利用できることが望ましく、この点については改善が求められる。

【点検・評価】

現状では概ね適切な広さが確保できている。しかし、学生指導用の個室を必要に応じて提供できる環境が必要である。現在、この目的に利用可能な個室が2～3室用意されており、隨時それらを教員に貸し出しているが、不足する場合も考えられる。一方、6年制への移行が進むと、2学年の学生が同時期に研究室に配属される可能性がある。この場合は研究室内が過密な状態になることが懸念される。

【改善方策】

学生指導のために利用可能な貸出制の個室を増設する。6年制への移行に備え、各研究室が利用可能なスペースの拡大（例えば、現時点で利用頻度の低い学内共通スペースを複数の研究室で共用可能な備品の保管室に転用するなど）を検討する。

c 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

教員の教育業務における負担を軽減し、研究時間を確保する上で、修士課程大学院生が実習補助業務を担うTA制度が有効に機能している。更に、博士課程大学院生が研究指導を補佐するリサーチ・アシスタント(RA)制度は、教員が本来の研究に専念するために有効である。

【点検・評価】

研究指導を複数の教員で分担する体制、TA制度、RA制度の利用により、教員の研究時間の確保に配慮がなされている。しかし、6年制への移行に伴い、研究環境についても新たな問題が生じるものと予想される。本学では、6年制学生は学部5年次前期から研究室に配属され、研究室教員の指導のもとで卒論研究を開始することになる。しかし、並行する講義や国家試験対策にも多くの時間を費やすため、学生に研究への大きな貢献を期待することはできない。したがって、研究推進の原動力として、これまで以上に大学院生に期待することになる。しかし、6年制では大学院への進学者の激減が懸念される。その上、授業担当教科の増加、学力不足の学生のケア、CBTやOSCEの運営などに現状よりも多大の労力を費やすことになるのは明かである。このような状況下でも研究活動を維持するために何らかの方策が必要である。

【改善方策】

研究室の日常業務や学生実習の運営を助けてくれる教育研究支援職員の雇用、あるいは研究室職員の増員の可能性を検討する。

d 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状の説明】

研究活動を活性化するために有効な研修の場は研究分野により異なるため、その選択や参加の頻度などは各研究室に一任している。

【点検・評価】

上述のように、本学では各職員に十分な研究旅費が支給されており、また研修への参加費は配分研究費から賄うことができる。海外研修についても旅費が大学から支給されるため、経済的には研修機会は確保されているといえよう。日常の業務との兼ね合いについては、短期の研修の場合は、TAなども含めた研究室内での分担により解決が可能である。ただし、半年を超えるような長期海外研修（いわゆる留学）などの場合、一研究室当り職員数の上限を3名とする現体制では、学生実習の監督など様々な局面で、大学に残った職員に過剰な負担がかかる。このため、最近では、若い職員に海外研修の機会を与えることが非常に困難になっている。このことは、次世代の薬学教育研究を担う人材の育成を妨げる重大な問題である。

【改善方策】

研究室の構成員が長期間にわたって欠ける場合に、教育研究支援職員などを雇用して臨時の増員を認める体制を作り、若い職員に海外研修の機会を積極的に与えるように努める。

e 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

学内外の共同研究を積極的に行なうことは、研究活動を活性化するために重要である。この観点から、本学では「共同研究委員会」を設置している。本委員会は、共同研究の計画を年度ごとに取りまとめ、文部科学省の助成プログラム（私立大学学術研究高度化推進事業）などへ応募するに値する優れた企画を選抜する役割を担っている。過去5年間において、上記の助成を受けた共同研究の件数並びに助成金額は、下表を参照のこと。

特別補助（共同研究） 学部

年 度	申請額（千円）	件数	備 考
2003（平成15）年	69,298	14	
2004（平成16）年	78,589	12	
2005（平成17）年	79,388	15（2）	平成16年度に大学院申請の変更（申請項目の変更）により、経過措置として学部に含め2件申請
2006（平成18）年	75,035	13	
2007（平成19）年	83,158	13	

特別補助（共同研究） 大学院

年 度	申請額（千円）	件数	備 考
2003（平成15）年	800	2	
2004（平成16）年	1,050	3	
2005（平成17）年	978	2	平成16年度に大学院申請の変更（申請項目の変更）により、経過措置として学部に含め申請

【点検・評価】

学内研究室間（あるいは講座間）の共同研究や外部研究機関との共同研究など、様々な企画が毎年提出されるが、上記委員会では各企画についてその意義や実現性、そして研究室（あるいは講座）間の平等性を考慮して厳正な選抜を行った上で、助成プログラムへの応募を認めている。

【改善方策】

特になし。

②競争的な研究環境創出のための措置

a 学内的に確立されているデュアルサポートシステムの運用の適切性

【現状の説明】

上記のように、現在、本学では各研究室に十分な研究費を配分している。しかし、薬系大学を取り巻く昨今の社会環境の変化のためは、厳しい大学経営を余儀なくされている。研究費を現在以上に増額することは困難になるため、大学からの配分研究費に依存した従来の体質から脱却することが強く求められている。こうした状況に鑑みて、本学では競争的研究資金の獲得に積極的に取り組むよう、各研究室に指導している。

文部科学省の科学研究費補助金の2002（平成14）年度～2006（平成18）年度の取得状況（研究科目及び研究代表者）を表1に示す。取得総額は2002（平成14）年度53,800万円（28件）、2003（平成15）年度5,970万円（28件）、2004（平成16）年度6,130万円（27件）、2005（平成17）年度4,810万円（27件）、2006（平成18）年度3,380万円（24件）であるが、最近2年間の減少は教員の移動によるものである。

2002（平成14）年度から2006（平成18）年度までの5年間に本学へ交付された「私立大学等研究設備整備費等補助金」及び「私立学校施設整備費補助金」の補助金一覧を表2に示す。

その他非営利団体や公的機関から交付を受けた研究・調査助成金や海外派遣助成金を表3、また、過去5年間の企業からの受託研究費及び奨学寄付金を表4及び表5に示す（以上、表1～5はII 12②外部資金等参照）。

【点検・評価】

本学の競争的研究資金の獲得状況は、現状において良好といえる。

【改善方策】

各研究室が公的機関からの補助金や民間企業からの外部資金の獲得に努めるとともに、研究室間あるいは他大学や外部研究機関との共同研究を積極的に行い、これに伴う外部研究費の獲得を図る。これを可能にするために、質の高い研究活動と研究成果の社会還元に努める。その一方で、大学院進学率の低下を防ぐために、より魅力ある研究テーマを提案し、学生への経済支援体制を強化する。

③倫理面からの研究条件の整備

a 医療や動物実験のあり方に関する学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性

(a) 医療研究について

【現状の説明】

医療研究の実施又は継続の適否など、必要な事項について審議する学内機関として、「臨床研究倫理審査委員会」を設置している。本委員会は、「臨床研究に関する倫理指針」（平成16年厚生労働省告示第459号、2005（平成17）年4月1日施行）に、また臨床研究の内容によっては、「疫学研究に関する指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号、2005（平成17）年4月1日施行）あるいは「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、2005（平成17）年4月1日施行）に基づいて、被験者の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から審議し、臨床研究の適正な推進を図ることを目的としている。ただし、いわゆる「治験」に関しては審議対象としない。

現在の臨床研究倫理審査委員会の構成員は、神戸薬科大学職員6名（生物系及び臨床系の教授4名（現在1名退職により欠員）、倫理学を専門とする准教授1名及び事務局長1名）と外部（他大学）の教授1名からなる。申請の手続きは、臨床研究を希望する者が学内の規定の申請書類に必要事項を記入した上で、学長に申請を行い、学長の諮問に基づき、臨床研究倫理審査委員会が答申を行うことになっている。委員会では「神戸薬科大学臨床研究倫理審査委員会規程」（2005（平成17）年4月1日施行）を設け、それにに基づき書類審査を行っている。

【点検・評価】

委員会では、各申請に対して神戸薬科大学臨床研究倫理審査委員会規程に基づき、数度の委員会を開催し、厳密な審議を行った上で、必要な場合には申請書の訂正及び臨床研究実施に関する勧告あるいはヒアリングなどを行い、万全を期した上で最終答申を学長に提出していることは評価できる。

【改善方策】

欠員の委員の補充を行うことの他に、現在のところ改善を図るべき点は特にない。

(b) 動物実験について

【現状の説明】

薬学領域の研究を遂行する上で動物実験は必要かつやむを得ない手段であるが、生命の尊厳と動物愛護の観点から適正に実施されなければならない。本学では「動物実験倫理委員会」を設置し、動物実験が神戸薬科大学動物実験指針に則って適正に実施されるか否かを、科学的かつ倫理的観点から審査及び審議し、適正な動物実験の推進を図っている。なお、上記の神戸薬科大学動物実験指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第68号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示88号)及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(平成18年文部科学省告示第71号)を基に定めたものである。

動物実験を希望する研究室の責任者（教授）が動物実験計画書を動物実験倫理委員会委員長に提出し、委員長が神戸薬科大学動物実験指針に照して科学的かつ倫理的に適正であると判断した場合に実施が許可される。一方、問題有りと判断した場合には委員を招集し、その議を経て実施の諾否を決定している。その他、動物倫理に関わる諸問題については、「神戸薬科大学動物実験倫理委員会規程」(1993(平成5)年4月1日施行／2004(平成16)年10月1日最終改正)に則って審査及び審議が行われている。

【点検・評価】

本学では、教育・研究の目的で年間多数の動物実験が行われているが、如何なる場合においても生命の尊厳と動物愛護の精神を損うことのないよう、最大限の配慮を実施者に求めている。実験動物の屍体などについても、専門業者との連携により適正かつ衛生的な処理が行われている。これまで、動物実験に関わる倫理的な問題は起っていない。

【改善方策】

特になし。

7 施設・設備等

【到達目標】

医療専門職を養成するに相応しい教育・研究施設及び設備を整えるとともに、教員と学生の教育・研究活動が適切に行えるよう施設・設備を維持管理する。

①施設・設備等の整備

- a 共同研究施設・研究・教育機器

【現状の説明】

共同の教育・研究施設としては、5号館にアイソトープ実験施設と動物実験施設（共に1996（平成8）年整備）が、3号館のバイオサイエンスセンターに、遺伝子情報解析室（1996（平成8）年開設）と MALDI-TOF-MS（1998（平成10）年整備）、及び低温実験室（総面積96.2m²、1999（平成11）年整備）がある。2000（平成12）年にはハイテク・リサーチ・センター整備事業として10号館のライフサイエンスセンターが建設された。これらのセンターと共同の教育・研究施設及び実験室は学部学生や大学院生の教育・研究に、更には学内外の共同研究組織による薬学研究に多大な貢献をしている。

各研究室の研究用機器に関しても、通常研究費とは別枠の研究費により順次整備されている。整備に当っては大学全体としての必要性や透明性の観点から、研究設備等充実委員会が各研究室からの要望に基づいて、その要望の妥当性を判断し、妥当であると判断した場合、大学に対して予算要求する仕組みになっている。同委員会は、教授会下部組織として数名の教員を中心に構成され、研究設備・機器及び教育用機器の新規購入のほかに、共同の大型研究機器の整備申請、実験や実習用機器の更新や新規購入、共同利用機器の運営、管理等に関しても検討し、大学における教育研究活動を円滑に行うための研究設備や機器の計画的整備を図る任に当っている。

【点検・評価】

教育や研究に必要とされる施設、設備、機器の規模と機能に関しては、私立の薬系大学としては高い水準を保っていると評価される。それらの管理運営に関しても、上記研究設備等充実委員会の下部組織として各種の小委員会を設け、きめ細かくなされており、教育と研究両面において施設、設備、機器ともに有効利用されている。ただ、導入後かなりの年数を経ている機器も多くあり、また、薬学教育や研究を取り巻く環境の変化に合わせ更新若しくは新規導入を検討しなければならない機器も増すと思われる所以、今後は大学全体のバランスを十分に配慮した上で合理的、効率的な管理運営計画がより一層求められる。

【改善方策】

より一層の合理的かつ効率的な管理運営のための方策、例えば、現在分散されている機器を集中させるなどの方策を検討する。それ以外は、概ね円滑に管理運営されており、改善すべき点は特にない。

b 中央分析室

【現状の説明】

(a) 運営組織

本学には、NMR（核磁気共鳴装置）やMS（質量分析装置）に関する全ての測定サービス（依頼測定や測定指導などのユーザーサポート）と管理運営を担う中央分析室が設置されている。この分析室は、施設としてのNMR室（1号館地階）や質量分析室（3号館1階）の他に、10号館ライフサイエンスセンター1階の分子構造解析室並びにそこに導入されているLC・固体NMR装置、更に生命化学実験室（10号館3階）に導入されているLC-MS/MSなどについても管理運営を行っている。管理運営に関しては、中央分析委員会が全般にわたっての責任を負っているが、実際上の管理運営の責任はその下部組織の2つの委員会、NMRに関してはNMR小委員会が、MSに関してはMS小委員会が担っている。両小委員会ともに上記の研究設備等充実委員会の下部組織を構成し、委員長はとともに同委員会から指名される。日常のユーザーサポートや保守管理及び運営には3名の担当教員が配属されている。

(b) 設置機器

・NMR

2006（平成18）年に、従来のものからVNMRS-500に更新された。これによって 固体プローブ、ナノプローブ（¹Hインダイレクト及び多核測定用）を備え、既存のINOVA-500（LC用フロープローブ、固体プローブ付き）と併せ、特殊測定を含むほぼ全てのNMR測定に対応できる体制となった。同時期にGemini-200をMercury-300に更新し、簡易各自測定用装置も、300MHzの装置2台となった。10号館1階分子構造解析室と1号館地階NMR室に1台ずつワークステーションを設置しており、測定済みのデータの処理、書出しなどに利用できるようになっている。

・MS

二重収束型高分解能質量分析計を2台連結したMS/MSシステムM-4100は、現在1台ずつ独立させて利用できる体制になっているため、EI、CI、SIMS、GC-MS測定及びそれらの高分解能測定を効率よく行うことができる。トリプル四重極型LC-MS/MSシステムAPI3000は、オートサンプラーを備えたShimadzu HPLC 10Aシステムを連結させて連続測定が可能な体制になっている。測定コントロール用PCの他にデータ処理用PCを連結させており、測定とデータ処理を同時に行うことができる。前者は依頼測定に使用され、依頼測定件数は年間約1,500件に達している。後者はライセンス制を取り、学内の教員に開放され、教員の監督下に大学院生も利用している。

・両機器の使用上のサービス

上記装置の依頼測定の申込み、各自使用の予約などは、NMR、MSともに学内LAN経由で各研究室から直接行えるようになっている。またNMRに関しては、測定後のデータもNMRデータステーションからLAN経由で各研究室へ送信可能となっている。

また、当施設では、NMR、MSそれぞれの測定、解析に関する相談・アドバイスを行うとともに、定期的に各自測定のライセンス取得のための講習を行っているほか、必要に応じてセミナー や勉強会などを企画するなど、NMR、MSに関する学内全般のニーズに応えることのできるよう

な態勢が整備されている。

(c) 利用状況

NMR の利用状況は、いずれの機器に関しても極めて頻繁で、例えば、依頼測定では、年間1,000件を超える依頼がある。

MS の利用状況は、年間を通じてフル稼働状態である。

【点検・評価】

500MHz NMR 装置への更新が行われ、NMR に関しては、研究用、ルーチン・教育用とともに、現在ほぼ満足のいく状況となっている。MS に関しては、依頼測定に使用している二重収束型高分解能質量分析計 M-4100 が、導入からかなりの年月も経ており、試料が直接装置内を通過するという悪条件も抱えているため、現在ハード面、ソフト面ともに様々な困難が生じつつある。このままではこれまでのように多様な要望に対応しきれないことも考えられ、新規機器への更新を考えなければならない時期にきていると判断される。トリプル四重極型 LC-MS/MS システム API3000 に関しては、フル稼働の状態であり、使用を希望してもすぐには使用できない状況になってきている。また、NMR、MS の両者に関して、より以上の効率的かつ効果的な運営・維持管理を行うためには、現在のような分散設置はどうしても不利になり、業務の質の低下も招きかねないと思われる。

【改善方策】

上述のように、依頼測定に使用している MS 装置の更新が急務であるので、現在新規機種の検討がなされている。また、一点集中型にした場合の利便性や効率等を検討した上で、運営上効率改善に支障をもたらすと思われる分散設置の問題の解決を図る。

c 教育のための情報処理機器とインフラ整備

【現状の説明】

本学の教育の用に供される情報インフラと情報処理機器の整備状況は、今まで非常に遅れているといわざるを得ない状況であった。第1及び第2コンピューター演習室に合せて86台のパソコン（PC）が設置されていたが、主に授業で使用され、学生が自由に使うことはできなかった。学生が自由に使用できる PC としては、学生自習室の PC10台と図書館内の PC 8台しか設置されていなかった。

また、教育用の情報インフラに関しても事情は同様で、学内 LAN に接続できる情報コンセントを備えた講義室が4室、マルチメディア教材を備付けプロジェクターによって利用できる講義室が3室という状況であった。

このような状態の改善を図るために、情報委員会が強化され、その提言によって、2008年2月竣工の新教育棟（11号館）では、全館にわたって最新の情報処理機器及び設備を配し、今までの遅れを取り戻すように努めた。新教育棟には情報支援室が設置され、情報委員会と協同で教育・研究のための情報インフラの整備・管理・改善を常時行う体制が整えられた。

【点検・評価】

新教育棟の竣工によって今までの遅れは大幅に改善されたと思われるが、従来の施設（比較的新しい5号館と10号館は除く）における教育用の情報処理機器及び設備環境は、今後早急に改善されなければならない問題である。

【改善方策】

旧来施設における情報処理機器及び設備環境は、情報インフラの整備とともに、教育における改善効果を検討しながら今後順次計画的に改善する。

d 薬用植物園

【現状の説明】

本学は、学内に1箇所（2,776m²）、学外に2箇所（六甲山地区4,675m²と養父市16,479m²）の計3箇所の植物園を所有している。学内の植物園では、局方収載見本園、和漢薬・海外薬用植物園や温室において約800種類の植物が栽培されており、学外の植物園では主に木本性薬用植物を中心とした栽培がなされている。学内園は、授業や実習などで利用されているほか、学内研究者が研究用に入手した植物を栽培し供給するという機能をも果たしている。これらの中には他大学ではほとんど所有されていない貴重な植物も含まれている。

一方で学内園は地域貢献としても利用されており、公開市民講座やオープンキャンパスや中学生の「トライやるウィーク」などの際に見学会が実施されているほか、一般見学者も常時受入れられる体制になっていて、年間約500名の来訪者がある。

2006（平成18）年には「植物の保全に関するアジェンダ」に登録し、絶滅危惧植物種の保護に向けての協力体制を整えた。

【点検・評価】

毎年延べ約3,000名（本学の学生を含む、部外者は2割程度）の見学者や利用者があることから、教育・研究ばかりでなく、地域貢献にも一定の寄与をしていると思われる。しかし、現代のエコロジカルな時代状況と本学の植物園が具える魅力から考えれば、教育、研究、地域貢献のすべての面において、現在よりもはるかに大きな役割が果せるとと思われる。

【改善方策】

教育面では、1年次の早期体験学習での利用を計画している。地域貢献としては、開かれた薬用植物園として、植物に興味を持つ市民ボランティア団体（薬用植物友の会、薬草友の会など）との合同イベントなどができるか検討する。薬用植物に関する講演会（薬膳、ハーブと健康など）についても検討する。

e ききょう記念ホール

【現状の説明】

ききょう記念ホールは、本学の創立60周年を記念する事業の一環として、1996（平成8）年に建築された5号館の5、6階部分を占めている。総座席数は695席あり、各座席にはサイドテーブルが備えられているほか、各列の背板を引き上げればテーブルとしても利用できる仕組みになっている。入学式や卒業式などの各種式典、公開市民講座や卒後教育講座といった各種講座や各種学会等に、あるいはまた、インターンシップ・ガイダンスや就職支援セミナーなど様々な催しに利用されている。同窓会や学生のクラブ活動などにも活用されている。

【点検・評価】

近年ホールの利用が増加してきたことは好ましいことであるが、利用度の増加に伴い、管理運営の負担の問題が出てきていると思われる。当ホールを今後さらに有効利用し、そのポテンシャルに相応しく活用するためには、管理運営及び行事の企画立案や広報に責任をもって当たる担当職員が必要であると思われる。

【改善方策】

ホールの活用促進を図る方策を、担当職員を置くことも視野に入れて検討する。

②キャンパス・アメニティ等

a 学生会館（クラブ部室）

【現状の説明】

鉄筋コンクリート4階建、延面積1,240.65m²で44室あり、内訳はクラブ部室（38室）及び会議室や集会室などの共用部屋（6室）からなる。各クラブの部室の割当てなどは学生自治会が行っており、部室の鍵の管理及び共用部分の部屋の貸出しへは、学生部が行っている。なお、クラブに所属していない学生でも、共有部分は利用することができる。2007（平成19）年に建物内外の全面改修を行い、屋上防水や内外装塗装をはじめ全室の冷暖房機器の設置、音楽系クラブ室の防音対策などを実施した。

【点検・評価】

全面改修により快適性が増したことと防音対策による近隣住民の苦情軽減を図れたことは評価できる。

【改善方策】

現在のところ特にない。

b 学生食堂

【現状の説明】

本学は閑静な住宅地に立地するため周囲に飲食店がない。そのため、昼食は学内の学生食堂に全面的に依存している状態である。学生食堂は、3階建ての独立した建物（8号館）の2階、3階部分に当たり、1階には、談話室と生協購買部がある。規模は、2階が 657.18m^2 で412席、3階が 215.82m^2 で180席の合計592席である。女子寮生は学内にある寮の食堂（80席）で食事するので、学生食堂には、現在女子寮生を除く学生の48%（この数字は1～4年次の在学生数に対するもの）に相当する座席が用意されていることになる。しかし、この座席数では6年制課程の学生数には対応しきれないことは明かなので、現在の5号館テラスを改修し、売店を設置し、昼食場所として152席を新たに確保した。

【点検・評価】

将来の昼食時の混雑解消のために5号館テラスの改修を行ったが、これで十分とは必ずしも言えない。

【改善方策】

学生の食堂、売店の利用状況や実際の混雑状況を見ながら、学生食堂の改修をも視野に入れ、学生が混雑なく快適に食事などを行えるよう改善していく。

c 学生寮

【現状の説明】

学生寮として、如修塾（女子寮）と岡本寮（男子寮）の2寮がある。運営は、各寮とも寮生の自治としている。

(a) 如修塾（女子寮）

女子寮は、5階建で大学構内にあり、寮室64室がある。寮室は、1室定員2名（大学院生は個室）で、最大126名が収容できる。ただし、4年生については空室があれば個室としている。1室の広さは、洋室約10畳で冷暖房完備である。食事は、昼・夕食を大学生協が提供しており、入寮費60,000円、寮費月額20,000円（個室は30,000円）、食費月額29,000円である。なお、入寮期間は、卒業までである。

(b) 岡本寮（男子寮）

男子寮は、大学から西へ徒歩約20分の閑静な住宅街にある。3階建の建物で、寮室24室（2室は大学院生用）である。寮室は、洋室約6畳の個室で、冷暖房完備である。食事は、外食又は自炊である。入寮期間は、原則2年生までの2年間であるが、現在入寮希望数が空室数を下回っているため最上級生までの入寮を認めている。費用については、入寮費35,000円、寮費月額35,000円としている。

【点検・評価】

(a) 如修塾（女子寮）

1986（昭和61）年の竣工後本格的な改修を行っていないため、建物及び設備が老朽化している。また、昨今の時代を反映して、共同生活を嫌う学生が増加しているためか、入寮者数は低迷している。しかし、地方から入学を希望する学生の保護者にとって学内にある女子寮の存在は、大学選択の際における重要な要素であり、18歳人口の減少期において女子寮を維持することは地方の優秀な学生を確保する上で大きな意味がある。学生自治も以前に比べて緩いものでなければ学生が耐えられなくなっているが、運営については、あくまで寮生の自主運営に任せている。寮費（年額24万円）は学校法人及び管理部門の努力により、長年据置かれたままであり、これは評価できる。しかし、時代の変遷とともに、学生の気質も学生寮を取り巻く環境も大きく様変りしており、個室化、外部委託など、寮のあり方を根本的に検討する時期にきていると思われる。

(b) 岡本寮（男子寮）

寮生の数が実質20名程度という小規模な寮であるので、寮生同士も気心が知れて、友好的である。一方、個室であるので、プライバシーが守られる点はよいが、大学から離れた場所にあるため、職員の目が行き届きにくいという心配がある。

【改善方策】

寮の形態、運営、位置づけなどに関する根本的な検討を行う。

d 体育施設**【現状の説明】**

体育施設としては、体育館、テニスコート、グラウンドがあり、正課授業、課外活動などで活用されている。

(a) 体育館

体育館には、体育室フロア、卓球室、体育教官室、体育用具倉庫、共用倉庫、クラブ専用用具倉庫、トレーニングルーム、男女各更衣室、和室3室、台所がある。2007（平成19）年5月にAED（自動体外式除細動器）を設置した。

(b) テニスコート

テニスコートは2面あり、正課授業、課外活動のほか、一般学生によっても利用されている。

(c) グラウンド

・学生会館前グラウンド

学内にある唯一のグラウンドで、面積は2,214m²である。正課授業と課外活動に利用されているが、面積が狭いため課外活動のニーズに十分応えられない状態である。

・西宮グラウンド

面積12,835m²。大学から車で約30分の位置にあり、野球、サッカー、ラグビー及びラクロスなどに利用されている。学生が10人以上参加する場合には大学からチャーターバスを運行し、学生

への便宜を図っている。

【点検・評価】

体育館については、定期的に手入れが行われているが、建物そのものが古くなってしまっており、建物そのものの構造に起因する問題が出てきている。テニスコートもグラウンドも大学の規模からして手狭であることは否定できない。しかも、学生会館前のグラウンドの一部が新教育棟の敷地とされたことにより、何らかの対策が必要である。

【改善方策】

体育館の建て直し若しくは全面改修を検討する。テニスコートやグラウンドの確保のために近隣大学の施設の借用等の方策を検討する。

e 談話室

【現状の説明】

学生のための談話室としては、8号館1階談話室と5号館3階テラスの2箇所がある。8号館1階談話室は、面積243.38m²で152席設置されており、5号館3階テラスは、面積561m²で、同じく152席設置されている。前者には、生協購買部が隣接しており、書籍、飲食物などの販売や、カード式コピー機などが設置されていて、頻繁に利用されている。学内に学生の憩える場所が少いことは、従来から課題となっていた。6年制教育になり、今後学生総数が増えることが確実であることから、5号館テラスを改修し、学生の憩える場所として整備し直した。

【点検・評価】

5号館テラスを改修し、学生談話室の増設を行ったが、本学は敷地内に教育棟が分散しており、できる限り学生の憩える場所も分散していることが望ましいと思われる。

【改善方策】

学生の意見も取り入れながら、学内にバランス良く学生談話室などの場所が確保できるよう検討する。

③利用上の配慮

【現状の説明】

本学は、海拔約80mに位置する高台の南斜面に学舎を構えている。校舎施設は、1号館から10号館までの10棟と、2008（平成20）年2月竣工の11号館から成る。このうち最近の建物である5号館及び10号館は、障害者に対する建築設計基準を満たすよう建築されており、11号館も障害者対応をしている。障害者への配慮として設置している施設設備は、トイレ、エレベーターである。バリアフリー対応にもしている。その他、5号館の正面玄関にある段差はスロープで車椅子に配慮しており、10号館の玄関入口は自動扉にして障害者に利用がしやすいようになっている。

しかしながら、これら以外の建物は障害者に対応できていない。2005（平成17）年に、4号館の南側の出入口を自動扉にし、前面をスロープに、また北側出入口も自動扉に改修したが、未だ不十分である。

【点検・評価】

立地上の問題もあり、すべての建物に障害者対策を行うことは非常に困難である。どうしても新規の建造や全面改修の機会を捉えて順次改善することになる。しかし、誰にとっても利用しやすい環境にすることはこれから社会情勢を考えても必要なことであり、学生や教職員の利便性を考えてもできるところから改善するのが望ましい。

【改善方策】

どうすれば本学において障害者対策が効率よくかつ効果的に実施できるかを、財政面も含め検討する。

④組織・管理体制

a 施設・設備等を維持・管理するための責任体制

【現状の説明】

本学における施設・設備などの維持管理については、主に施設課が担当しており、建築関係（既存建物の設備更新や新規建築物の計画）、設備の日常の維持管理、固定資産管理及び特に大型機器を中心とする物品の購入等に関して責任を負っている。

施設課は現在、施設課長（事務局長による兼任）1名及び事務員2名と技術者2名（内1名は動物実験施設専属）、臨時職員1名の計6名で構成されている。また、2006（平成18）年度から施設維持管理業務を外部へ委託し、設備管理の安全面を強化したほか、休日・夜間における設備トラブルにも対応できる体制となっている。

各研究室・部署において、それぞれに責任者（火元責任者等）を設置し、管理運営している他、動物実験施設、アイソトープ実験施設などの施設においては、各委員会による管理運営となっている。

その他、不測の事態に対して迅速に対応するため、緊急時の連絡体制を次表のとおり整備している。

【点検・評価】

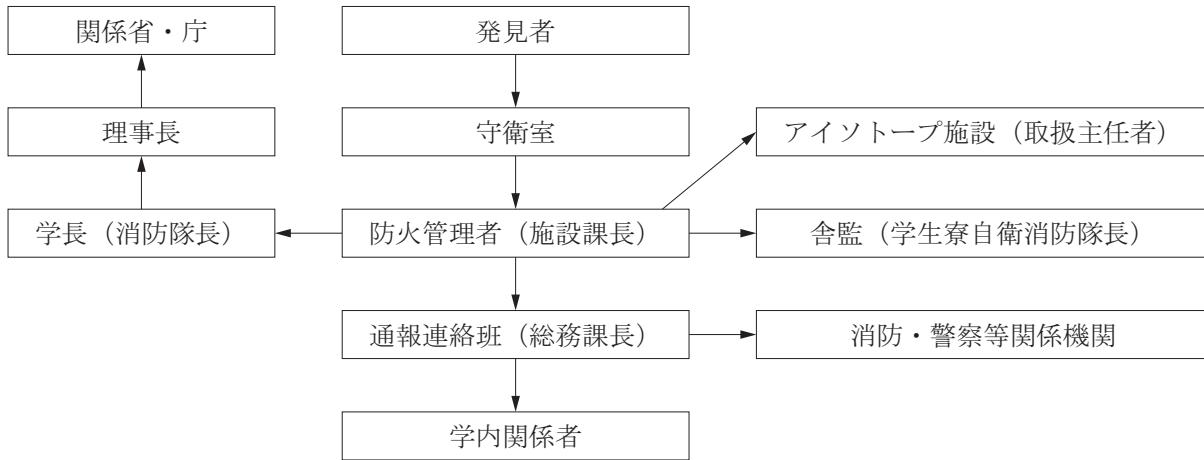
今までのところ施設・設備の維持管理に関しては概ね順調であると判断されるが、新教育棟（11号館）が、2008（平成20）年2月に竣工したことにより、管轄範囲が拡大し業務が増加する事態にどのように対処するかという問題が生じる。

【改善方策】

専任の施設課長又はそれに準ずる責任者を配置し、今後ますます増加する業務に対応する体制

を整える。可能なものについては外部委託を行っている施設維持管理業務を更に充実させ、より効率的な施設・設備等の維持・管理を図る。

緊急時の連絡体制（火災時）



b 実験室排水処理施設

【現状の説明】

実験室排水処理施設は、有害物質による環境汚染が大きな社会問題となり水質汚濁防止法の改正が行われ、大学も厳しい規制を受けるようになった1か月後の1975（昭和50）年1月に建設された。1995（平成7）年の阪神・淡路大震災にも何ら障害を受けなかつたが、耐用年限が20年であり、老朽化も進んだことから、2003（平成15）年、2004（平成16）年の2年間で更新した。更新した装置類は、従来の装置がトラブルもなく効率良く運転されていたことから、基本的に同じ処理法のものとした。施設の概要は下記のとおりである。

(a) 施設内容

施設は原水槽（100）、油分離槽（23）、吸着槽（5.5）、反応槽（2.8）、クラリファイア（80）、自動バルブレスフィルター、中和槽から構成されている。

処理は凝集沈殿による重金属の処理及び粉末活性炭による溶解性有機物の処理を中心としたものである。現在のところ1か月の処理水量は約1,000tである。生成したスラッジは、1年に4回の割合でクラリファイアから抜き取り、脱水処理後、業者に引き取ってもらい、燃焼焼却後、産業廃棄物として処理されている。

(b) 管理運営

神戸薬科大学排水対策委員会規程により、専任教員、事務局長、施設課長及び施設課員から構成される排水対策委員会が設置されている。同委員会は、公共用水域の環境保全に万全を期すことを目的に、各研究室及び学生実習室その他からの実験室排水に関し、その管理、排水分析及び官庁などへの書類提出の任務を担っている。実際面での管理運営は事務局の施設課が主として行っている。

処理水は神戸市下水道に放流していることから、神戸市建設局下水道水質指導課の管轄下にある。

り、約2か月に1回の割合で神戸市による水質検査が行われている。1993（平成5）年12月、更に2001（平成13）年12月の改正により現在、下水道への排除基準項目は41となっている。また、神戸市へ運転状況、排水分析結果を6か月ごとに報告している。2006（平成18）年11月6日の排水においてベンゼンが0.18mg/Lと基準値（0.1mg/L）を超えて、神戸市から厳重注意をするよう指導を受けた。従来、有機溶媒類は流しに流さないで、回収容器に保存し、業者に引き取ってもらうように指導していたが、違反者がいたことは誠に遺憾である。それ以降は教授会やメールでのアナウンス以外に使用量の多い研究室に、有害な化学薬品の使用量の減量化やより安全な薬品への変更など個別に指導を行っている。その結果、現在の排水の水質はほとんどの化合物において検出限界以下であり非常に良好な状態に改善されている。

教育では衛生薬学系の学生実習において、処理施設の見学を行い、公害防止に関する環境教育にも役立てている。

【点検・評価】

処理施設の処理法は凝集沈殿法を主体としたものである。したがって、シアン化合物、水銀化合物及び6価クロム化合物の処理が困難である。これらの化合物は、原点処理方式を探っており、使用した者が実験室で処理後、流しに流すようにしている。これらの項目については、ここ30年間、検出限界以下の数値を保っているので問題はない。処理施設は、できるだけ自動化することにより管理しやすく、また人力も最小限で済むように設計されているので、担当職員以外でも、処理施設の運転は可能である。更新された装置類は省エネルギー対策に対応したもので、更新前のものと比較して、電力の消費量は20～30%少くてすむ。処理施設の運転面でのトラブルは皆無である。これまで処理施設におけるトラブルにより緊急事態を発信したことはない。

【改善方策】

設計段階で、学生数の大幅な増加を考慮した施設としてあったため、6年制により学生数が1.5倍に増加しても処理能力は十分に余力がある。したがって、現在のところ有機溶媒類の回収を徹底する以外に、特に改善しなければならない点は見つからない。

c アイソトープ実験施設

【現状の説明】

本学では、1967（昭和42）年にRI（Radioisotope）の使用許可を受け、多くの研究に利用されすぐれた成果を挙げてきた。利用者数及びRI使用量の増加に伴い新施設の要望が強まり、1996（平成8）年に約520m²の使用施設を有する新アイソトープ実験施設が完成した。当施設は放射線障害防止法により制定された神戸薬科大学放射線障害予防規程に基づき、放射線安全管理委員会が許可した放射線業務従事者が、RIを利用して薬学・医学に関する研究を行う施設である。コンピュータによる出入管理や排気・排水中のRIモニタリングはもとより、液体シンチレーション計数装置（2台）、自動γ線測定装置、Ge半導体検出器など放射線測定器も充実している。更に、RI使用の動物実験室、暗室及び安全キャビネット（2台）なども設置しており、ライフサ

イエンス分野における一般的なトレーサ実験はほぼ実施可能である。因みに、この施設で使用できる RI は、³H、¹⁴Cを含む非密封 RI が20核種及び⁶⁰Co、²⁴¹Amなど 2 種類の密封線源である。

当該施設の管理運営は、放射線障害防止法の規定に基づいて行われており、毎年「放射線管理状況報告書」を文部科学大臣に提出している。

2006（平成18）年12月15日に密封核種¹³⁷Cs（3.7TBq）と²⁴¹Am-Be（37GBq）を（社）日本アイソトープ協会へ譲渡し、変更許可申請を文部科学大臣に提出し、平成19年2月21日に許可された。当該核種は、2009（平成21）年度から開始される放射線源登録制度対象核種に含まれるため、本学における実験が終了したことを確認し、速かに譲渡を実施した。

【点検・評価】

RI の使用は非常に厳しい法規制によって管理されており、ある面では他の化学物質よりも安全であるといえるが、その規制のために RI の使用は減少傾向にある。

【改善方策】

新しいアイソトープ施設になって、新法令基準にも対応できているので今のところ当該施設に関しては改善する点はない。

8 図書館及び図書・電子媒体等

【到達目標】

教育と研究に不可欠な学術資料を選択、収集、整理し、学生及び教育・研究者等が効率よく利用できるように設備・環境を整備する。

【現状の説明】

①図書、図書館の整備

a 図書資料の体系的整備及び量的整備

当館の収集方針は「収集方針」と「図書館資料の選定手順」に明文化され、1999（平成11）年から施行されている。この収集方針に沿って、研究・教育のみならず一般教養も含めた各分野のバランスを配慮して資料の充実を図っており、2007（平成19）年3月末現在の所蔵数は和書71,277冊、洋書33,986冊、合わせて105,263冊（大学基礎データ表41参照）である。このうち、製本学術雑誌は26,798冊である。また、学術雑誌所蔵種類は内国書226種類、外国書315種類、合わせて541種類であり、視聴覚資料所蔵数は2,509点である。本館の図書と合わせ館外の医療薬学総合研修センターや資料室（9号館）及び教養課程の各研究室と共同研究室（ともに4号館）の図書を集中管理し、不必要的重複をできる限り避けるよう管理している。

過去3年間の単行本受入れ数は、それぞれ1,307、1,477、1,458冊である。2001（平成13）年から6年間に受入れた和書単行本を日本十進分類（NDC）によって分類すると以下の表のような割合となる。

過去6年間の和書単行本受入割合

NDC	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
分野	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学*
割合	5.5%	3.3%	5.0%	13.9%	54.6%	3.6%	1.3%	2.5%	3.2%	7.2%

*小説を含む

また、2007年度のプリント版学術雑誌購入種数は内国書84タイトル、外国書69タイトルであり、有料電子ジャーナルは1,448タイトルを契約している。

b 図書館施設の規模及び機器・備品の整備状況

当館は、独立した建物ではなく、1967（昭和42）年に竣工した1号館の3階と4階部分に位置し、1987（昭和62）年に集密書庫が増設され、2000（平成12）年に同じ1号館内の3階・4階に図書館とは独立した形で保存書庫、自習室が設置され現在に至っている。2007（平成19）年3月末現在、総面積は1,291m²、書架棚総延長は4,512km、図書収容能力は12.5万冊である。館内にはビデオ、DVDなどを利用するための視聴覚室（12席）がある以外に視聴覚ブース（6席）、リスニングチェア（3席）がある。また、情報端末スペースに資料検索、インターネット閲覧な

どの端末12台、プリンター4台を設置している。

用途別面積（2007（平成19）年5月1日現在）

閲覧スペース	650m ²
視聴覚スペース	48m ²
情報端末スペース	30m ²
書庫	396m ²
事務スペース	142m ²
その他	25m ²
合 計	1,291m ²

更に図書館情報管理システムと連動して稼動する図書自動貸出返却装置（ABC）、無人開館を実施するための入退館管理システム、不正持出しを監視するブックディテクションシステム（BDS）を設置している。利用者用複写機は4台（学生用複写機：1台、カラー複写機：1台、白黒複写機：2台（うち1台は業務兼用））設置されている。

c 利用環境の整備状況

(a) 学生閲覧室の座席数、開館時間及び図書館ネットワークの整備

2007（平成19）年5月1日現在の館内閲覧座席数は198席（学生用閲覧席：6人用机で78席、4人用机で24席、キャレルデスク：36席、新着雑誌閲覧席：16席、視聴覚用席：21席、情報端末用席：12席など）、学生収容定員に対する座席数の割合は16%であり、館外の学生自習室の座席数は80席である。

開館日は原則として祭日を除く月曜から土曜であり、年末・年始、夏季一斉休業期間、入学試験時、及び学生夏季休暇中の土曜日は閉館している。

開館時間は以下のとおりである。

平 日：9時～20時まで（昼夜開講制大学院開講日は21時30分まで）

土曜日：9時～16時まで（昼夜開講制大学院開講日は19時30分まで）

長期休暇中の平日：9時～17時まで

更に入退館管理システムを活用して休祭日以外は、閉館時から21時30分までの無人開館を実施している（入館許可者は利用申請した職員と大学院生）。館外の学生自習室は休祭日以外の8時から20時まで開室しており、試験期間及びその4週間前は休祭日も開室している（開室時間：9時～19時）。

(b) 図書館の利用状況

過去3年間の図書館の利用状況及び貸出可能冊数と期間は下表のとおりである。

過去3年間の図書館の利用状況（年間総入館者数・開館日数・館外貸出冊数）

		2004年度	2005年度	2006年度
年間総入館者数（名）		162,283	186,073	186,591
年間開館日数（日）		262	263	266
1日平均入館者数（名）		619	708	701
年間館外 貸出冊数	学生	5,688	4,995	5,511
	学生1人当たりの貸出冊数	4.5	4.1	4.4
	職員	1,366	1,268	1,134
	その他（派遣、アルバイト、学外者など）	488	396	548

貸出可能冊数と期間

区分	冊数	一般図書	指定参考書 一般雑誌 視聴覚資料	学術雑誌 (未製本)
職員・大学院学生・研究生	30冊	14日	3日	3日
学部学生	10冊	14日	3日	貸出不可

図書館ホームページでは図書館資料検索、電子ジャーナルリンク集、利用可能なデータベースへのリンクと説明、開館日カレンダーなどを提供している。また、文献複写依頼、図書購入依頼、貸出予約なども図書館ホームページからインターネットを経由してできるようになっている。

図書館利用促進・広報活動としては、「図書館利用のしおり」を発行し、新入生の利用者教育、2年次生への検索演習などを実施しているほか、必要に応じてデータベース利用説明会などを開催している。また、毎年2回発行している館報「図書館ニュース」には、学生への情報提供として、教員による新刊書紹介、テーマ性をもたせた図書の紹介などを掲載している。この「図書館ニュース」は図書館情報管理システムの電子図書館機能を活用してイメージ登録し、標題・著者など記事単位の検索を可能にしている。所蔵学術雑誌については、毎年、雑誌カタログを発行して学内外に配布し、電子版をホームページで公開している。

その他の図書館の利用促進策としては、「テーマ展示」と「指定参考書」の整備が挙げられる。前者は、「学生が深い薬学の知識と幅広い教養を身につけることを支援する」ために1993（平成5）年から始められたもので、図書館運営委員会で決定されたテーマを、コーナーを決めて集中的に展示し、図書の紹介と利用促進を目指したものである。後者は、各教科の担当者がシラバスに「授業内容を補足するための参考書」として挙げたものを、複数冊用意し、コーナーを決めて提示することで学習支援しようとするものである。

d 図書館の地域への開放の状況

当館は薬学研究者には以前から開放しているが、近隣住民には2001（平成13）年度から暫定的に開放している。2006（平成18）年度からはトライアルとして学外貸出も開始した。2006（平成18）年度の学外利用者は延べ160名であり、例年延べ150名前後の利用があるが、近隣住民の利用は少い。

②学術情報へのアクセス（情報インフラ）

a 学術情報の処理・提供システムの整理状況、他大学との協力の状況

当館のコンピュータによる図書館業務のシステム化は1989（平成元）年に開始され、2000（平成12）年度にネットワーク対応のシステムに更新した。このシステムは7年間利用し、2007（平成19）年夏に2度目の更新を行った。現在の図書館情報管理システムは目録管理・閲覧管理・図書発注受入・雑誌管理・相互貸借・蔵書点検・図書検索・電子図書館の機能をもち、これらを稼動させるために業務用として、図書館にUNIX機2台、WINDOWS機8台、プリンター2台、教養課程共同研究室（4号館に設置）にWINDOWS機1台、プリンター1台が設置されている。1993（平成5）年度には国立情報学研究所（旧学術情報センター）のNACSIS-CAT（新目録所在システム）に参加し、所蔵登録を行うと同時に書誌情報を取り込み、業務の効率化を図っている。図書館情報管理システムに登録した当館の所蔵情報はOPAC（オンライン蔵書カタログ）で公開し、インターネット経由でどこからでも検索できるようになっている。

学術情報の検索システムとしては、SciFinder Scholar、JDreamII、The Cochrane Library、NACSIS-IR、Knowledge Workerを契約し、図書館ホームページからアクセスできるようにしている。電子ジャーナルについては、冊子体に付随して提供されているもの以外に、主要雑誌については電子ジャーナル契約も行い、利用者に提供している。更に2003（平成15）年度からは日本薬学図書館協議会電子ジャーナルコンソーシアムに参加し、現在は1,448種の電子ジャーナルを契約している。これらに無料の電子ジャーナル約480種を加えて、図書館ホームページにリンク集を設けている。

主な電子ジャーナル契約先（カッコ内数字は収録タイトル数）

American Chemical Society (27)	Blackwell (417)
Oxford University Press (72)	Royal Society of Chemistry (33)
Science Direct (108)	SpringerLink (561)
Wiley (187)	

相互協力活動は、日本薬学図書館協議会、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会に加盟し、積極的に取り組んでいる。また、近隣大学である甲南大学図書館とは、両大学の職員・学生は職員証、学生証を提示することで、お互いの図書館が利用できるように相互協力に関する申合せを締結している。学外利用者の約半数は甲南大学の教員・学生である。

相互利用としては、文献の複写がその大半を占めている。利用者からの文献複写依頼は、インターネットを介して行い、図書館情報管理システムで管理し、国立情報学研究所のNACSIS-ILL

に接続して学外に依頼している。また、ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加し、業務の省力化を図っている。過去 3 年間の文献複写件数の推移は下表のとおりであり、ここ数年、受付件数、依頼件数とも減少傾向にある。

過去 3 年間の文献複写件数の推移

	2004年度	2005年度	2006年度
学外受付件数	1,459	1,162	1,006
学外依頼件数	1,153	835	651

本館の NACSIS-ILL を介しての文献複写件数は、数年来、受付件数が依頼件数を上回っている。これは、謝絶率は 7.1%（全国平均 10.1%）と低く、受付日から発送日までの平均日数は 0.05 日（全国平均 0.8 日）と受け付けた当日に大部分を発送していることが、他大学に評価された結果と考えている。

b 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本学が生産する学術資料（学位論文、科学研究費研究成果報告書等）については、印刷物を図書館所蔵として登録し、OPAC での検索と図書館内での閲覧を可能にするとともに、学位論文（博士論文に関しては、著者の許諾を得て、抄録を PDF 化し、修士論文に関しては目次情報のみ）は図書館情報管理システムの電子図書館機能を用いてデータベース化を行っている。これらは図書館 OPAC で公開し、研究者名、研究室名、学位取得年度などで検索できるようになっている。

本学の教員の研究論文などの研究成果は、2006（平成 18）年度から本学ホームページにも公開されている。

【点検・評価】

①図書、図書館の整備

a 図書資料の体系的整備及び量的整備

和書単行本受入数に関して、自然科学系図書の割合が 50% を超えているが、単科の薬系大学としてはほぼ適当ではないかと考えられる。視聴覚資料の中にはビデオソフト 646 点、DVD 112 点が含まれるが、主に医学・薬学関係のものである。決して十分とはいえない状況なので、今後充実していく必要がある。学術雑誌整備状況は、現在研究者にとってはほぼ満足できるものと評価できる。ただ、毎年高騰する外国雑誌の価格を考慮すると、現在のような状況を今後も維持することはきわめて困難になると思われる。

b 図書館施設の規模及び機器・備品の整備状況

閲覧室に設置されていた閲覧机・椅子、木製の棚、サービスカウンターは当館の竣工当時（1967（昭和 42）年）のものであり、老朽化が問題になっていた。2007（平成 19）年度の予算処置により、これらが更新されると同時に、より快適な学習空間を提供するために、空きスペース

を有効に利用した書架の設置、資料検索・インターネット閲覧用端末の設置場所変更、コンピューターとプリンターの更新、及び くつろぎの空間の設置などが行われた。しかし、図書収容能力の改善は行われていない。ここ数年来の大きな問題である増え続ける学術雑誌の保存法については長期的な視野における検討が必要である。

c 利用環境の整備状況

(a) 学生閲覧室の座席数、開館時間及び図書館ネットワークの整備

開館日に関しては、学生から試験前の休祭日の開館要望があるが、人的措置が必要となることから、現在までのところ実現していない。館外の自習室に関しては、他部署と協力しながら、できるだけ学生の要望に応えるようにしている。また、夜間無人開館の入館者については、現在利用申請した職員と大学院生（博士後期課程と社会人大学院生）に限定されているが、図書館の設備上の問題から、これ以上の拡大は難しいと思われる。

学生閲覧室の座席数については、薬学教育 6 年制により学生数が増大することから何らかの対策が必要である。

(b) 図書館の利用状況

年間総入館者数が年々増えていることから、図書館利用促進の様々な方策は一定の成果を挙げていると思われる。

d 図書館の地域への開放状況

利用者の大部分は医薬関係者、卒業生、相互協力に関する申合せを締結している甲南大学の研究者である。積極的に広報活動を行っていないこともあって、近隣住民の利用は少い。近隣住民への開放は暫定的なものであるため、今後利用促進をするのであれば、内規の改正などが必要であろう。

②学術情報へのアクセス（情報インフラ）

a 学術情報の処理・提供システムの整理状況、他大学との協力状況

2007（平成19）年に再更新された図書館情報システムの機能を、利用者サービスの充実にフル活用するためには図書館資料のデータベース上での再構築や新登録などの新しい業務が生じることが考えられる。

b 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本学の研究者による研究論文を電子情報として保存・公開することは今後、機関リポジトリ（学術機関で生産された電子的知的生産物を保存・公開することを目的とした、学術情報資源管理システム）の観点からも非常に重要になってくると考えられるので、全学的な取組みが必要であると思われる。

【改善方策】**①図書・図書館の整備****a 図書資料の体系的整備及び量的整備**

視聴覚資料の整備・充実に関する一定の方針を図書館運営委員会で検討する。外国雑誌の価格高騰の問題は、解決が非常に難しい問題であるが、今後も電子ジャーナル化の促進をできる限り進めると同時に、他にも有効な方策がないかを検討する。

b 図書館施設の規模及び機器・備品の整備状況

図書収容能力の改善については、蔵書内容の見直しによる除籍や館外、館内の両者を視野に入れた収納スペースの確保を検討する。

c 利用環境の整備状況

6年制による学生数の増加に対応する座席数の増設を行う。

d 図書館の地域への開放の状況

近隣住民への開放については、基本方針を再検討し、方向を明瞭にする。

②学術情報へのアクセス（情報インフラ）

新たな業務については、その負担がどの程度のものかをよく吟味し、通常業務に支障をきたす程度のものであれば、一時的な人的支援も検討する。

本学の研究者による研究論文の電子情報としての保存及び公開のあり方については、機関リポジトリの観点から、大学全体としてどうするかを検討する。

9 社会貢献

【到達目標】

本学の知的財産や施設を有効利用し、市民生活の改善・向上に役立つよう、社会に開かれた多様な活動を展開する。

①社会への貢献

【現状の説明】

本学では、現在以下のような3つの活動を通して、具体的な社会貢献を行っている。

a 大学連携ひょうご講座

1997（平成9）年に兵庫県の主導のもとに県内35大学等と県が連携することにより、様々な分野におけるアカデミックで専門的な大学教育レベルの講座を広く県民に提供し、生涯学習の一層の充実に役立つことを目的として、「大学連携ひょうご講座」が開設された。現在、その運営は参加大学によって構成されるひょうご大学連携事業推進機構によって行われている。いくつかの企画の中で本学が参画しているのは、都心（神戸市中央区）の学習拠点で行う公開講座（12週）である。県民に対する健康の維持と増進及び疾病に対する正しい知識の普及を目的として、本学は事業開始当初から隔年で興味深いテーマを設定し、12名の教員によるリレー式講義を提供してきた（表参照）。「くすり」と「健康」をキーワードとした本学のプログラムは常に県民の期待を集め、いずれのテーマも広く県民のニーズによくマッチしており、受講希望者は常に定員を遥かに超えている状況である。

「ひょうご講座」学外科目一覧

回	年度	メインテーマ
1	1999	薬と健康と社会
2	2001	高齢者の病気と薬
3	2003	健康を衛る ーくすりとその仲間たちー
4	2005	暮らしの中の薬
5	2007	健康にエイジング ~生活とくすり~

b 公開市民講座

本学では、2000（平成12）年から毎年5月に市民を対象とした公開市民講座を学内で開講している。参加者の年齢分布は10代から高齢者まで幅広く、参加者数は常に百数十名を数えている。

興味深いテーマの講座を提供するだけでなく、学内の諸施設（図書館、薬用植物園、講義室など）を公開することによって、受講者に薬科大学の使命や薬学に対する認識を深めてもらうことも、本講座の目的である。このため2講演のうち1題は必ず本学教員が担当するようにしている。

公開市民講座参加者数

回	年度	参加者数
1	2000	165名
2	2001	211名
3	2002	139名
4	2003	117名
5	2004	340名
6	2005	229名
7	2006	125名
8	2007	139名

これらに加え、地元薬剤師会などの協力を得て毎回実施しているくすり相談室やアロマオイルを用いたハンドマッサージによるリラクゼーションの実践、薬用植物園での薬草の解説なども、参加者から好評を得ている。

本講座の広報活動も活発に展開しており、ホームページ上での案内のほかに、東灘区民広報紙「東灘コミコミ」への記事掲載やチラシの地元新聞への折込み配布、区役所、保健所、薬剤師会、保険調剤薬局などの受付でのパンフレットの配布などを行っている。

毎年、講演の終了後にアンケートをとり、受講者からの評価、今後の企画に向けた要望・希望などを取りまとめており、これらの結果は常に有効に活用している。

c 東灘区との地域連携協定

2006（平成18）年7月、本学は神戸市東灘区と地域連携協定を締結した。包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材や知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、人材育成と地域活性化に寄与することを目的とし、まちづくりの推進、教育・文化・健康・スポーツの振興及び発展など7項目の協力内容が定められている。

複雑化・高度化する地域の様々な課題に対応していくには、本学が有する高度な知識と技術の活用が有効であり、また若者の柔軟で自由な発想や行動力などを地域のまちづくりに活かしていくことは、高齢化の進む地域にとっても有用である。一方、本学の学生にとっても社会体験や研究・教育・文化活動の場を得る良い機会となるはずである。

実際の活動としては、2007（平成19）年3月に「東灘大学ジャーナル」を発行し、8月に「夏休み子どもいろいろ体験スクール in 神戸薬科大学」を開催している。

なお本学では、現在のところ国や地方自治体等の政策形成への直接的寄与はしていない。

【点検・評価】

上記二つの講座は、教育研究上の成果を具体的に市民に還元しているものとして評価できる。また共に受講者、見学者が多く、その評価は高い。

東灘区との地域連携は、地域社会での開かれた活動として評価出来るが、もともと大学側から積極的に働きかけたものではなく、東灘区の企画に協力しているのが実際であり、大学が、地域との様に連携していくべきか検討した結果の活動とはなっていない。

【改善方策】

上記2つの講座については、現在のところ特に改善の必要は認められない。

地域との連携については、主体的にかつ積極的に対外的連携を強化していくために、今後学内で組織的検討を進める。

②特許・技術移転

【現状の説明】

「財団法人新産業創造研究機構（NIRO）」は、兵庫県、神戸市及び民間企業が中心になって産

学官連携による研究開発のコーディネートを目的として、1997（平成9）年3月に設立された機関である。またこの支援事業の一環として、2000（平成12）年4月に「TLOひょうご」（技術移転機関）が開設され、この時期に本学も加入している。

この機構の支援事業ビジネスインキュベート事業に対して2003（平成15）年度、2004（平成16）年度にそれぞれ本学から2件ずつの案件が採択されている。また、地域新生コンソーシアム研究開発事業にも、同じく2003（平成15）年度（テーマ：細胞培養検査・評価のための滅菌ロボットシステム開発）、2004（平成16）年度（テーマ：エビデンスに基づいた食べるハーブ抽出物の開発）にそれぞれ本学の教授が参画している。

TLOひょうごについては、具体的にこれを利用して特許の出願、取得に至った例は未だ本学ではない。本学での特許に関しては、一般に企業との共同研究の成果について企業側で出願する例が多く、その詳細を把握できていないのが実情である。

【点検・評価】

新産業創造研究機構（NIRO）に加わり、产学官連携を強めようとする試みは評価できるが、特にこの2、3年は積極的関わりが少くなっている。

特許に関しては、TLOひょうごを有効に利用できていない。

【改善方策】

产学官連携を有効に進めることを視野に入れ、積極的に技術移転や特許取得に取り組めるよう、学内でのシステム作りを進める。

10 学生生活

【到達目標】

本学の学生が充実した学生生活を送れるよう、経済面から健康、精神面、及び課外活動、就職指導に至るまで、包括的な支援をきめ細かく行う。

①学生への経済的支援

【現状の説明】

学生の経済状況を安定させるために、大学独自の奨学金を適切に運用するほか、学外の奨学金の受給に関する相談や取扱業務について、公正な立場を堅持しつつ、さらなる充実・推進に努めている。

奨学金制度については、本学独自のものと、本学以外のものとに大別でき、それに加えて大学院生については、TA制度、RA制度がある。

a 本学独自の奨学金制度について

(a) 神戸薬科大学奨学生制度（給付制）

目的：学部生に対し奨学援助を行い、将来社会に有用な人材を育成する。

資格：本学に在学する学部生で、学力、人物ともに特に優秀で、学資の援助を必要とし、更に学業の向上を目指している者。

奨学期間・奨学金の額及び交付月：当該年度限りで年度毎に出願する。ただし、1年次生については、後期分の半期限りとする。また、奨学金は月額1万円で前期は6月、後期は10月に6か月分を一括支給する。

募集人数：各学年10名（1年次生は後期のみで20名）。

選考方法：2～4年次生は4月、1年次生は10月に奨学金説明会を実施している。2～4年次生は前年度学業成績、1年次生は前期学業成績の上位者各10名を選考する。

(b) 神戸薬科大学大学院奨学生制度（給付制）

目的：大学院生に対し、奨学援助を行い、もって将来社会に有用な人材を育成する。

資格：本学大学院生であって、学業、人物ともに優秀かつ健康であるもの。

奨学期間・奨学金の額及び交付月：奨学金には第一種と第二種があり、前者は月額10,000円又は15,000円の2種類とし、奨学金を給付する期間は、正規の最短修業期間としている。後者は、年間納付すべき授業料に相当する額の範囲内とし、経済的理由などで学資の支弁が困難な学生に対して、給付することができる。その期間は、前者と同期間とし、第一種と併用して給付することができる。

募集人数：第一種については、月額10,000円（給付者19名）、15,000円（給付者6名）、合計25名である。第二種については、外国人留学生が入学した場合の採用となるので、募集人数に定数はない。

選考方法：大学院教授会で審議し、出願者の中から採用者を決定する。

(c) 神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度（貸与無利子制）

目的：本学学部在学生で、家計支持者の死亡又は天災あるいはその他の事由により、学資の支弁が困難になったと認められた者の救済措置。

資格：本学学部在学生で本学に入学後、家計支持者の死亡又は天災あるいはその他の事由により学資の支弁が困難になったと認められる者。

奨学期間・奨学金の額及び交付月：奨学生に採用された月から卒業までの最短修学期間を奨学期間とする。最上級学年は1年間の授業料を限度に一括交付する。1～3年次生は日本学生支援機構の奨学金貸与月額（第一種、私立大）と同額を毎月1か月分ずつ交付する。ただし、水害、地震、火災などのやむを得ない事由により学資の支弁が困難となったと認めた場合には、最上級学年に達していない学生にも特例としてその年度の授業料を限度として貸与することがある。

募集人数：特に制限なし。

選考方法：願書、所得証明、理由書や罹災証明書の提出及び面接により、資格に合致するかどうかを判断する。

卒業後最大10年間で返済することとしており、2006（平成18）年末現在の貸与人数は20名である。

b 本学以外の奨学金制度について

(a) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金であり経済的理由により修学に困難がある優れた学生などに対し貸与される。奨学金の種類は、第一種奨学金（無利子貸与）と第二種奨学金（有利子貸与）がある。

採用状況：学部

種類	選考条件	応募者数	採用者数
1年次生 第一種	高校の平均評定3.5以上	49	22
1年次生 第二種	平均水準以上	68	60
2年次生以上第一種	平均水準以上	5	3
2年次生以上第二種	平均水準以上	6	6

※1年次生に緊急（第一種）、応急（第二種）併給者1名含む。

採用状況：大学院

種類	応募者数	採用数
第一種	12	11
第二種	1	1

(b) 民間及び地方公共団体奨学金

主に年度初めに奨学生募集要項が送付されてくるので、掲示にて案内している。団体により給付と貸与とがある。（「学生の手引き」参照）

c TA 制度

大学学部教員の指導の下、大学院生（修士課程学生）によって行われる学部生実習の指導補助に対して時給1,000円が与えられる。1実習につき2名までと決められており、在籍院生の多い実習はローテーションで行っている。この制度は、大学院生が将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供し、合わせて学部生実習をより充実させることを目的とするものである。

d RA 制度

博士後期課程在籍に対して、指導教員の研究補助や実験中の学部生の指導を行うことにより、年間50万円を給付する制度である。在籍年数が3年を超えると、RAの業務が自己の学業の進展を妨げないと判断され、TAに応募しない者が、応募資格を有する。応募者について大学院教授会で書類審査の上、面接・研究内容及び研究業績を総合して選考し判定している。

【点検・評価】

a 本学独自の奨学金制度について

(a) 神戸薬科大学奨学生制度

奨学金説明会を開き採用条件を明確にしているので、学生本人は採用されるかどうかが事前にある程度予測できるため、2年次生以上では毎年応募者は15名程度である。学業成績重視であり、成績上位者であれば給付されるので、勉学の励みになる制度であるといえる。しかし、資格のもう一方の基準である人物面での評価が十分になされていないのが現状である。また、指定校推薦入学制度で入学する学生もいるため、1年次生は全員を入学時の成績など同一基準で評価しにくいことから、前期分の奨学金は交付されていない。また、交付額が一人月額10,000円であり、一部他大学が実施している授業料免除制度などと比べるとかなり少額の給付であることは否めない。

(b) 神戸薬科大学大学院奨学生制度

神戸薬科大学大学院奨学生制度は給付制の奨学金であり、ほとんどの大学院生が恩恵を受けることができる。しかし、一部他大学が実施しているような授業料のほとんどを補える奨学金制度ではない。学部から大学院へ進学する学生の多くが両親からの援助を受けない傾向があり、本学奨学金が一つ上の課程で研究に努めようとする学生を全面的に支援できているとは言い難い。

第一種については、学生数の割に採用者数が多いことから、学部生に比べてはるかに採用される確率が高く、15,000円の給付があるのも長所である。第二種は、経済的理由などで学資の支弁が困難な学生に対して給付するとされているが、実質的には外国人留学生対象の奨学金となっている。しかし、本学では入学する外国人留学生が少ないとから、第二種については有名無実になりがちるのが問題点である。

(c) 神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度

貸与対象者の条件が類似しているため、学生支援機構の第一種緊急採用及び第二種応急採用で対応できる場合が多く、出願者は少い。ただし、日本学生支援機構の場合、貸与月額で最高120,000円であるので、一度に前期又は後期授業料が全額必要な場合などに対応できない。その

ため、過去の事例では成績に問題はないが、あと半期分の授業料を納入できずに卒業が危ぶまれる最上級生などに対し、この制度によりたびたび経済的援助が行われた。また、無利子貸与なのも長所である。しかし、現規程では授業料相当分の貸与は、特例を除き最上級学年に対してのみである。最上級生に達していない学生に対しては水害、地震、火災などのやむを得ない事由による場合のみ特例としてその年度の授業料を限度として貸与されることがある。

b 本学以外の奨学金制度について

(a) 日本学生支援機構奨学金

本学の2006（平成18）年度採用者数は学部82名である。他の奨学金制度と比べ推薦内示数が多く、多くの学生がこの制度のおかげでアルバイトなどに頼らずに勉学に専念することができている。また、第一種については、多数の学生に無利子で貸与を実施している団体である点が特徴である。ただし推薦にあたって、面接による人物評価を行うという選考手続きがなされていないのが実情である。

大学院生については、日本学生支援機構の内示数と応募者数がほぼ同数で、予約及び一次採用で希望者は概ね採用される傾向にある。大学院生を対象とする奨学金団体は少く、また、本学奨学金制度は少額の給付であるので、授業料相当額を補うのは困難と言える。この団体の支援により、多くの大学院生が学資の工面について苦慮することなく研究に専念できるため、不可欠である。

(b) 民間及び地方公共団体奨学金

2006（平成18）年度は全体で5名と採用数は少いが、給付の奨学金については2団体からほぼ毎年1名が採用されている。また、貸与の地方公共団体、民間の奨学金については、本学では財団法人山口ひとづくり財団、岐阜県選奨学生、電通育英会の採用者が比較的多い。全体として少人数の採用ではあるが、奨学援助のために勉学に励むことができる学生がいるのは確実で、学生支援策の一つとして有効であり、不可欠である。給付の団体もあるが採用されにくく内示数が少いのが現状である。

また、大学院生については、財団法人木下記念事業団奨学生の制度があり、平成18年度から推薦案内をいただき、1名採用されている。これは給付制で、授業料相当額の金額が支給され、経済的理由で学資の支弁が困難な学生に対しては非常に有効な奨学金である。

社団法人大学婦人協会国内奨学生については、女性のみが対象であり、しかも修士課程2年次生及び博士後期課程学生と学年や課程も指定されているため門戸が狭く、応募者はいるが採用実績がない。また、財団法人交通遺児育英会については該当者がなく採用されていない。

c TA制度

大学院生が将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会と報酬とを同時に与えられる点が長所である。ただし、今後大学院生の人数が増えていくと、一人当たりの担当数が減少するため、その機会が減少するのが問題点である。

d RA 制度

神戸薬科大学大学院奨学生との併給は実施されていないが、実質的には奨学生と同じ意味合を持っている。博士後期課程学生が将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会と報酬とを同時に与えられる点が長所である。

【改善方策】

a 本学独自の奨学生制度

神戸薬科大学奨学生制度は、現在の給付月額10,000円を今後も維持するのか、又は他大学が実施している授業料免除制度に近いものにしていくのか検討が必要である。

神戸薬科大学大学院奨学生制度の第二種奨学生については、外国人留学生に対してだけでなく、経済的理由などで学資の支弁が困難な学生に対しても給付することができないかを検討する。

神戸薬科大学桔梗育友会奨学生制度は、今後、成績上位者であることなどの条件をつけた上で、勉学の意欲がありながら経済的理由で退学せざるを得ない学生の救済策として 貸与することを検討するよう育友会に要望する。

b 本学以外の奨学生制度

日本学生支援機構奨学生については、例年相当な数の応募があるため 時間的に困難ではあるが、今後、応募者全員に対して面接を実施していくか、あるいは応募してきた学生に特に問題がなければ今までどおりの方法でいくのかを検討する。

大学院については日本学生支援機構が入学定員及び入学者数調査の提出を求めており、入学者が増加した場合、内示数拡大の可能性があるはずであるが、万一拡大されなければ、別途依頼文を送付するなどの方策をとって拡大に努める。

日本学生支援機構以外の民間及び地方公共団体の奨学生に関しては、情報収集を実施し、本学に通知が来ない給付制の奨学生団体などがあれば、送付依頼を行うなど、学生にとって有益な方策に積極的に取り組んでいく。

c TA 制度

大学院生の増加に伴う1人当たりの担当学生数の減少対策としては、実習だけではなく演習など幅広い科目で大学院生を活用することを検討する。

d RA 制度

特になし。

②生活相談等

a 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【現状の説明】

本学では、健康診断、健康相談及び応急処置を通じて学生に健康診断の必要性と自己の健康管理

理の重要性を認識させており、学生の健康維持のために以下のような支援活動を行っている。

(a) 定期健康診断

学部学生を対象に、毎年4月の始業日に実施している。新入生と大学院生については、前述とは別の日に行っている。健康診断は、全面的に検診業者に委託しており、有所見者に対しては、学校医と相談の上、医療機関での精密検査を勧めている。

(b) 体育系クラブに入部している学生の心電図検査

学年毎に、5月から6月にかけて4回実施している。

(c) 放射線業務従事者健康診断

電離放射線傷害防止規則に基づいて、年2回の血液検査を主とする健康診断を実施し、結果について学部医からの指導を受けている。

(d) 応急処置

正課のスポーツ（実技）・実験・実習及び課外活動中に突然発生した事故に対して応急処置を行い、程度に応じて受診を勧めるとともに医療機関への連絡・搬送を行っている。また、医務室でも簡単な処置は常時行っている。

(e) 災害・傷害保険など

学生の教育研究活動中に生じたけがなどの対応として、学生教育研究災害傷害保険に大学として加入している。また、保険の補償日数に満たないけがに対しては、神戸薬科大学桔梗育友会（保護者会）が、医療費を補償している。

・学生教育研究災害傷害保険

入学と同時に全員が加入する。（財）日本国際教育支援協会が取り扱っており、学生が大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然の事故による身体の傷害を対象として、所定の医療保険金・死亡保険金・後遺障害保険金が支払われている。

1996（平成8）年度から「通学中等傷害危険担保特約」が設けられたが、本学は現在のところインターンシップに参加している一部の学生を除き加入していない。

・神戸薬科大学桔梗育友会災害補償制度

学部在学生の正課授業及びクラブ活動中など、学内における事故が対象となる。学生教育研究災害傷害保険の適用を受けられないか、受けても治療費が保険金を上回る場合、その一部を補償する。

補償範囲

入院を要しない治療の場合 治療費用 1件50,000円を限度

入院加療を要する場合 入院見舞金 1日3,000円（180日を限度）

・大学院生災害補償制度

大学院生は事故も少く、治療日数も4日未満がほとんどで、学生教育研究災害傷害保険の適用にならないため、1996（平成8）年度から大学が治療費の補償をしている。

(f) 健康相談

2003（平成15）年度から4月、5月、6月、12月、1月、3月の6回とし、その他の月は、必要に応じて学校医に予約することとしている。このうち、5月、6月は健康診断時の有所見者及

び再検査の結果説明を行い、他の月は放射線業務従事者健康診断を実施している。

【点検・評価】

(a) 定期健康診断

本学での保健管理の中核となる定期健康診断の受診率は例年、全学生の95%を超えてい。このことから、健康診断は、その目的である健康の保持増進、疾病の早期発見、予防に寄与し、学生生活の健康面での支援に貢献していると考えられる。同日に実施する内科検診及び胸部レントゲン撮影の受診率は高いが、尿検査は別日程のため提出者が60%近くまで低下する。また、1日在学生の定期健康診断を実施するため例年混雑している。

本学の定期健康診断の長所としては、健康診断を始業日に実施しているので受診率が高く、結果としてその本来の目的である疾病の予防、早期発見につながっていることが挙げられる。実例として、胸部X線検査により、手術を必要とする良性腫瘍が発見されたことや、自覚症状のない肺炎が発見された例もある。内科検診における有所見者はほとんどみられない。問題点としては、別日程で行う尿検査を忘れてしまうことと、各学年ともに、留年生の受診率が低いことなどが挙げられる。

(b) 体育系クラブ所属学生の心電図検査

大学での課外活動は正課の授業に次ぐ有意義な学生生活の1つであり、健全な活動のためには健康管理が重要となる。本学での心電図検査の実施は、疾病のスクリーニングよりも、健康への自己管理意識の向上や偶発的な事故防止に少からず貢献していると考えられる。また、心電図検査を大学で実施することは、学生の時間的負担を軽減している。

(c) 放射線業務従事者健康診断

電離放射線障害防止規則に基づいて、放射線業務従事者の血液検査実施により学校医の診断と管理のもとに、学生の放射線取扱上の身体への障害を防止している。現在のところ、健康診断で異常が発見された学生はいないので問題はないと思われる。

(d) 応急処置

本学で行う応急処置は擦過傷・切傷・頭痛・生理痛など軽症なものが多く、医務室での対応で済むものがほとんどである。治療の対象とならない軽症の処置について、学生は医務室を利用することで医療機関に行く時間的・経済的負担が少くなっている。また、医務室での処置は、治療の対象となる場合の苦痛の軽減を図るなど中間施設としての役割も果している。

学校医が本学から離れているため、近隣の医療機関に委ねている。しかし、診療時間外のけが、病気の受診については受入れが困難である。また、本学には常勤医師がいないため、救急時の状況判断が重要となる。

(e) 災害・傷害保険など

学生教育研究災害傷害保険は1992（平成4）年から従来の1,200万円コースに加え2,000万円コースが設けられたが、従来どおりの1,200万円コースを採用している。

加入者数に比べて保険請求件数が約100人に1人の割合であり、1,200万円コースで十分であると考えられる。保険料は大学が負担しているので学生全員に公平な補助となっている。

補償制度については、入学時のパンフレット配布だけに終わっているので、説明が十分とは言い切れない。対象となる確率が高いクラブ学生には代表者説明会で簡単に説明している。学生教育研究災害傷害保険では、通院日数が少く補償対象とならないのがであっても、神戸薬科大学桔梗育友会災害補償制度では補償の対象となり、治療費の補償が受けられる。

正課中、大学行事中、課外活動中のけがについての補償は充実しているが、問題は通学中の事故、けがの補償がされていないことである。また、任意加入であるが、大学生協の学生総合共済制度も導入されており、約600名の学生が加入している。

(f) 健康相談

学生にとっては、病院に行かなくても大学で相談が受けられ、費用の負担が無いので、学生生活を支援する役割を果たしていると考えているが、今のところ学生の来室は少い。これは学校医が内科医であるため、女子学生の婦人科相談が受けられないことが一因となっているのではないかとも考えられる。

【改善方策】

定期健康診断については、混雑を解決するために、日程及び場所を学年暦、学校行事を考慮して再検討する。また、2006（平成18）年から6年制となったため、全学年が揃った場合には2日間では実施できなくなるので、日程を増やすことを検討する。より多くの学生の疾病の早期発見、健康保持、増進につなげるために、やむをえない理由による未受診者の健康診断を、検診日以外の日程で、費用も大学負担で実施することも検討する。

体育系クラブ所属学生の心電図検査は、検査料金の半額が学生負担となっているが、今後は全額大学負担にすること、及び未受診の学生を減らす対策についても検討する。

放射線業務従事者の健康診断については、現在検査結果を医務室で管理しているが、施設管理と併せて、一括管理することも検討する。

災害・傷害保険などに関しては、1996（平成8）年度から設けられた「通学中等傷害危険担保特約」についても今後保険料を大学負担で、全学生を加入させることも検討する。また、けがが生じた場合の補償制度について、学生に向けて更に広くPRする。

健康相談については、学校医の健康相談以外にも、女子学生向けの婦人科医の相談や栄養指導など、日常生活を中心とした相談を行うことが検討課題である。学生へのPRについても、掲示板以外で効果のある方法を検討する必要がある。

b カウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状の説明】

本学では、2002（平成14）年に学生相談室を設置し、非常勤職員のカウンセラー（臨床心理士）1名がカウンセリングを担当している。毎週、月、水、金曜日に13時から17時までの間で相談に応じる態勢をとっている。申込は原則として予約制としており、1ケース50分を目処で相談に応じている。

来談するケースの傾向として、相談目的が学生本人にとって明確で、主体性をもって相談に通

うケースと、何が原因で自分がどのように苦しいのかを明確にできないまま、辛さに耐え切れず、とりあえず来談するケースに大別できる。

【点検・評価】

生活相談は、学生のプライバシー確保が前提になっているので、相談の受け付け、相談者との連絡、相談室の立地などはその点に配慮している。問題を抱えている学生に対し、学生部、薬学基礎教育センター、教務部、就職部は適宜、カウンセラーと相互に情報交換を行っている。

【改善方策】

生命に関わるような問題が発生する前に前兆を捉え、学生相談室が対応している問題を学内で共有するための規程、体制作りを行う。また、学生相談室の存在を認識してもらうためのインフォメーションを更に徹底する。

c ハラスメント防止への対応

【現状の説明】

セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと略）の防止及び排除を目的とする組織として、セクハラ防止委員会、セクハラ調査委員会及びセクハラ相談員がある。

セクハラ防止委員会は、セクハラの防止に関する基本的対策の立案、及び調査委員会の開催を要請する組織であり、学長、学生部長、総務課長、学長が指名する者2名で構成される。セクハラ調査委員会は、事実関係を調査するため、問題が発生した時点で設置されるものであり、学長の指名により理事長が任命した5名の者によって構成される。また、被害者の相談に応じるために、学生部長、学生課長、総務課長及び学長が任命する者2名で構成される、セクハラ相談員が置かれる。

その他、「学生の手引」にセクハラ防止、対処法を記載すると共に、リーフレットを作成して毎年学生及び職員に配付している。

セクハラに関しては以上のように対処しているが、いわゆるアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに対しては何等措置が講じられていない。

【点検・評価】

幸いにして、現時点ではハラスメントに関する問題は生じていない。しかし、快適なキャンパス環境を維持するために、セクハラ以外のハラスメントにも対処できる組織を作る必要がある。

【改善方策】

セクハラに対処するための組織を、ハラスメント全般に対応するものに改善する。

③就職指導

【現状の説明】

本学では、就職指導担当部署の活動上、留意すべきは就職指導ではなく就職（進路）支援という姿勢を常に意識した上で、学生に対しては自己の適性を把握するためのプログラムを低学年次から実践し、職業意識やキャリア意識を醸成させている。1年次生に対して、入学式の翌日に低学年の就職（進路）支援及び就職・進路についての説明を行っている。次に、2年次生の11月にインターンシップ説明会を実施し、3年次生（と修士課程1年生）の7月から年7回キャリアガイダンス（就職指導）を実施している。このキャリアガイダンスでは就職に向けての心構えから、就職活動の具体的なアドバイスまで幅広いプログラムを用意している。また、進路選択に関する情報等については、キャリアガイダンスに加え、11月、12月に行う就職（進路）支援セミナーによって、製薬企業、CRO・SMO（臨床開発・治験）、卸、保険薬局、ドラッグストア、病院など多様な職域の業界や会社についての説明会を学内で開催し、業界や企業の情報収集が積極的にできるようにしている。

現在、就職指導担当部署である就職課では3名の職員が学生の就職（進路）支援に対応している。本学では、学生1人ひとりの相談に個別に応じるべく、キャリアカウンセリングに力を入れており、2004（平成16）年度からキャリアアドバイザーを常置している。また、就職課内のパソコンを利用した職業意識を高めるための企業や病院などの情報収集や、業界研究などを推奨することで、低年次からキャリア意識の醸成を図っている。

【点検・評価】

学生の進路選択にかかる指導として、インターンシップの実施、キャリアガイダンスと就職支援セミナーの開催、自己分析から就職に向けての心構えの醸成、そして就職活動の具体的なアドバイスまで幅広いプログラムときめ細かい指導を行っていると評価できる。また、就職の斡旋ではなく、支援という視点と立場でキャリアカウンセリングに臨んでおり、就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーを配置していることも評価できる。

しかしながら、入学後の2年間はキャリアガイダンスといった形のキャリア教育が課せられていないことが、本学の課題であると言える。特に、薬学教育6年制においては入学後、就職活動を開始する学年（5年次生）を考えると、入学後の4年間のキャリア教育が重要課題であると言える。

【改善方策】

薬学教育6年制における1年次生から4年次生までの4年間における学生のモチベーションの維持、向上が最重要課題との認識に立ち、6年制課程の1年次生、2年次生及び次年度以降の入学者に対するキャリア教育の実施を検討中である。

④課外活動

【現状の説明】

本学では、団体の中での活動や人間関係を学び、学生の自発性や自立の精神を養う活動の一環として自治会活動やクラブ活動、大学祭（ききょう祭）を奨励し、支援している。それぞれ、学生自治会代表、クラブ代表、ききょう祭実行委員が主となって活動しており、あらゆる面にわたり、学生部が積極的に指導、支援している。

学生自治会は神戸薬科大学学部学生全員をもって構成され、全学生の意思決定機関、クラブの上部組織（年間600万円のクラブ運営費の配分等）、大学祭（ききょう祭）実行委員会の上部組織として活発に活動している。自治会費は大学が各学生から毎年6千円を預り金として徴収しており、約750万円の会費収入予算となっている。他に保護者会（桔梗育友会）から学生自治会へ年間160万円の援助金が交付されている。

クラブ数は次表に示すとおり、体育会系クラブ17、文化会系クラブ9となっている。その他に3つの同好会が活動している。

本学ではキャンパス内に大きなグラウンドがないため、西宮市にグラウンドを設置している。主にサッカー部や軟式野球部が利用しているが、移動するのに自動車で約30分かかるため、大学がマイクロバスをレンタルする費用を予算計上し、クラブ活動の活性化への経済的支援をしている。

その他にクラブ活動に対する報奨、奨励策として、活動が特に顕著で、相当な成果を収めた団体、個人を表彰をしている。

例年10月末に大学祭（ききょう祭）を開催しているが、自治会費から150万円、大学から30万円の補助が行われている。

【点検・評価】

学生の課外活動に対して、大学が資金援助し、学生部が運営や活動場所の確保に全面的に協力している点は評価できる。

在学生のクラブ活動への加入率は69.5%であり、理系単科大学としては高い数値である。薬学部の過密なカリキュラムの中で、学生が積極的に課外活動に取り組んでいることは有意義なことであるが、活動のためには設備が必要である。しかし、前述のように、新校舎建設のためテニスコートやグラウンドの一部が校舎用地になり、体育系のクラブの課外活動の場が狭められている。これについては、近隣の大学の運動施設を借りるなどの策を講じているが、まだ十分とは言えない。

【改善方策】

クラブ活動に支障をきたさないよう、新たに施設を借用するなどの方策により、活動の場を確保することを検討する。

学内公認団体在籍学生数推移表

No.	団体名	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度	
☆1	硬式テニス部	26	(11)	37	(17)	36	(17)	50	(26)	44	(18)
☆2	女子バレー部	29	(0)	31	(0)	33	(0)	27	(0)	29	(0)
☆3	洋弓部	32	(13)	35	(13)	34	(13)	38	(18)	45	(23)
☆4	女子バスケットボール部	27	(0)	33	(0)	34	(0)	30	(0)	22	(0)
☆5	バドミントン部	62	(27)	70	(34)	56	(25)	113	(42)	85	(39)
☆6	ソフトテニス部	53	(17)	61	(25)	68	(27)	67	(20)	79	(24)
☆7	スケート部	3	(2)	2	(1)	3	(2)	6	(0)	8	(0)
☆8	ラクロス部	30	(0)	36	(0)	44	(0)	23	(0)	13	(0)
☆9	男子バスケットボール部	27	(23)	26	(24)	31	(25)	37	(28)	39	(24)
☆10	男子バレー部	22	(14)	21	(13)	22	(19)	20	(20)	17	(0)
☆11	ラグビー部	35	(21)	51	(32)	45	(30)	46	(31)	61	(37)
☆12	卓球部	10	(7)	11	(4)	16	(10)	27	(10)	28	(13)
☆13	陸上競技部	22	(13)	17	(9)	14	(9)	14	(9)	24	(14)
☆14	サッカー部	80	(40)	68	(38)	41	(28)	38	(26)	55	(39)
☆15	軟式野球部	17	(17)	17	(17)	24	(17)	7	(7)	22	(19)
☆16	水泳部	9	(2)	4	(1)	6	(0)	6	(1)	15	(6)
☆17	剣道部					17	(6)	12	(7)	8	(3)
1	ユースホステル部	39	(13)	37	(14)	29	(14)	43	(17)	31	(10)
2	ギターマンドリン部	26	(6)	13	(3)	11	(2)	8	(2)	5	(0)
3	吹奏楽部	36	(7)	45	(11)	52	(16)	45	(13)	60	(13)
4	コーラス部	17	(1)	11	(0)	9	(0)	8	(1)	13	(4)
5	箏曲部	4	(0)	3	(0)	9	(0)	14	(0)	9	(0)
6	生薬部	11	(11)	11	(11)	45	(30)	10	(8)	14	(7)
7	軽音楽部	35	(19)	36	(18)	47	(27)	56	(36)	60	(32)
8	美術部	37	(7)	42	(9)	62	(13)	50	(6)	27	(1)
9	茶華道部	45	(6)	42	(1)	46	(0)	53	(0)	60	(1)
合 計		734名	(277)	760名	(295)	834名	(330)	848名	(328)	873名	(327)
加入 率		62.6%		64.7%		73.2%		70.1%		69.5%	
在籍学生数											
1172											
1175											
1140											
1210											
1256											

注1) ☆印は体育会系クラブを示す 体育会系クラブ 17団体 文化会系クラブ 9団体

注2) () は男子数を示す

⑤学生の研究活動への支援

【現状の説明】

大学院生に対しては、学会への積極的な参加、発表及び海外の大学への短期留学や他大学との連携によって研究ができる機会を作っている。学会に参加する場合は参加費や交通費を大学が負担している。

【点検・評価】

大学院生の学会参加のための費用を大学が負担している点は、研究活動支援という意味で有効であり、評価できる。

【改善方策】

特になし。

11 管理運営

【到達目標】

本学の理念に従って大学の運営が行われるよう、学長の権限が適切に行使され、学長と教学組織及び法人理事会との間の連携が良好に保たれ、それぞれが有効に機能し、本学の意思決定プロセスが円滑に行われるようとする。

①教授会

【現状の説明】

神戸薬科大学教授会は、神戸薬科大学学則に基づいて設置され、神戸薬科大学教授会規程によって運営され、本学の教学関係の最高議決機関である。学則に定められた教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ・学長、教育職員及び事務職員（課長以上）の採用及び昇任選考に関すること
- ・学則、その他教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関すること
- ・教育課程に関すること
- ・学生の入退学、試験及び卒業に関すること
- ・学生の補導、厚生及びその身分に関すること
- ・学生の賞罰に関すること
- ・教育研究に関する予算計画の方針に関すること
- ・重要な施設の設置及び廃止の企画に関すること
- ・その他大学に関する重要なこと

教授会は、学長、教授、准教授及び講師で組織され、原則として毎月2回開催される。入学試験及び上記に定める職員の人事に関する事項を除いては、事務職員や助教・助手層からのオブザーバーが参加し、必要に応じて発言することもできる。なお、書記として教務課長が同席する。

教授会で議決された事項や審議の経緯などは、出席したオブザーバーによって事務連絡会や助手会において速やかに報告され、教授会構成員以外にも伝達される。また、正式な決議録は学内 LAN メールによって教授会構成員全員に届けられる。

教授会の運営を円滑に行うため、構成員の互選により議長（学長は兼任できない）が選出される。任期は2年で、重任できない。教授会の議題は、審議事項、口頭説明を伴う報告事項、記載のみの報告事項に分かれ、各委員会及び構成員は学内 LAN メールによって議題提出ができる。教授会開催に先立って予め、5者（議長、学長、副学長、教務部長、学生部長）による非公式な会議がもたれ、議題の整理や調整が行われる。その後、学内 LAN メールで教授会議題として構成員やオブザーバーに配信され、また資料なども配付される。

教授会における上記の審議事項を迅速にまた円滑に行うため、教授会には下部組織として各種委員会が付置されている。これらの中で委員が教授会における選挙によって選出される委員会は、入試委員会、教務委員会、学生委員会、図書館運営委員会、研究設備等充実委員会の5委員会である。また、学長指名による委員会には、就職委員会、薬用植物園運営委員会、大学広報委員会、

衛生委員会、奨学委員会、自己点検・評価委員会、医療薬学総合研修センター運営委員会その他がある。これらの委員会のうち、入試、教務、学生、就職の各委員会についてはそれぞれの部長が委員長を務め、また図書館運営委員会については館長が、さらに薬用植物園運営委員会については園長が委員長を務める。また、これらの部館園長はいずれも教授会において決定された「申合せ事項」に基づいて選挙によって選出される。任期は2年で、入試部長を除いては2期までの重任が認められている。これらの委員会はすべて、それぞれの委員会に関する規程に基づいて運営され、それぞれの所管に関する事項を企画・立案し、原案を教授会に提出又は報告する。

上記にあるように、教員人事は、教育研究体制を充実させるための、教授会における最も重要な審議事項の1つである。教員を新規に又は欠員補充すべき事態になった場合には、採用選考は以下の手順を踏む。

- ・最初に当該研究室の主任教員が推薦候補者に関する資料と推薦書を学長に提出する。
- ・学長は、推薦に値すると認めた場合、人事選考（採用）に関する議題を教授会に提案するが、候補者の氏名や具体的な内容は公開しない。
- ・教授会は上の議案の審議を、人事選考委員会（候補者の採用時における職階と同等又はそれ以上の教授会構成員からなる）に付託する。
- ・学長を委員長とする上記の人事選考委員会は採用の可否について厳正に集中的に審議する。可の結論が出た場合、学長は教授会にこの人事案件を提案する。教授会はこれを審議し、最終結論を出す。

昇任人事についても上記と同じ手続きを踏むが、自薦も認められている。また、人事委員会で昇任が否決された場合は、当該候補者の立場に配慮して、その結論は教授会で報告されることはない。

他方、学内からの教授昇任に適任者がいない場合は、公募を行う。この場合は、学長及び複数の教授（教授の中から互選）からなる人選委員会を発足させ、応募者の中から適任と思われる候補者（通例、複数人）を選出し、上記の教授人事選考委員会に推挙する。以降は上記と同じ手順が取られる。なお、いずれの職階の採用・昇任人事についても、候補者としての資格は神戸薬科大学教育職員選考基準の条件を満した者に限られている。

【点検・評価】

教授会では、自ら選んだ議長の進行のもと、構成員それぞれが自由な立場から意見を述べることができる。また、その下部組織である委員会のうち、重要な委員会の委員及び委員長もすべて互選で選ばれ、徹底した民主主義的運営がなされている。出張などを除くと、教授会には毎回ほぼ全員が出席しているといってよい。しかし、若手教員の発言が少いのが問題である。

また、下部組織としての各委員会で十分に審議されてから教授会に上程される案件については、提案要旨も整理され、概ね審議の進行が円滑である。

上記に述べた5者会議による教授会議題の整理の際、互いの自由な意見交換を行っているので、教授会においてよりよい結果を得ていると思われる。

薬学6年制の開始とともに授業時間帯が広がり、教授会開催そのものの時間が取りにくくなっ

てきており、現在は午後6時開始である。そのため、なお一層の効率的な教授会運営が求められている。

委員の選出、部館園長の選出などは無記名投票によって行われるが、その選出方法についてのルールが複雑なことと相俟って、多大の時間が取られるのが現状であり、この点の改善が必要である。

【改善方策】

毎年、議題（審議事項と報告事項の区分）の整理を行い、審議事項を絞り込んで、審議すべきものについては適切な資料を添付し、十分な審議時間の確保に努める。投票の際の時間消費に関しては、選挙ルールの見直し、投票用紙の改良などを行う。

②学長の権限と選任手続

a 学長の選任手続の適切性、妥当性

【現状の説明】

本学の学長選挙は神戸薬科大学学長選考規程に基づいて実施されている。この規程は、学則第6条に基づき、学長の選考及び任期に関する事項を定めたもので、1973（昭和48）年10月1日から施行され、1990（平成2）年3月、同5月に一部改正された。その後何回かの学長選挙を重ねる過程で、①候補者の推薦方法、②学生の参加、③教授会での最終選考における不在者投票についてなお種々問題点が指摘され、選考管理委員会から学長に提出された具申書を受けて、1997（平成9）年1月、学長選考規程の見直しに関する委員会が設置され、慎重な議論を経て、1999（平成11）年3月に規程の改正が行われた。

この改正された規程には、以下の2つのプロセスを新たに導入された。①第1次選挙：本学教授（全員）を学長候補者とし、これらの候補者について単記無記名投票による第1次選挙を行い、得票数の上位5名を第1次の学長候補者とする。なお、この場合の選挙人は本学学長及び本学に在籍する常勤職員である。②前項の学長候補者のほかに本学学長として相応しい人物があるときは、これを推薦することができる。本学教授以外の学長候補者を推薦する資格を有する者は、教授会構成員とする。一方、具申書で指摘された学生参加による第2次選挙は、改正規程にそのまま残された。すなわち、第1次学長候補者について、無記名投票による第2次選挙を行い、否定票が選挙人有資格者の3分の2以上ある候補者を除き、その他を第2次候補者とする。なお、この場合の選挙人は、本学に在籍する大学院及び学部の学生である。学長選挙に当って学生の参加も認めるという本規程の考え方は、学生に除斥の権利を与えたものである。

この新しい学長選考規程に基づき、2000（平成12）年、2004（平成16）年、2006（平成18）年に行われた3回の学長選挙は、①選考管理委員会委員の公示—教授会で選出された教員5名と課長以上の事務職・技術職から選出された課長2名の計7名から構成される委員会の発足②学長候補者の公示及び推薦受付③第1次選挙（職員）④第2次選挙（学生）⑤最終選挙（教授会）⑥最終選挙結果の公示及び教授会議長から理事長宛に最終学長候補者決定の旨、文書による報告⑦理事会において議題として提案、最終承認という過程を経て実施され、極めて円滑に行われた。

【点検・評価】

学長選考規程の改善によって、従来の選挙方式がより一層明朗化されたことは、最大の長所として評価できる。第2次選挙は学長選挙に当って学生の参加も認めるという本規程の考え方によるが、最近の傾向として、学生の学長選挙に対する関心が薄れ、投票率の低下から第2次選挙の形骸化も指摘されるようになっている。また、低学年の学生では学長候補者を知らない場合もあることや、学生の立場から学長としての資質や能力を正確に評価できるのかという問題点も含んでいる。

【改善方策】

前項で指摘したように、問題点は今後も引き続き検討課題として残されてはいるが、学長選考における根本的な弊害は、これまでの規程の改正により解消されていると考えられ、再改正の必要性はないものと考えられる。

b 学長権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

本学における教学組織と法人理事会の間では、機能分担が明確になっているとともに、また両者は連携が取れており望ましい関係にある。また、両者において学長には大きな権限が与えられている。

神戸薬科大学職制には、「学長は、本学を統督する」と規定されている。学長は教学組織の最高責任者として、職員人事、教学組織の方針決定や施設の設置、廃止などに責任を持ち、教授会（大学院の場合には大学院教授会）において重要案件の提案者となる。また、教授会の下部の各種委員会は委員長の指揮のもとに運営されているが、学長は委員長と協議することにより、その運営の方向性に意見を反映させることができる。また、学長は事務部門を統括する立場にある。

一方、学校法人神戸薬科大学寄附行為第9条第1項第1号には、学長を理事に選任することが決められており、また第6条には、理事長が欠けたときは、第9条第1項第1号による理事又は理事の互選による理事1人が理事長の職務を代行することが規定されている。また学長は理事会及び学内理事会において、理事長を補佐して議案の作成や説明を行い、理事会の方針決定に理事長とともに重要な役割を果している。

このように、学長には大きな権限が与えられているが、その行使に当っては、教学部門では教授会や大学院教授会、また、法人運営では評議員会や理事会の議を経て決定されるため、学長の独断に偏らず妥当性を持ったものとなっている。

なお本学は単科大学であるため、大学協議会などの全学的な審議機関や学部長は存在しない。

【点検・評価】

学長に教学組織と法人理事会における大きな権限が与えられていることは、両者が相互理解ののもとで強く連携して、大学運営をしていくためには効果的であると言える。また、教授会及び大学院教授会並びに評議員会及び理事会の議を経て意志決定がなされることは、学長の権限の行

使を客観的にチェックするとともに、協力体制をとるために必要であり評価できる。しかし、会議を重ねる手順を踏むことにより、実行に移すのが遅くなる傾向がある。

【改善方策】

学長の教学組織における大きな権限の行使に当っては、副学長の補佐体制を充実させることにより、円滑な方針決定と迅速な実施に努める。一方、法人の運営についても、大学を取り巻く環境変化に迅速に対応するために学内理事会をより活発化させる。

c 学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

従来、小規模大学の本学では副学長の制度について深く論じられてこなかった。しかし、数年来、本学の薬剤師国家試験の合格率低下や留年学生数の増加など、教育に係わる問題が深刻化してきた。そこで、学力強化を行っていくには、学長と一体となって企画し実行に移す「教育問題学長支援ポスト」が必要と考えられ、2005（平成17）年5月から副学長制度が導入された。副学長は学長と一体となって、学長を強く補佐・支援していくように学長任命制とし、任期も任命した学長と同一とされた。

一方、少子化を背景に、高等教育のユニバーサル化や大学全入時代の到来、また競争原理の一層の進行など、大学教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。なかでも薬学教育は、2006（平成18）年度から修業年限の延長に伴い種々の制度改革が行われ、それに対して適切な対応が求められている。また、薬科大学や薬学部の新設による薬学生の急増など、多くの課題を解決していかなければならない。したがって、これからの中大運営は困難を伴い、大学運営の舵取りをする学長が取り扱うべき事項も多様化、複雑化している。そこで学長を補佐する副学長の責務は、教育面の充実に留まらず広範な問題に関して、学長の方針決定や実行を強く補佐、支援することになった。具体的には学長とともに、意思決定機関である教授会や大学院教授会の議長団を形成し、会議の事前に議長や、教務部長、学生部長、大学院主幹と議案の打合せを行い、また、必要に応じて重要案件について十分な協議を重ねている。このように副学長制度の導入により、学長の提案力や指導力の強化が図られている。

理事会においても、学長は専任職員理事として重要な役割を果している。理事長の意向を受けて、教学組織の状況報告や予算・決算などの重要議案の作成にも重い責任を持っているが、理事会の事務方である法人事務局は大学部門の事務局と一本化していることから、事務局長が事務局を指揮して資料の準備、議案の作成に当り、学長を補佐している。また理事会の委任を受けた学内理事会において、学内の教学組織に詳しい教育職員理事が学長とともに、予算に関わる教学組織の要望を詳細に検討、審議し、日常的なものは速かに実行に移す体制がとられている。

【点検・評価】

副学長が教学組織の運営に、学長と一体となって学長を強く補佐する体制がとられたことは、方針決定及び実行を迅速にするためには有効であると評価できる。またこれまでの副学長は教務

部長、大学院主幹などの役職を兼ねているが、教務部長や大学院主幹は教学組織の重要な部門を統括しているため、このことは円滑な実務運営に役立ってきた。しかし、副学長は学長任命制であるのに対して、部館園長や大学院主幹は教授会又は大学院教授会の選挙によって選出されるため、副学長の権限が兼務する役職によって異なることになり、制度的には副学長は学長のアドバイザー的な立場にとどまる可能性もある。

【改善方策】

副学長の教学組織における権限を明確にして、より活動しやすいものにしていく。

d 個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【現状の説明】

神戸薬科大学学長選考規程には、本学の教授が学長候補者になるばかりではなく、本学教授以外に本学学長として相応しい人物があるときは、教授会構成員は、これを学長候補者として推薦することができると定められている。

【点検・評価】

神戸薬科大学学長選考規程には、第1次選挙において、本学教授以外の人物を学長候補者として推薦することも可能としている。従って、個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件は整備されているといえる。

【改善方策】

現行の神戸薬科大学学長選考規程は、制度的に幅広く学長候補者の選考を可能としているので、特に改正の必要はないと考えられる。

③意思決定

【現状の説明】

本学における教学組織と法人理事会の間では、明確な機能分担が行われている。理事会は寄附行為によって審議する事項が、①予算、借入金、基本財産などの処分、②予算外の新たな義務の負担または権利放棄、③寄附行為の変更及び合併・解散の大枠に限られており、教学部門は決められた予算の枠の中で自由な教育・研究を進めることができあり、教学組織の自治が最大限に尊重されている。

本学の理事会は、寄附行為に規定された事項を、より円滑に実行していくため、下部組織として「学内理事会」を設置している。学内理事会は、理事長と、学長を含む専任職員理事（現在は教育職員）5名の計6名で構成されており、最近は月2回（原則は週1回であるが運営上弾力化されている）の頻度で開催され、主に学内理事会運営細則にいう学内の日常的な業務に関する事項、本理事会に付す事項を審議している。学長を含む専任理事は教授会のメンバーであり、また現職の部館園長（教務部、学生部、就職部、図書館、薬用植物園の長を指す）であるか、その歴

任者であることがほとんどである。このため、定例、非定例の予算絡みの教学組織からの案件はもちろん、その他大学を巡る対外的な問題についても、教学組織の状況や外部案件の教學組織へ及ぼす影響などが、直接的な立場から的確に議論・検討されている。その結果、教育研究や大学にとってその時における最善の選択肢や方針が理事長の判断のもと速かに決定され、対応が行われている。

一方、教学組織の最高意志決定機関は教授会（大学院では大学院教授会）であるが、その審議事項は教授会規程（第7条）により、学長及びその他教職員人事（事務職員は課長以上）、教育課程、入学・卒業など学生関係事項、教育研究予算方針、重要な施設の設置・廃止の企画、その他大学に関する重要事項、となっている。実際には学長又は教授会下部組織の各委員会によって方針が決まり、その提案を受けて最終的に教授会で意志決定される。学長を最高責任者として、教育職員からなる部館園長、大学院主幹、各種委員会委員長の指揮のもとで、教学組織の実務運営や施設整備が予算の枠内で、円滑かつ組織的に行われている。

【点検・評価】

このような意思決定のプロセスは、本学が単科大学であることもあり他の総合大学などに比較してコンセンサスが得られ易いという利点がある。また、理事会では下部組織の学内理事会において、また教授会では各委員会で十分審議されてから案件が上程されるため、意思決定も円滑に行われていると評価できる。しかし、制度変更や学内状況の変化にともない学内委員会も多数となり、審議される内容は多岐にわたっているにもかかわらず、6年制教育への移行に伴う業務の増加に伴い教職員の負担も増大しているため、会議の時間の確保が困難になりつつある。したがって、会議の効率化を図る必要がある。

【改善方策】

審議事項の絞込みや審議の方法の改善、また事前の各委員会間の調整、情報交換などをより有効に進める。

④教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

本学における教学組織と法人理事会（以下、理事会と略）の間では、明確な機能分担が行われ、理事会は本学の理念の実現を目指した教学組織の計画と行動を、可能な限りバックアップする一方、教学側も理事会の意向を十分尊重するなど、大きくは連携と緊張のバランスが適度にとれた望ましい関係にあるといえる。

教学組織の最高意思決定機関は教授会（大学院では大学院教授会）である。本学の教授会は教育職員だけでなく事務職員管理職（事務局長、次長、課長）の採用・昇任についても最終人事権を有しているという特徴があり、学内理事会が内定した管理職人事案を審議・承認するという強い立場に立っている。従って教学組織は大学運営に関して、教育理念の実現を目指し、教育・研究とその組織運営に自己責任を持ち、職員が一丸となって理事会の付託に応えるべく努力を続け

ている。

本学の教学組織と理事会の良好な連携関係を保つために、学内理事会が重要な働きをしている。教学組織からの理事会への要望や検討課題は学内理事会を通じて、直近の状況が理事長に伝わる仕組みになっている。

一方、理事会や学内理事会の決定事項で主なものは、学長から教授会でその都度、詳細な報告があり、新年度予算については教授会での概要報告以外に、別途職員を対象とした学長主催の予算説明会を毎年4月下旬に開催しているほか、大学広報誌に前年度決算と共に詳細な解説を載せて、大学財政や事業計画の理解を求めている。また、理事長・学長は日本私立大学協会や日本私立薬科大学協会の役員も兼ねていることから、私立薬科大学の運営を巡る教育・厚生労働行政や他大学の動向に関する情報も適宜教授会に報告し、職員に本学の置かれた状況を認識させ、教育研究のあり方や大学運営の方向を考える機会を与えていた。

理事会と教学組織との連携では、事務部門の機能・役割も重要である。本学は比較的小規模な大学であるため、理事会の事務方である法人事務局と教学・研究組織を含む大学部門の事務局は一本化しているほか、学内理事会には事務局長が常時、議題に応じ事務局課長も随時、オブザーバーとして参加し、予算や対外契約などを伴う教学・研究組織の課題を理事と共に検討している。その結果は先に述べた教授会における学長報告のほか、事務ベースでは事務局長から教学事務部門の課長に随時、学内理事会概要が報告されるなど、理事会側の意向は漏れなく教学組織に還元されている。更に、課長職以上の事務部門管理職（現在は事務局長、課長の計7名）は教授会にオブザーバーとして出席が認められており、これら管理職によって教授会の意向や方針がその趣旨も含め正確に各事務部門にも伝達され、役割分担は異なるものの、一つの教育・研究目標の達成に向けて教職員一体となった大学運営が可能となっている。

なお、日常案件の処理を主体とした学内理事会の審議内容及び教学組織を含む大学の動向については、理事会権限の委任と報告の義務の関係に基づき、通常年4回開催される本理事会時に外部理事も含め資料を配布し、学長報告などに基づき重要事項については質疑応答や意見交換が行われている（評議員会に対しても同様）。このようにして、教学組織や学内理事会の状況は定期的に外部理事や評議員にも十分周知されている。

これまで大学を巡る環境が順調であったこと、教学組織への委任や信頼度が大きかったことなどから、教学組織と理事会の役割分担は明確にしつつも、大学運営の方向はどちらかと言えば、教学組織がリードし、それを理事会が全面バックアップしてきた。しかし最近、教育行政の変革と大学間競争の激化、薬剤師教育6年制問題の進展など、将来の大学運営を大きく左右する問題に直面するなか、2002（平成14）年には今後の大学間競争に打ち勝っていくため、理事長以下理事側も危機感を強く持ち、①理事を含む教育職員と事務職員（管理職）による6年制問題検討委員会が教授会の下に発足、②理事・教育職員・事務職員で構成する給与制度研究会が独立して発足、③薬剤師国家試験合格率のレベルアップに向けて、理事長・学長から一層の教育重視の指示があるなど、今後の大学を取り巻く経営環境を巡っては理事会側も意見を出し、教学組織と理事会側が一体となって検討を行ってきた。

【点検・評価】

本学では教学組織と理事会の関係は、①教学組織が大学部門の運営、理事会が財政や財産・対外関係などの処理、という機能の棲み分けが明文規程で比較的はっきりしていること、②理事会の委任を受けた学内の教学組織に詳しい教育職員理事を主体とした学内理事会において予算絡みなどの教学組織の要望が詳細に検討、審議され、日常的なものは速やかに実行に移されていることなどから、学長や学内理事をかなめ役として教学組織と理事会の意思疎通は極めて円滑である。教学組織と理事会との事務ベースにおけるつなぎ役としての事務局も機能しており、大学運営の円滑化に寄与していると評価できる。

教学組織と理事会との関係については、教学組織が自由度の高い自治を確立する一方、理事会も逐次、教学側の行動の報告を受け、大学の理念と財政力の範囲においてそれを全面的にバックアップしていくという理想的な関係にある。最近は教育に関する理事会・評議員会からの発信もあるなど、相互牽制も機能しており、両者の関係については大きくは現状のままでよいと思われる。しかし、2006（平成18）年度から薬学教育6年制が開始され、薬学教育の制度改革が急速に進んでいるため、臨時に教授会のもとに将来計画委員会を設置する必要がある。将来計画委員会は、経営問題も含めた広範な課題について忌憚のない提言を行い、その内容を教授会はもとより理事会・評議員会にも報告、問題提起を行うことにより、今後の本学の改革の方向性を示すことが必要である。

【改善方策】

「第3次将来計画委員会」を設置することにより、本学の改革の方向性について問題提起を行い、それを受けて教学組織と理事会が協力して今後の改革に取り組む。

⑤管理運営への学外有識者の関与

【現状の説明】

学校法人神戸薬科大学寄附行為には、この法人には、役員として理事を8人以上11人以内。また、監事を2人置くように定められている。

理事には、神戸薬科大学の学長、評議員のうちから互選によって定められた者、職員から選出された者、学識経験者、本学の卒業生から選出された者がなる。したがって、理事には法人の職員以外に3人以上6人以内の外部理事を置くことができ、現在外部理事は6人である。

また監事は、この法人の理事、評議員又は職員以外の者であって、理事会で選任され、法人の業務の監査、財産の状況の監査などの職務を行う。

評議員会は、寄附行為に18人以上32人以内の評議員をもって組織すると定められている。評議員には、この法人の職員のうちから選出された者、卒業生のうちから選出された者、学校の在学生の父母又は保護者のうちから理事会が選出した者、及び学識経験者がなる。

評議員会の議決事項は、①予算、借入金、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分事業計画、②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、③寄附行為の変更、④合併などの重要事項で、評議員会の議決を経た上、理事会の3分の2以上の議決を得なければならない。

現在、本学の法人の運営管理には、経財界、医療、医薬品関連業界から多数の外部有識者が参加して、理事、監事又は評議員としての立場で、重要な議決事項について意見を述べることができ、また議決権を有している。

【点検・評価】

本学の法人の運営管理には、多数の外部有識者が理事、監事又は評議員として参加し、重要な議決事項について意見を述べ、また議決権を行使する仕組みができている。したがって、本学の管理運営に対する学外有識者の関与は適切といえる。

【改善方策】

改善すべき問題点はない。

⑥大学院の管理運営体制

【現状の説明】

神戸薬科大学大学院学則にのっとり、研究科の管理運営組織は、研究科長（学長）及び研究科教授で構成される大学院教授会であり、実質的には、大学院教授会構成員の互選により選ばれた研究科主幹（任期2年、2期まで）がその運営に当たる。大学院教授会は原則として月1回の定例会議を開催し、下部組織を特に置くことなく、大学院に関わる全ての審議事項が全構成員参加により議論されており、総合的な判断に基づく審議ができている。学則に定められた大学院教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ・大学院学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- ・大学院の教育課程及び履修基準に関する事項
- ・試験及び入学、転入学、休学、転学、退学、除籍、復学及び復籍などに関する事項
- ・研究の指導及び学位の授与に関する事項
- ・学生の賞罰に関する事項
- ・その他、大学院教授会に関する重要事項

教務課職員が議案、資料の事前準備及び決議録の作成にあたる。大学院入試判定及び学位授与に関する審査は、臨時の大学院教授会を開催することによって行う。この中で比較的時間を要する学位授与の審議については、大学院教授会で定めた論文審査委員会で事前に詳細な審議を行うことにより運営の効率化を計り、学位授与に関する議題の際には構成員である教授だけでなく、研究指導教員の資格を有する准教授がその審議に加わり、厳正な評価を実施している。また、審議内容に関する決議録を作成し、その内容は准教授及び事務系課長以上に配信している。

【点検・評価】

研究科長と主幹が事前に十分に議論した内容を大学院教授会で審議決定しており、また論文審査委員会も厳正な評価を実施していることから、大学院教授会は大学院薬学研究科の教学上の管理運営組織として概ね適切に活動を行っていると言える。しかし、大学院の拡充に伴い審議事項

も多岐に亘っているにもかかわらず、学部教授会のような下部組織がないので、議題の吟味、整理、大学院に関する改善課題の発掘が十分でない場合も見受けられ、研究科長、主幹を補佐する体制の構築が課題である。

学長が研究科長を兼務し、大学院教授は学部の教授でもあるので、大学院教授会は学部教授会と協調して運営できる体制にある。また、主幹により運営されることから独自性も保たれており、両者の関係は適切である。

研究科長として公正な手続きで選出された学長が任にあたり、運営にあたる主幹は、大学院教授会で選挙によって選ばれていることから、両者の選任手続きも適切である。

【改善方策】

効率的かつ適切な管理運営を行えるよう、研究科長、主幹を補佐する体制の構築について検討する。

12 財務

【到達目標】

高度な教育・研究を行うため、財政基盤の強化に努めるとともに、より効率的な予算執行を行う。

①教育研究と財政

a 中長期的な財政計画

【現状説明】

中長期的な財政見通しは短期的な財政見通しとともに、必要に応じて学内理事会において検討されることになっているが、通常前者の内容が明文化され、公開されることはほとんどなかった。しかし、近年薬学教育の6年制の問題が持ち上がったことに加え、政府の行政改革の1つとして従来の人事院勧告に基づく国家公務員給与制度の改革が叫ばれるようになり、それまで当給与制度に準拠してきた本学の給与体系も見直さざるを得ない状況に至り、大学を挙げて中長期的な財政見通しを検討することが必要となった。そのため、本学は6年制問題検討委員会を2002（平成14）年2月に発足させる一方、神戸薬科大学給与制度研究会を同年7月に発足させた。折しも、少子化による受験生の恒常的減少や、薬系大学・学部の各地での増設の問題が表面化しつつあったことも、こういった動きに大きく作用していた。

学内理事会は学内理事を中心とする6年制問題検討ワーキンググループを立ち上げ、この問題に関しても精力的に取り組み、さまざまなシミュレーションを行い、幾通りもの可能性について検討を繰り返した。その結果はワーキンググループの一報告として教授会で公開された。一方で、神戸薬科大学給与制度研究会では、理事会側と本学大学職員代表会議側の代表が集り、本学給与制度のあり方を模索する中で、やはり、中長期的な財政見通しの検討も行った。

こういった経過を経て、学内理事会は2006（平成18）年に最終的な試算の結果を研究会に報告した。この報告ではじめて、2006（平成18）年度以降の10年間の本学財政見通しが明かにされた。財政見通しの前提として、①新教育棟建築とその他の施設・設備の補修を自己資金の取崩しで充当する、②学部定員は270人とする、③入学金は現行通り、④6年制に必要な教職員の補充（人件費として1億3千万円を想定）、⑤人件費における現行制度継続、⑥6年制に伴う病院・薬局実習費等（例えば、病院・薬局実習費として1人当たり10～18万円を想定）の経費、⑧その他の収入・支出に関しては2005（平成17）年度実績をベースに推定延長する、という8項目を立て、試算を行った。それによれば、2007（平成19）～2010（平成22）年度にかけては6年制関係経費や施設・設備の増改築により赤字になるものの、潤沢な繰越金に支えられて、最終次期繰越金は4億5千万円前後の前受金（＝次年度授業料）を上回って推移し、帰属収支も2008（平成20）年度～2010（平成22）年度に赤字となるが、それを乗り切れば、学生人員の増加効果から収支は黒字に転換するとされた。運用資金も2006（平成18）年度の95億円弱から2010（平成22）年には73億円台に落ちるが、それ以降は回復に向い、自己資金も2010（平成22）年度には171億円台を底に増加に転ずるとされている。

【点検・評価】

本学の収支・財政状態については、過去5年間に関する限り、一時的な退職金支出の増大がある年を除いて、予想されていた入学志願者数減少の影響も意外と少く、資産運用収入も漸増し、翌年度繰越消費収入超過額も平均17億円と推移した結果、基本金や内部留保の増加もあり、上記の中長期的な財政見通し以上に順調に推移していると評価されうる。

【改善方策】

上記の中長期的財政見通しに関しては、状況に合わせた小規模な修正の可能性は否定できないものの、現在のところ改善の必要性は認められない。

b 教育研究と財政**【現状の説明】**

上述のように本学では、教育研究と財政的裏づけの問題に関しては、6年制問題検討委員会、6年制問題検討ワーキンググループ、及び教授会において2002（平成14）年の2月以降徹底的に話し合いが行われ、①教育目標、②設置学科、③入学定員、④授業料、⑤教員数、⑥医療薬学教育担当者、⑦施設等について順次確定されていき、必要な項目に関しては財政上の裏づけも検討された。以上のこととは、上記の中長期的財政見通しに反映されている。

【点検・評価】

上記の中長期的財政見通しにおいて、教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の確立はなされていると評価できる。ただ、当財政見通しはあくまで大筋に過ぎないので、その都度の状況に合わせた調整や細部に至る実現のための方策は必要である。また、6年制課程の完成年度まで後4年となり、それ以降の大学の方向性を検討する時期になっていることも事実である。

【改善方策】

上記の中長期的財政見通しの検証及び再検討も兼ねた第3次将来計画委員会を立ち上げる。

②外部資金等**【現状の説明】**

外部資金等に関しては、経常費国庫補助金（特別補助等を含む）を含めた補助金収入が、例年帰属収入に対して10%前後と安定している。2006（平成18）年度の決算額で302,084千円となっている。ここには、上記の経常費国庫補助金収入（特別補助金等を含めて約2億7千万円）の他に、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の施設整備費補助金、学術研究振興資金、大学改革推進等補助金（特色GP）などの補助金が含まれる。その他の外部資金としては、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の科学研究費補助金（約3千万～6千万円）、非営利団体や公的機関の研究助成金、受託研究費、寄付金収入（約2千5百万～3千万円、例年帰属収入比約

1.5%前後）などがある。詳細については以下の各表を参照のこと。

【点検・評価】

文部科学省からの高度化推進特別補助金や科学研究費補助金の額に関しては、薬系の単科大学としては大いに評価できるものと思われる。寄付金収入は例年安定しており予算において一定額を常に計上でき、大学の運営に大きな貢献をしている。非営利団体等からの研究・調査助成金や受託研究による収入に関しても、単科大学としては健闘していると評価できる。懸念材料があるとすれば、文部科学省科学研究費補助金の取得状況が2005（平成17）年度から2006（平成18）年度にかけて千数百万円の減額になっていることと、高度化推進特別補助金が将来的にも現状並みの高水準に保たれるかどうかという2点である。

【改善方策】

高度化推進特別補助金に関しては、大学として新規のプロジェクトの取組みに向けての検討を早期に行う。科学研究費補助金に関しては、全研究者に申請を促し、申請支援を行う仕組みを強化する。

科学研究費補助金取得状況（表1）

(単位：千円)

年 度	研 究 種 目	研究者数	交付金額
2002（平成14）年度	基盤研究（B）（一般）	1	4,000
	基盤研究（B）（展開）	3	12,700
	基盤研究（C）（一般）	13	15,900
	若手研究（B）	6	7,700
	特定領域研究	3	9,900
	特別研究員奨励費	1	1,100
	厚生労働省（分担）	1	2,500
	合 計	28	53,800
2003（平成15）年度	基盤研究（B）（一般）	2	12,300
	基盤研究（B）（展開）	2	5,000
	基盤研究（C）（一般）	12	18,200
	萌芽研究	1	1,400
	若手研究（B）	5	7,600
	特定領域研究	2	8,700
	特別研究員奨励費	3	3,000
	厚生労働省（分担）	1	3,500
	合 計	28	59,700
2004（平成16）年度	基盤研究（B）（一般）	1	5,100
	基盤研究（B）（展開）	1	10,700
	基盤研究（C）（一般）	13	21,100
	萌芽研究	2	2,800
	若手研究（B）	4	6,400
	特定領域研究	1	6,800
	特別研究員奨励費	4	4,900
	厚生労働省（分担）	1	3,500
	合 計	27	61,300
2005（平成17）年度	基盤研究（B）	2	8,700
	基盤研究（B）（分担）	1	1,000
	基盤研究（C）	8	9,400
	萌芽研究	3	3,500
	若手研究（B）	5	7,700
	特定領域研究	2	8,900
	特別研究員奨励費	5	5,400
	厚生労働省（分担）	1	3,500
	合 計	27	48,100
2006（平成18）年度	基盤研究（B）	1	1,500
	基盤研究（B）（分担）	1	900
	基盤研究（C）	10	12,600
	萌芽研究	1	600
	若手研究（B）	7	10,500
	特定領域研究	1	2,800
	特別研究員奨励費	2	2,400
	厚生労働省（分担）	1	2,500
	合 計	24	33,800
総 合 計		134	256,700

文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団からの補助金交付額（表2）（単位：千円）

	2002 (平成14) 年度	2003 (平成15) 年度	2004 (平成16) 年度	2005 (平成17) 年度	2006 (平成18) 年度
高度化推進特別補助金	120,128	131,233	119,447	103,561	90,197
私立学校施設整備費補助金	0	5,060	0	0	35,883
大学改革推進特別経費	5,500	0	0	0	0
大学改革推進等補助金（特色GP）	0	0	0	0	2,535
学術研究資金	3,750	0	0	0	0

非営利団体等からの研究・調査助成金取得状況（表3）（単位：千円）

年 度	財団等の名称	交付金額
2002（平成14）年度	ヒューマンサイエンス振興財団 研究助成金 老人保健事業推進費等補助金 研究助成金 厚生労働省がん研究助成金 研究助成金 (財) 武田科学振興財団 研究助成金	7,479 4,250 1,050 2,000
	合 計	14,779
2003（平成15）年度	厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 研究助成金 厚生労働省がん研究助成金 研究助成金	2,500 1,200
	合 計	3,700
2004（平成16）年度	骨粗鬆症財団老人保健健康増進等事業研究 研究助成金 骨粗鬆症財団研究助成 研究助成金 食品成分試験法専門委員会 研究助成金 厚生労働省がん研究助成金 研究助成金	1,000 4,000 300 1,500
	合 計	6,800
2005（平成17）年度	骨粗鬆症財団 老人保健健康増進等事業研究 研究助成金 食品成分試験法専門委員会 研究助成金 ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム機構 (財) 持田記念医学薬学振興財団 研究助成金 骨粗鬆症財団 研究助成金 富士写真フィルム 研究助成金	1,800 300 13,257 1,000 800 500
	合 計	17,657
2006（平成18）年度	(財) 持田記念医学薬学振興財団 研究助成金 (財) 病態代謝研究会 研究助成金 (財) 内藤記念科学振興財団 研究助成金 (財) ノバルティス科学振興財団 研究助成金 (財) 持田記念医学薬学振興財団 研究助成金 (財) 上原記念生命科学財団 研究助成金 日本骨粗鬆症学会 研究助成金	1,000 1,000 2,000 1,000 1,000 2,000 800
	合 計	8,800

受託研究費一覧（表4）
(単位：千円)

年 度	件 数	金 額
2002（平成14）年度	6件	6,696
2003（平成15）年度	10件	11,524
2004（平成16）年度	9件	6,025
2005（平成17）年度	9件	8,515
2006（平成18）年度	5件	5,487
合 計	39件	38,247

奨学寄付金一覧（表5）
(単位：千円)

年 度	件 数	金 額
2002（平成14）年度	10件	25,700
2003（平成15）年度	15件	29,750
2004（平成16）年度	18件	29,650
2005（平成17）年度	17件	26,700
2006（平成18）年度	15件	27,250
合 計	75件	139,050

③予算配分と執行

【現状説明】

毎年9月初旬から予算編成作業に取りかかり、10月初旬までに各部署から予算要求（経常分・新規分ともに）を受け付けた後、全体の概算額を積上げ、学内理事会において新規予算枠を審議し、それを基に各部署別にヒアリングを行う。ヒアリングには、学内理事、事務局長、経理課長及び経理課職員、各部署の予算請求者及び予算担当者が出席する。その後学内理事会において予算大綱最終案が取りまとめられ、本理事会と評議員会において予算大綱として決定される。この決定は通常12月中旬から下旬にかけて行われる。この予算大綱に基づいて、各部署からの予算要求に対する審議経過の報告が行われると同時に、予算の追加要求を受付け、学内理事会において再度審議し、最終予算案の取りまとめを行う。この最終予算案は、本理事会と評議員会において審議され、予算及び予算書が決定される（通常3月下旬）。その後決定された予算額は各部署に通知される。なお、突発的な高額の支出に関しては、補正予算を適宜編成することになっている。

ヒアリングに際しては、効率性、必要度、優先度などの観点から、かなり詳細な検討が行われ、予算要求の絞込みがなされる。予算の執行は、学校法人神戸薬科大学経理規程並びに学校法人神戸薬科大学経理規程施行細則、及び支出額の根拠たるその他の諸規程に基づいて厳正に行われている。毎年4月に全職員対象に予算説明会が開かれ、透明性と公正性の向上に努めている。

【点検・評価】

これまで予算編成に関しても予算執行に関しても、決められた手続き通りに、また上記の各規

則に則って行われてきており、特にこれといった問題はなかった。ただ、従来の予算配分査定のヒアリングでは、力点がもっぱら新規の予算要求分に置かれがちで、経常費に関しては必ずしも十分な査定が行われてきたとは言えない。しかし、今後本学が置かれ得るであろう状況を鑑みれば、これまで同様の査定手続きを今後も続けることは適切とは思われない。経常費に関しても、できる限り厳正な査定を行い、財政上の無駄を省くと同時に、日常業務の効率的運営を促すような施策が必要である。

【改善方策】

経理課を中心に、今後の予算編成に際して、新規要求分のみならず、経常費に関しても、厳正な配分査定が行いうるような手続きのあり方と査定方法を工夫する。

④財務監査

【現状説明】

本学での財務に関するアカウンタビリティ（説明責任）については、経営内容の情報公開及び情報提供の一環として、学校法人神戸薬科大学寄附行為第27条第2項（財産目録等の備付）に基づき、いわゆる利害関係者（在学生、保護者、職員及び卒業生など）に対して責任を果してきた。予算・決算などの財務情報を大学広報誌などの印刷物の配付や学内閲覧、及びインターネットのホームページへの掲載などで実施している。

本学の財務監査には、外部監査と内部監査があり、前者は、公認会計士による月次の監査と年1回（5月）の決算監査であり、後者は、学校法人神戸薬科大学寄附行為第10条第2項（監事の選任及び職務）に基づき、学校法人監事（2名）が公認会計士から月次の監査の報告と年1回の決算監査の報告を受け、監査するものである。これらの学校法人監事2名は、本理事会（年4回）に出席し、学校法人としての本学の財産状況や理事の業務状況に対する監査（意見具申を含む）も行うことになっている。監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある場合には、文部科学大臣へ報告するか、あるいは理事会及び評議員会へ報告することになっている。

【点検・評価】

本学の財務監査はこれまでほとんど問題なく行われてきた。しかし、今後各種の補助金や助成金の取得状況若しくは受託研究費等の受託の内容や条件が非常に複雑になり、また一層厳正で厳格な管理が求められることが予想される。そのような状況の中で、現在の監査体制が現状のままでそういった事態に十分対応できるとは言い切れないようと思われる。

【改善方策】

現在の監査体制に関して今後の状況に対応できるかどうかもう一度吟味し、将来に向けての本学組織内の監査体制のあり方を整備する。

⑤私立大学財政の財務比率

【現状説明】

- a 消費収支計算書関係比率（以下の記述については大学基礎データ表46－1を参照願いたい）
支出関係比率については次のとおりである。
- ・消費支出比率及び消費収支比率：2003（平成15）年度及び2004（平成16）年度において数値が100%を超えてるのは、第1号基本金及び第2号基本金への組入れ増があったためである。それ以外では100%を下回っており、薬学部を含む複数学部を設置する大学の平均（以下、薬学平均と略）105.9%と比べ全体的に良好である。
 - ・人件費比率及び人件費依存率：ともに過去5年間を通じて薬学平均の人件費比率42.7%及び人件費依存率53.6%に対しやや高めの値で推移している。2004（平成16）年度及び2005（平成17）年度の値は、永年勤続者や中堅職員の退職者が多く、退職金が嵩んだためである。しかしそれでも、同年度の全国平均（大学法人、以下同じ）の両比率50.3%・89.2%に比べると、突出して高いとは言えない。
 - ・教育研究経費比率：減価償却額を考慮して吟味する必要があるが、過去5年間に特に大規模な新增改築がなかったこと也有り、2005（平成17）年度の薬学平均31.8%や全国平均33.8%の値と比べ、ほぼ良好な水準である。
 - ・管理経費比率：2005（平成17）年度の薬学平均6.6%や全国平均7.1%の値と比べ、概ね良好な状態である。
 - ・借入金等利息比率：過去5年間では2006（平成18）年度の0.6%へと漸減傾向にある。

収入関係比率については次のとおりである。

- ・学生生徒等納付金比率：2005（平成17）年度の薬学平均79.8%に比べると、本学の76.4%の値は望ましいといえるが、全国平均55.0%に比べると、約20%高くなっている。学生納付金に対する依存度が高い。
- ・寄附金比率：2005（平成17）年度の薬学平均1.6%や全国平均2.9%の値と比較すると、本学の同年度の値は、少し低めである。
- ・補助金比率：2005（平成17）年度の薬学平均10.7%や全国平均10.7%に比べ、本学での同年度の9.5%と5年間の平均値10.1%はやや低めである。
- ・基本金組入率：帰属収入に対する比率が2005（平成17）年度8.3%、翌2006（平成18）年度5.1%と一桁台に減っており、資金が予定どおり蓄積されていることを示している。
- ・減価償却費比率：2005（平成17）年度の薬学平均15.6%や全国平均10.1%と比較して、ほぼ同等の値で推移している。

- b 貸借対照表関係比率（以下の記述については大学基礎データ表47を参照のこと。）

主な比率については次のとおりである。

- ・固定資産構成比率、流動資産構成比率、流動比率及び 前受金保有率：固定資産構成比率については、2005（平成17）年度全国平均（以下、全国平均と略）84.2%に比べても94.3%と約10

%高い値で推移している。これは固定資産の中でも、とりわけ手元資金である流動資産については不要なものを極力減らして、安全度の高い長期の金融資産へ移し、運用収入の増大化を図るために その他の固定資産 としての積立を進めているためである。その内訳である 有形固定資産構成比率 44.9%（全国平均58.8%）とその他の固定資産構成比率 49.4%（全国平均25.4%）をみても、本学の固定資産構成の特徴が如実に表れている。その裏付けとして、流動資産構成比率が過去5年間で7%以下と、全国平均15.8%に比べて相当低い値となっている。また、流動比率においても、全国平均257.7%に対し、過去5年間平均が133.5%と相当低い値となっていることをみても、裏づけられる。

- ・ 固定負債構成比率：日本私立学校振興・共済事業団からの長期借入金の返済が順調に進んでおり、2006（平成18）年度には7.5%へと過去最低レベルにまで漸減している。（全国平均9.3%）
- ・ 流動負債構成比率：前述の固定負債構成比率とともに、負債そのものの漸減化に伴い5年間平均3.7%と、全国平均6.1%より低めに推移している。
- ・ 自己資金構成比率：負債の減少と自己資金の充実が進んだ結果、2006（平成18）年度には88.8%へと漸増傾向にある。（全国平均84.5%）
- ・ 消費収支差額構成比率：過去5年間常にプラスであり、全国平均のマイナス7.1%をみても良好である。
- ・ 固定比率、固定長期適合率：両比率ともそれぞれの全国平均99.6%・89.7%に比べ、過去5年間平均値が108.7%・98.7%と約9%前後高めで推移しているが、これは前述した、固定資産のうちの その他の固定資産 の構成比率が全国平均に対し相当高い値になっていることが、その大きな要因である。
- ・ 総負債比率、負債比率：両比率とも、負債の減少と自己資金の充実を反映して、それぞれの全国平均と比べても漸減し、2006（平成18）年度には11.2%・12.7%と過去5年間で最低値を示している。
- ・ 退職給与引当預金率：全国平均59.1%に対し、過去5年間常に100%以上を達成している。
- ・ 基本金比率：借入金の返済をはじめとする第1号基本金等への組入れも順調に進み、2006（平成18）年度には97.3%と過去5年間で最高値に達している。（全国平均96.2%）
- ・ 減価償却比率：過去5年間の最高値でも2006（平成18）年度の37.9%と、全国平均43.0%と比べて低く推移している。

【点検・評価】

上述の財務比率からは、本学の財務状況が全般的にみて健全性を保っていると判断される。しかし、2006（平成18）年度から始まった薬学教育6年制課程の進行に伴う教職員の人員確保や、新教育棟11号館（2008（平成20）年2月竣工）の建設を始めとする施設・設備の一層の充実、学外における実務実習に関連する諸経費等、今後大規模な支出が数多く待ち受けている。これらの大規模な資金需要に備えるためには、収入面においては、引き続き国庫補助金などの各種補助金や助成金のほか、奨学寄附金や受託研究費の確保など、収入源の多面的確保を一段と推進していくかねばならない。また、支出面においては、必要性と優先性を厳正に評価し、不要不急なものは

排し、これまで以上の経営資源の有効利用を図る必要がある。

人件費については、業務形態や組織の見直しを行い、業務の効率化を図り、できる限り抑制に努める必要がある。

【改善方策】

短期だけでなく、中長期の財政見通しをしっかりと立てる。その際、特に学生生徒納付金比率が全国平均に比して高いことや、寄付金比率及び補助金比率が薬学平均と全国平均に比して低いことの分析を行い、対策を検討する。

13 事務組織

【到達目標】

本学の学生及び職員が、それぞれの活動や職務を効率的に行えるよう事務組織を整備する。

①事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

本学の教育研究組織は、薬学部と大学院薬学研究科の1学部1研究科で構成され、それを支援する事務組織として、管理部門である総務課、経理課、施設課及び事務システム課が、教学部門である教務課、学生課、就職課及び入試課が設置されている。40名の専任職員を各々2～7名ずつ配属し、その他補助的業務に派遣職員6名及びアルバイト職員4名を配置している。2008（平成20）年4月には、事務システム課を発展的に廃止し、情報支援室を設置する予定である。（神戸薬科大学組織図 p140参照）

本学の教学組織として 大学の意思決定機関である学部教授会及び大学院教授会がある。学部教授会の下部組織として教務委員会、学生委員会、就職委員会及び入試委員会などの関連委員会が設置されている。各委員会には担当部署の事務職員が出席し、会議のスムーズな進行のサポート、資料作成、配布及び 議事録の作成などを担当し、決定事項の周知徹底に努めている。

なお、学部教授会（毎月2回開催）には、構成員による入試教授会及び教員採用の人事選考委員会を除いて、事務組織の事務局長及び各課長がオブザーバーとして6名まで出席が許可されており、教学組織の動きを把握し、事務組織として迅速な対応に努めている。

一方、大学院教授会には担当部署の事務職員が出席し、議事録を作成し、配付している。両教授会の議事録の配付先は、構成員であるが、議長の了解のもと管理部門及び教学部門の各課長にも配付され、決定事項の遂行が速かに連携、実行されるよう図られている。

学部教授会下部組織の委員会をはじめ、学長委嘱の委員会が延べ32設置され、各委員会から学部教授会へ議案及び報告事項が挙げられている。各委員会においては、委員会によっては教員以外に事務職員が委員として参加している場合もある。また委員会の議事録作成等に関わり、決定事項の周知徹底及びその遂行に努めている。

また、全学的な事務組織の情報交換の場として、総務課長を世話人とする課長会議を月1回開催し、教学部門と管理部門の情報の共有化を進めている。

両組織が連携協力して達成した成果の一例として、2007（平成19）年度には、情報委員会を中心とした情報の一元化に向けて、事務システム課を廃止し、教員1名及び事務職員1名で構成される情報支援室が設置されることになった。情報教育ネットワークの構築、電子ジャーナル及び各種学術情報データベースの管理、本学ホームページ管理、コンピュータ運用管理などの集中化とともに事務組織のスリムによる効率化も図っている。

【点検・評価】

事務組織の人員配置については、専任職員2～7名と部署間の開きがあるが、派遣職員などで

補って業務量とのバランスをとり、総数50名（非専任を含む）で不定期ながら人事異動を行って対応していることは評価できる。一方、課長席が空席あるいは兼任である部署については、他の部署や教学組織との連携が保てるような情報提供の配慮が必要である。

また、大学運営においては、事務組織と教学組織との連携は、通常業務に関してはほぼ確立されており、各委員会に教員だけでなく事務職員がオブザーバー又は委員として参加することによって推進されていることは評価できる。また、情報委員会を中心として、両組織の連携協力で、情報の一元化に向けて情報支援室を設置したことは評価できる。

【改善方策】

課長職が兼任又は空席になっている部署については、早期に人事の検討を行う。

②事務組織の役割

【現状の説明】

a 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

教務課は、事務職員6名、アルバイト職員1名から構成され、教育及び成績などに関する業務の遂行と、教授会及び教務委員会の資料作成、議事録作成などの企画・立案に関する補佐業務を行っている。業務内容は、学部及び大学院の授業時間編成、学内試験の実施、成績管理、国家試験、進級、卒業などに関する実務全般である。

学生課は、事務職員3名、看護師1名、派遣職員1名から構成され、学生生活全般に関する業務の遂行と、学生委員会の資料作成、議事録作成などの企画・立案に関する補佐業務を行っている。また、医務室、相談室及び大学構内外にある学生寮の管理運営をサポートしている。

従来、教務課では、卒業証明書、成績証明書などの発行業務を行っていたが、オンライン化と学生サービスの一環として証明書の発行窓口を、2007（平成19）年度から学生課に統一した。このことによって、学生の利便性が高まったとともに6年制移行に伴う教務課業務の増大、集中化の軽減が図られた。

また、6年制に移行してカリキュラムが大きく変化する中、教学部門が学生や教育に関する情報を共有できるよう組織の改革が必要となってきている。そこで、教学に関わる教務課、学生課、就職課の3課が連携協力することによって学生へのサービス向上及び業務の改善に寄与できるよう、システム改革が検討されている。

大学院については、現在のところ、大学院の充実と将来発展に関する事務局としての企画・立案機能を担う部署はない。

【点検・評価】

4年制課程と6年制課程が平行して進行していることから、教務課業務の増大が発生している現在、解決法として考えられるのは、事務職員を増員するか業務の効率化を図るかのどちらかである。既に2007（平成19）年4月から課長補佐クラスの異動による増員はなされたが、それを上回る業務量の増大となっている。このことから教務課、学生課、就職課の3課が共同で効率化を

図る必要がある。

また、学部、大学院ともに補佐業務には携わっているが、企画・立案業務に関しては、十分に担えているとは言えない。

【改善方策】

教学に関わる企画・立案及び補佐機能を強化するために、教務課、学生課、就職課の3課が有機的に統合した「学生支援センター（仮称）」の設置を検討する。

また、近い将来大学院のあり方を考える上で、事務組織の強化も検討する。

b 学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

【現状説明】

本学（学部・大学院）の予算編成の基本方針は、毎年12月に開催される理事会と評議員会で審議、決定される。その予算編成事務は、経理課と施設課が担当している。

まず、施設課が必要に応じて見積額算定をし、各部署の予算要求項目と金額を集約する。その後、ヒアリング折衝を経て、要求事項などを吟味・精査した上で、新規分・経常分すべてを積算し、概算を見積っていく。ヒアリング折衝には、予算要求各部署から1～2名が出席し、学内理事1名が経営的観点から事情聴取を行う。他に事務局長、経理課長・課員、施設課長・課員の5名が同席する。

このヒアリング結果をもとに学内理事会で予算審議が行われる。さらに、翌年3月の理事会、評議員会までに、追加要求分や金額などに細かい検討を加え、最終的な予算（案）を組んでいくこととなる。予算編成作業において、経理課と施設課は、理事会、評議員会での審議、決定のための根拠となる資料等を作成、提供する役割を担っている。

【点検・評価】

経理課と施設課は、予算案の編成、折衝に必要な判断材料を作成し、提供する役割をもち、それを効率的かつ円滑に進めるようサポートしていると評価できる。

【改善方策】

特になし。

c 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状説明】

事務組織は、学校法人最高意思決定機関である理事会での決議事項に基づき学校法人の管理運営に関する事務処理を行っている。理事会での審議事項は、まず学内理事会で審議され、その後理事会に上げられる。会議資料の作成、準備など、実務上は事務局長を責任者として、理事への報告、連絡などの事務を遂行している。

一方、教学組織の最高意思決定機関である学部教授会及び大学院教授会において、事務組織は、

各種委員会などの準備段階から関与して審議事項に関する資料作成及び準備などを行い、また必要に応じて説明をするなど議事進行のサポートを行う。決定事項を各部署及び学生等に適切に伝達する役割を担っている。

学内理事会には、1～3名の事務局の課長職以上の者が、学部教授会には4～6名の各部署の課長職以上の者が、オブザーバーで出席する。教学組織、経営組織、事務組織の間において、意思決定の内容を共有し、相互の意思の疎通を円滑にし、各組織業務が良好に執行されるよう図られている。

さらに、事務組織の全課長で構成される課長会が毎月1回開催され、各部署に関わる問題点や課題などについて協議し、業務遂行の円滑化に努めている。

また、各部署の担当者1名が交代で出席し、業務予定や連絡事項を報告し合う事務連絡会を毎週1回開催している。この会では、事務局長が理事会や教授会等の決定事項の内容を伝え、日常業務への取組みに反映させるよう努めている。

【点検・評価】

現在、理事会、学部教授会へ事務局長や課長がオブザーバーとして出席し、業務遂行の円滑化に努めており、現在のところ良好な状態にあるといえる。一方、大学院教授会については、担当部署の課員1名しか出席していないので、サポート体制が必ずしも十分であるとは言えない。また、大学院関係業務の多様化により過大の負担がかかっている。

【改善方策】

大学院教授会での議事運営がより円滑に進むように、事務組織の支援体制を整備する。

d 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

【現状の説明】

(a) 国際交流については、窓口が一本化されていない。1998（平成10）年度から本学のポスト・ドクター（PD）制度導入により、現在3名の外国人PDが在籍している。受入れについては、研究室主体で行われているが、教務課及び総務課の担当職員も各種手続きに関わってきている。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）兵庫センター、神戸市立衛生研究所及び厚生労働省神戸検疫所などと協力して、発展途上国の研究者等を毎年受入れて、講義と実習の指導を行っている研究室もある。国際問題のテロ防止対策上から、受入れに関しての調査・報告などには、総務課が関わっている。

一方、学部留学生は、学生課で対応している。兵庫県国際交流協会と県内4年制の大学が連携して国際交流を行う「大学洋上セミナーひょうご」に学部学生希望者と事務職員1名が1990（平成2）年度から12回参加している。6年制課程の学生のために、当セミナーに代わる国際交流の機会や海外の留学先の提携が望まれる。

(b) 入試課は、事務職員4名から構成され、入試委員会が提案し教授会が決定する選抜方式の立案サポート、試験問題作成者などの委嘱、入試会場の手配など入学試験業務、並びに高校訪問

及び入試要項、キャンパスガイドの作成などの広報活動を行っている。

- (c) 就職課は、事務職員3名が担当している。就職委員会の指導のもとに、キャリアガイダンス及びインターンシップガイダンス、就職支援セミナーなどを開催し、学生の自主的な就職活動をサポートしている。

学内職員に求人状況や企業等の情報を提供するために、月末統計報告（当該1か月間の求人件数、進路内定情報、来学者情報交換記録、求人先訪問記録、出張報告など）を作成し、就職委員会はもとより、大学院主幹、各研究室、4年次生クラス担任、事務局長、総務・教務・学生・入試各課長に回覧している。

【点検・評価】

- (a) 国際交流における事務組織の窓口として、学生課、教務課及び総務課がそれぞれに対応しているが、受入れから日常生活の指導まで一本化して、受入れる側、留学生ともに利便性を図る必要がある。また、対応する事務職員のコミュニケーション力や語学力についてもスキルアップの必要がある。
- (b) 選りすぐれた入学生を確保するために、受験生に関する情報の収集・管理・分析を強化する必要がある。
- (c) 月末統計報告の中で、来学者情報交換記録及び求人先訪問記録が、学内の職員への業界・企業情報提供の役割を果していると考える。また、インターンシップをキャリア支援に導入し、多数の学生が参加していることは評価できる。

【改善方策】

- (a) 国際交流の業務に関係する担当窓口を一本化する。
- (b) 入試情報の収集・管理・分析を行う体制を整える。
- (c) 6年制課程学部学生の進路支援のために、各研究室及びクラス担任との連携協力をより緊密にし、キャリア・カウンセリングや医療機関・企業情報の収集、分析及び提供のためのシステムを作る。

e 大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

【現状説明】

大学運営を経営面から支える事務局機能としては、財源の確保、財政の健全化、予算の効率的運用、外部資金の導入さらに経営分析、経営計画の立案などが挙げられる。本学は、法人事務局として独立した部署を持たないため、事務局長を中心に、事務局総務課、経理課などが、その機能を担うことになる。財政の健全化、予算の効率的運用、外部資金の導入などへの関わりは、経理課、総務課などによりかなりの部分がしっかりとカバーされている。しかし将来にわたる財源の確保、経営分析、経営計画の立案といった中長期的な大学経営の根幹に関わる方針を定期的かつ系統的に検討するようなシステムを、現時点では確立するに至っていない。

【点検評価】

事務局での日常の業務はきちんとなされており、その延長線上ではあるが、独立した法人事務局を持たないにもかかわらず、現在のところ経営面に対するサポートも適切になされていることは評価できる。しかし大学の的確な将来計画、将来構想を持つためには、大学の経営状況を定期的にしっかり分析し、中長期的財源の確保や大学の経営計画などについて具体的立案に関われるような事務組織、例えば企画室のようなものが必要である。

【改善方策】

法人事務局的機能、特に企画立案能力を持った人材を擁する企画室のような事務組織の設置を検討する。

③事務組織の機能強化のための取組み

【現状の説明】

教学組織と事務組織との連携をとり、事務職員の専門性を高め、学生サービス及び大学の経営・運営にも参画できるよう下記のような取組みを日常業務と平行して実施している。

事務職員を対象とした外部研修では、日本私立大学協会の事務局長・課長（経理、教務、学生、図書館、就職）相当者研修会、図書館司書主務者研修会、日本私立学校振興・共済事業団の事務担当者研修会・連絡会、人事行政研究所の給与関係の研修会、私学経営研究所及び薬学図書館協議会の研究集会など、SD の試みとして、定期的あるいは必要に応じて参加している。

また、学内での自主的な研修会として、事務職員が自ら企画した講演会、ビデオ研修、プレゼンテーション、ディスカッションなどを月 1 回実施している。

2007（平成19）年10月に若手事務職員を対象とした、国公私立を越えて情報交換する研究会（第1回目）が神戸大学において開催された。「大学コンソーシアムひょうご神戸」と「国立大学マネージメント研究会」が連携して、大学の教育力、経営力、就職力を向上させるために、専門性を高める機会を提供するものである。今後、本学も若手事務員が積極的に参加し、日常業務に反映させることが望まれる。

【点検・評価】

社会状況や学生の多様化により、また 6 年制に伴う業務増大により、従来の事務職員の新人研修だけでは、変革期の大学の一般業務に対応できなくなってきた。また、業務が専門性を持つ職員に集中する傾向が顕著にみられる。事務職員の部署ごとの学外研修会への参加や自主的に開催されている学内研修会への参加協力体制は評価できるが、各部署での積極的な予算措置がとられていないことが問題である。

【改善方策】

厚生労働省職業安定局の助成金制度などを利用し、事務職員が公費あるいは一部負担で受講し、各種資格が取得できるシステムを導入することを検討する。

14 自己点検・評価

本学の学部、大学院における教育・研究活動のすべてについて、効果的に自己点検・評価を行い、その結果を的確にそれぞれの活動にフィードバックするとともに、その結果を公表し、社会的な説明責任を果す。

①自己点検・評価

【現状説明】

1991（平成3）年の大学設置基準の改正により、大学はその社会的使命を達成するために、自ら恒常に現状を点検・評価し、将来に向けて改善することが求められるようになった。それを受け、本学では1993（平成5）年「自己点検・評価委員会」が発足した。本委員会は、学長及び教授会構成員の中から学長が委嘱する若干名の委員を持って構成され、委員の任期は2年である。委員長は学長が務める。

この委員会の主導のもと、本学では定期的に大学院も含めた全学的な自己点検・評価が行われ、1995（平成7）年に最初の報告書が出された後、引き続き隔年で2001（平成13）年の報告書第4篇まで出された。その後第三者による客観的評価を受けることの必要性から大学基準協会への加盟が検討され、2003（平成15）年4月に加盟申請を行い、2004（平成16）年4月に加盟が認められた。以後自己点検・評価委員会は、大学基準協会による大学評価を視野に入れた全学的自己点検・評価をサポートする役目を担っている。2006（平成18）年には、加盟認定時に受けた勧告・助言についての改善状況をまとめた「神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会 加盟判定審査後の改善状況2006－」を発刊した。

またこの委員会は、隔年で行われる「学生による授業評価アンケート」の実施に関しても責任を持ち、得られたアンケート結果の分析、評価を行っている。

【点検・評価】

比較的早い時期から自己点検・評価委員会を組織し、その委員会の主導で、定期的に自己点検・評価を行い、報告書を出してきたこと、また、大学基準協会への加盟認定後も中間報告も含め報告書を定期的に出していることは、「自己点検・評価を恒常的に行うための制度・システム」が確立され、機能していることを意味し、評価できる。また、大学基準協会の点検・評価項目に従った点検・評価を実施するようになり、その精度がそれ以前より上がったことも評価できる。

しかし、自己点検・評価委員会の役割がともすると「報告書作り」に大きなウエイトを置いていることは否めない。また、それに伴い、各部署・各委員会での自己点検・評価作業も「報告書作り」で終りがちである。これは、この委員会が本来の自己点検・評価をサポート、チェックする機関としての役割をまだ十分には果し得ていないことを意味する。

ただ、今回のこの報告書作りでは、大学基準協会から講師を招いて全学的説明会を持ち、更に各委員会での報告書作りの際、委員会全体で徹底的な議論・検討を重ね内容を十分に吟味するように自己点検・評価委員会から指示をしている。このことが単に「報告書作り」ではない真の

「自己点検・評価」につながっていくことが期待できる。

【改善方策】

ともすると「報告書作り」に終始してしまいがちな自己点検・評価作業を、本来の意味あるものにするために、自己点検・評価委員会の役割を再度検討し、明確化する。すなわち、より機能的な点検・評価ができるように、大学全体の視点に立って適切な点検・評価作業を提案し、またそれぞれの部署・委員会でなされる自己点検・評価にかなり踏み込んだ指示をし、更にそれぞれで行われた自己点検・評価の妥当性を再度評価・吟味できるだけの役割を、自己点検・評価委員会に持たせることを検討する。

②自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状説明】

本学では、自己点検・評価の結果を受けて、それを改善・改革へと導くための特別な制度システムは、未だ構築できていない。自己点検・評価の際に明かになった問題点に対して、その解決はそれぞれの部署に委ねられているのが現状である。その際、それぞれの問題点の解決をどの部署に委ねるかを分析し決定するのは、現在のところ自己点検・評価委員会である。

【点検・評価】

本来、自己点検・評価で明かになった問題点は、大学全体で共有し、的確な改善・改革ができるように、全学的視野で具体的解決へのアクションプランを立てることが必要である。更に実際に問題点の解決へ向けてそのアクションプランが実行され、改革・改善が進んでいるかをチェックする態勢が必要である。しかし、本学ではほとんど個々の部署・委員会にその解決が委ねられており、その進捗状況をチェックする機能も働いていない。

ただ、自己点検・評価委員会は改善・改革を行う機関ではないが、特に大学基準協会からの勧告・助言として明かになった問題点については、その解決をどの部署、どの委員会に委ねるかを検討し決定している。この点では、システム構築の糸口は見えてきていると言える。

【改善方策】

強いリーダーシップを持って、全学的視野で改革・改善のためのアクションプランを立て、また、各部署・各委員会に改革・改善の提言・提案を行い、更にその実行の進捗状況をチェックできる態勢を早急に整える。そのため、現在の「自己点検・評価委員会」に新たな役割を与えてこれを実現できるよう検討する。

③自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状説明】

大学基準協会への加盟認定以前から発刊されてきた自己点検・評価の報告書は、学内だけでなく、広く学外の関係官庁、諸団体、薬系国公私立大学に配付されている。更に2004（平成16）年

の大学基準協会加盟認定以後は大学評価を受けることになり、自己点検・評価に対する学外者による検証は適切になされていると思われる。

【点検・評価】

以前から自己点検・評価報告書を広く学外へも配付していることは、評価できるが、これだけで「自己点検・評価結果の客觀性・妥当性を確保するための措置」が適切に取られていたとは言えない。しかし大学基準協会の大学評価を受けることでその措置は適切に取られるようになり、評価できる。

【改善方策】

今後も、大学基準協会のプログラムに添った大学評価を継続して受けると共に、現在新たに準備中の「薬学教育評価機構による薬学教育6年制第三者評価」を受ける。

④大学に対する社会的評価等

【現状説明】

本学の教育、研究の質の高さは、社会的に高く評価されている。2006（平成18）年に掲載された下記2誌の記事は、本学の教育、研究の質の高さと、就職支援など学生生活面でのしっかりととしたサポート体制が評価されたものと思われる。

- ・読売ウイークリー（2006.8.13発行）
「『就職』本当に強い200大学」で就職率ランキング5位。
- ・PRESIDENT（2006.10.16発行）
「『お買い得大学』を大公開！」で、入学偏差値に比して卒業生の平均年収が高いという評価。
また、2007年には、「エクステンションセンター開設」、「神戸大学との大学連携」など、トピックスとして新聞などでの報道もなされている。

【点検・評価】

上述のように、高い社会的評価を裏付ける時機を得た報道などもなされてきているが、必ずしも十分とは言えない。

【改善方策】

本学の教育、研究の質の高さを的確に社会的評価につなげる努力が必要であり、広報を含めたそのためのシステム作りを検討する。

⑤大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

【現状説明】

本学では、文部科学省からの指摘事項、大学基準協会からの勧告等は、全て理事会、教授会及び大学院教授会で報告され、まず全学的に問題点を共有するところから始めている。その上で、

理事会、教授会、大学院教授会 また、必要に応じ担当部署、担当委員会で協議を重ね改善に努めている。

2004（平成16）年大学基準協会加盟認定時に「大学への提言」として受けた勧告・助言に対する改善状況については、2006（平成18）年「神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会 加盟判定審査後の改善状況2006－」として報告書を作成した。そこに既に記したことと加えその後の対応も含め、勧告・助言に対する対応及び改善状況を以下に述べる。

2004（平成16）年大学基準協会加盟認定時に受けた勧告は、以下の2点であった。

1. 学生の受入れについて

「薬学部薬学科、衛生薬学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、適正化を図られたい。」

2. 財政について

「私立学校法第37条では理事の業務執行の状況についても監査が求められているが、監事の監査報告書にこの点についての記述がないので改善されたい。」

勧告1. についての対応及び改善状況

この問題は、大学全体でも重要な問題と捉え、特に6年制に移行した2006（平成18）年度からは、上級学年で実施予定の病院・薬局実務実習の受入先確保という問題とも絡んで、深刻な問題と受けとめられている。在籍学生数をなるべく定員に近づけるためには、入学者を限りなく入学定員に近づけることと、留年者を減らすことである。この2つについては、「II 4(5)⑤定員管理」の項及び「II 3(2)③履修指導」の項でそれぞれ述べられているように、鋭意努力を進めている。

しかし下表で見るように、必ずしも努力の効果は表れてはいない。勧告を受けた当時、入学定員は240名であったが、2005（平成17）年度より270名となった。少くともその時点では、収容定員に対する在籍者数の比率を1年次生では1.06に、総数でも1.15にまで落とすことができた。しかし6年制が導入された2006（平成18）年度より事情が一変した。薬学6年制への移行、新設薬学部の増加により不確定要素が増え、いわゆる歩留まり率の予測が難しく、結果的に2006（平成18）、2007（平成19）年度はそれぞれ1年次生の上記比率が1.32、1.27と大幅な定員超過となっている。上記「定員管理」にも記載されているように、入学者を定員に近づけるための工夫、努力は現在もなされている。その努力の成果が今後現れてくると期待できる。

留年者を減らす努力も「履修指導」で述べているようにいろいろ行っているが、その成果は今のところ上がっていない。むしろ6年制導入後多くなる傾向にあるが、今後も全学的に努力を重ねるつもりである。

学生収容定員に対する在学生数の比率の推移（2003年度～2007年度）参考として留年者数を除く

		1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	総計
2003年度	収容定員	240	240	240	240	960
	在籍数	281	279	304	308	1,172
	比率	1.17	1.16	1.27	1.28	1.22
	留年者数	12	13	12	19	56
	参考比率	1.12	1.11	1.22	1.20	1.16
2004年度	収容定員	240	240	240	240	960
	在籍数	310	275	283	307	1,175
	比率	1.29	1.15	1.18	1.28	1.22
	留年者数	8	4	10	13	35
	参考比率	1.26	1.13	1.14	1.23	1.19
2005年度	収容定員	270	240	240	240	990
	在籍数	288	304	277	271	1,140
	比率	1.07	1.27	1.15	1.13	1.15
	留年者数	7	10	14	2	33
	参考比率	1.04	1.23	1.10	1.12	1.12
2006年度	収容定員	270	270	240	240	1,020
	在籍数	356	294	290	270	1,210
	比率	1.32	1.09	1.21	1.13	1.19
	留年者数	14	26	16	11	67
	参考比率	1.27	0.99	1.14	1.08	1.12
2007年度	収容定員	270	270	270	240	1,050
	在籍数	342	339	285	290	1,256
	比率	1.27	1.26	1.06	1.21	1.20
	留年者数	24	14	8	11	57
	参考比率	1.18	1.20	1.03	1.16	1.14

留年者数とは前年度の進級基準に達していない学生を原級に留めた数である。

参考比率とは在籍数から留年者数を除いて算出した比率である。

4年制では①、②、③となり、これを平均しても1.16である。

6年制では2007年度の1、2年生を見ても1.19である。

実入学者・1年次生数・留年者数の推移（2003年度～2007年度）

(各年度5／1現在)

	入学定員	実入学者	定員充足率	1年次生数	留年・復学者数
2003年度	240	268	1.12	281	13
2004年度	240	300	1.25	310	10
2005年度	270	280	1.04	288	8
2006年度	270	342	1.27	356	14
2007年度	270	318	1.18	342	24

…4／10退学者1名を除く

勧告2. についての対応及び改善状況

従来から監事の業務監査は行われていたが、勧告を受け、2004（H16）年度監査報告書から理事の業務執行状況について監査した旨の記載がなされるようになった。

以上2つの勧告の他に、いくつかの助言を得ている。その内問題点の指摘に関わるものについて、その対応、改善状況を簡単に以下にまとめた。（斜体で書かれたものが「助言」の内容で、立体で書かれたものが対応等である）

- a 大学が掲げる理念・目標は、学生の手引きには明示されているが、大学案内、学生向け資料やホームページなどには必ずしも明確に記されているとはいえない。受験生及び在学生に建学の精神、教育の理念、目標等を説明する機会を設けることが必要である。

現在ホームページに掲げられている。

- b 2学科制（薬学科、衛生薬学科）の教育目標、特色を明確にすることが望まれる。
6年制への移行に伴い、薬学部薬学科の1学科制になった。

- c 学科への配属の時期についても、入試要項、学生の手引、シラパス等に明記することが望まれる。

（上記参照）

- d 学部の公募制推薦入試において学科試験（化学、英語）が課されている点は早急に是正されることが望まれる。

上記助言を受け、直ちに入試委員会にて検討が始まり、10数回にわたり慎重に審議を重ねた結果2004年に一旦「小論文のみを課す」方式をとるとの結論に至った。しかしこの年、「2006年度より6年制導入」が決まったため、一旦決定したこの選考方法を白紙に戻さざるを得なくなりました。今後受験生の動向を見極めながら、再度検討し直すことになっている。

- e 薬学研究科博士後期課程薬学専攻の定員充足率が低いので適正化を図ることが望まれる。

銳意努力中

- f 一部に研究活動の不活発な教員がみられるので、一層の活性化が望まれる。

活発にするよう奨励しているが、それぞれの実務状況の違いにより、研究活動にかけ得る時間に差が生じてくることは否めない。そのため本学では、むしろ研究活動だけでなく、それぞれの教育、実務なども評価の対象とするような評価方法の多様化を図っている。

- g 電子ジャーナルや学外データベースなどへのアクセスのためのコンピュータの増設、視聴覚関係機器、備品額の改善に期待したい。

現在はかなり改善されている。

- h　自己点検・評価の結果の改善に向けてどの組織がどのように取り扱うかについては、明確な方針が示されていないので、今後、自己点検・評価委員会がチェック機関としての役割を果たすためには、他の委員会・組織との関係・役割を明確にする必要がある。
今後の検討課題である。

- i　大学院の自己点検・評価については、新専攻を設置したばかりでもあり、大学・学部に比べると十分とは言えないので、今後の充実を期待する。
本学の自己点検・評価委員会は、学部だけでなく大学院に関してもその役割を担っている。

【点検・評価】

上述のように、文部科学省からの指摘事項、大学基準協会からの勧告、助言などは、全学的に問題点が共有され、その解決、改善に向けての取組みも全学的になされていることは評価できる。事実その結果、それぞれの指摘事項、勧告は、改善してきたものが多い。しかしその一方、未だ改善の進んでいないものもあることは否定できない。

【改善方策】

今後このような未解決の問題点を解決していくためには、学長、副学長が強いリーダーシップを発揮することが必要である。自己点検・評価委員会の権限を強化することにより、このような指摘や勧告に、より迅速な対応ができる態勢を整える。

15 情報公開・説明責任

【到達目標】

高等教育機関としての説明責任の重要性を認識し、教育・研究・財務等の情報を適切な方法で公表し、社会的説明責任を果す。

①財政公開

【現状説明】

本学では、以前より下記の方法で財政関係の情報を公開してきている。

- ・大学広報誌「ききょう通信」

配布先は、学内教職員、学生及びその保護者をはじめ他大学、関係諸機関などかなり広範囲である。法人会計決算については資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表を示してその概要を、法人会計予算については資金収支計算書・消費収支計算書示してその概要を、詳細な解説と共に明かにしてきた。

- ・本学ホームページ

上記「ききょう通信」掲載のものとほぼ同じものを本学ホームページに公開している。これを見れば単年度の概要だけでなく、経年推移も把握できる。

- ・自己点検・評価報告書

1995（平成7）年に最初に出された報告書から毎回財政内容及びその経年比較や傾向を分かりやすく示してきた。

【点検・評価】

実施されている公開の方法は、それぞれ特徴があり、財政の情報公開は比較的適切に行われている。特にホームページでの公開は、より広く公開できるという点で高く評価できる。ただ、その公開されている内容については、さらに吟味の必要がある。

【改善方策】

透明性を高めるため、ホームページ上で現在公開されている情報に加え、事業報告書、財産報告書及び監事の監査報告書などもホームページ上の公開を計画する。

②情報公開請求への対応

【現状説明】

本学では、大学院を含め、従来から、事業や財政の内容等について、各種印刷物やホームページなどで情報公開に努めてきた。これまで特に現在公開している内容以上の具体的で詳細な情報公開を求められたことはほとんどない。

しかし、情報公開請求のあった時の対応についての具体的議論も未だなされていないのが現状である。

【点検・評価】

情報公開請求への対応について、具体的議論もなく、対応策もできていない。早急に具体的ルール作りをする必要がある。

【改善方策】

情報公開請求への対応について、大学院を含め、全学的に具体的議論を早急に始めるとともに、公開すべき対象者や公開内容などについて具体的に定める「情報公開規則（仮称）」のようなルール作りに取りかかる。

③自己点検・評価結果の発信**【現状の説明】**

大学基準協会への加盟認定以前から発刊されてきた本学の自己点検・評価の報告書は、学内だけでなく、広く学外の関係官庁、諸団体、薬系国公私立大学に配付されていた。2004（平成16）年の大学基準協会加盟認定時にはその結果を「神戸薬科大学 自己点検・評価報告書（大学基準協会 加盟判定審査報告書 2004）」としてまとめ、さらに2006（平成18）年には、加盟認定時に受けた勧告・助言についての改善状況をまとめた「神戸薬科大学自己点検・評価報告書－大学基準協会 加盟判定審査後の改善状況2006－」を発刊した。これらいずれも同様に広く学内外に配布している。

【点検・評価】

上記のように報告書類をその都度の学内外へ広く配布していることは評価できるが、「開かれた大学」という見地からより広い公開方法の検討も必要と思われる。また今後出てくる大学評価の結果も、広く公開する必要がある。

【改善方策】

自己点検・評価報告書の内容及び大学基準協会の大学評価の結果などを、大学ホームページに掲載する。

神戸薬科大学組織図（6年制）

(専門教育)

